

令和2年12月定例会

飯 島 町 議 会 会 議 録

令和2年12月 3日 開会

令和2年12月15日 閉会

飯 島 町 議 会

令和2年12月飯島町議会定例会議事日程（第1号）

令和2年12月3日 午前9時10分 開会・開議

1 開会（開議）宣告

1 議事日程の報告

1 町長議会招集挨拶

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 第 1号議案 教育委員会委員の任命について

日程第 5 第 2号議案 飯島町議会議員及び飯島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例

日程第 6 第 3号議案 町税外収入金の延滞金徴収条例の一部を改正する条例

日程第 7 第 4号議案 飯島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日程第 8 第 5号議案 飯島町地域包括支援センター条例の一部を改正する条例

日程第 9 第 6号議案 飯島町公園条例の一部を改正する条例

日程第10 第 7号議案 飯島町B&G海洋センター設置条例の一部を改正する条例

日程第11 第 8号議案 令和2年度飯島町一般会計補正予算（第8号）

日程第12 第 9号議案 令和2年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

日程第13 第10号議案 令和2年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）

日程第14 第11号議案 令和2年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第4号）

日程第15 第12号議案 令和2年度飯島町下水道事業会計補正予算（第3号）

日程第16 第13号議案 飯島町公園条例に基づく千人塚公園の指定管理者の指定について

日程第17 第14号議案 飯島町公園条例及び飯島町都市公園条例に基づく与田切公園の指定管理者の指定について

日程第18 発議第16号 飯島町議会基本条例の一部を改正する条例

○出席議員（12名）

1番	滝本登喜子	2番	三浦寿美子
3番	久保島 巖	4番	中村 明美
5番	橋場みどり	6番	好村 拓洋
7番	折山 誠	8番	坂本 紀子
9番	浜田 稔	10番	本多 昇
11番	竹沢 秀幸	12番	堀内 克美

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者																		
<p>飯島町長 下平 洋一</p>	<table border="0"> <tr> <td>副 町 長</td> <td>宮下 寛</td> </tr> <tr> <td>総 務 課 長</td> <td>久保田浩克</td> </tr> <tr> <td>企画政策課長</td> <td>堀越 康寛</td> </tr> <tr> <td>住民税務課長</td> <td>大島 朋子</td> </tr> <tr> <td>健康福祉課長</td> <td>藤木真由美</td> </tr> <tr> <td>産業振興課長</td> <td>座光寺満輝</td> </tr> <tr> <td>建設水道課長</td> <td>那須野一郎</td> </tr> <tr> <td>地域創造課長</td> <td>松澤 京子</td> </tr> <tr> <td>会計管理者</td> <td>松村 和夫</td> </tr> </table>	副 町 長	宮下 寛	総 務 課 長	久保田浩克	企画政策課長	堀越 康寛	住民税務課長	大島 朋子	健康福祉課長	藤木真由美	産業振興課長	座光寺満輝	建設水道課長	那須野一郎	地域創造課長	松澤 京子	会計管理者	松村 和夫
副 町 長	宮下 寛																		
総 務 課 長	久保田浩克																		
企画政策課長	堀越 康寛																		
住民税務課長	大島 朋子																		
健康福祉課長	藤木真由美																		
産業振興課長	座光寺満輝																		
建設水道課長	那須野一郎																		
地域創造課長	松澤 京子																		
会計管理者	松村 和夫																		
<p>飯島町教育委員会 教育長 澤井 淳</p>	<p>教 育 次 長 片桐 雅之</p>																		

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	林 潤
議会事務局書記	吉澤 知子

## 本会議開会

開 会	令和2年12月3日 午前9時10分
議 長	<p>おはようございます。町当局並びに議員各位におかれましては大変御苦労さまです。これから令和2年12月飯島町議会定例会を開会いたします。</p> <p>議員各位におかれましては、会期中の本会議及び委員会審査を通じて慎重かつ精力的に御審議をいただくとともに、円滑な議事運営に御協力をいただきますようお願いをします。</p> <p>これから本日の会議を開きます。</p> <p>本日の議事日程については、お手元に配付のとおりです。</p> <p>開会に当たり町長から御挨拶をいただきます。</p>
町 長	<p>おはようございます。議会の招集に当たりまして御挨拶を申し上げます。</p> <p>令和2年11月9日付、飯島町告示第82号をもって令和2年12月飯島町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、時節柄、御多忙中にもかかわらず全員の御出席をいただきまして、心から厚く御礼申し上げます。</p> <p>最初に、11月28日に飯島町から新型コロナウイルス感染症の陽性反応者が発生したと報道されました。感染された方の回復と関係の皆様にご心よりお見舞い申し上げます。幸い、それ以後、町内から陽性者は出ておりませんが、町民の皆様には改めて感染防止の基本的な取組であるマスクの着用、手指の消毒、3密を避けるなどの蔓延防止策をお願いするところでございます。基本的な取組ではございますけれども、第1波、第2波を終息させたのは、これらの取組を国民一人一人が徹底した結果であると思っております。</p> <p>また、心配な病気ではありますが、感染した方やその御家族などに罪はありません。差別や誹謗中傷などの心ない言動や行動は厳に慎んでいただくようお願いするところでございます。冷静な判断をいただき、飯島町では差別や偏見、いじめなどがないすばらしい町だと言われるよう、みんなで取り組んでいきたいと思っております。</p> <p>さて、令和2年も残すところ僅かとなりました。振り返ってみますと、年当初は積雪が全くない暖かい冬を迎え、その後、穏やかに新年のスタートが切れると期待していたその矢先、新型コロナウイルスの猛威が全世界に広がり、今まで経験したことのないほどの恐怖を感じ、生活様式も一変し、経済を麻痺させる一種の災害とも言える世の中になってしまいました。</p> <p>4月には、希望を持って新たな世界へ飛び出すはずであった学生の皆さんは、入学式もできず、登校も許されない状態となり、中体連や高校総体などスポーツの大会も中止になるなど、若者にも大きな影響を与えました。</p> <p>また、東京オリンピック・パラリンピックの延期など、多くのイベントも中止や延期となるなど、多方面にわたって大きな影響が出たところでございます。</p> <p>医療体制の充実も進められましたが、感染者の発生が収まらない今、医療現場は大変</p>

な状況が続いています。国民の不安を解消する最大の対策がワクチンの開発になりますが、現代の高度な医療技術により一日も早く完成することを願うばかりでございます。

このような中、7月には令和2年7月豪雨に見舞われ、県内でも死者が出る災害が発生しました。当町でも林道を中心に幾つかの災害が発生しましたが、町民の皆様へ直接被害が出ることも少なく、安堵したところでございます。その後、長かった梅雨が明けると、今度は一転して猛暑の日々が続きます、例年なら涼しくなるはずの9月まで暑い日が続きます、幾つか発生した台風も、上陸した台風は12年ぶりにゼロという年になりました。

政治に目を向けますと、全世界が注目したアメリカ合衆国大統領選挙は、いまだ混沌とした状況となっています。これを受け米中関係は微妙な状態となり、日本の今後の姿勢が問われるところとなってまいりました。

我が国においても、歴代最長の総理大臣を務めた安倍氏が突然の辞意を表明し、菅氏が後を引き継ぐ形となりました。コロナ対策を最優先としていますが、行政改革やデジタル化の推進など独自の政策も進めており、地方自治体には少なからず変化の波が来るものと感じているところでございます。

当町におきましては、多くのイベントや会議等の開催を見送り、動きが出せない年となってしまうりましたが、新型コロナウイルス対策として相談窓口の設置や各区・自治会、医療・福祉関係機関などへ感染防止資材を配布したところでございます。また、町内の経済循環を図るため2回にわたってくらし復興券の販売を行いました。今後はウイズコロナの時代になろうかと思いますが、しっかりと対応してまいりたいと思っております。

このように厳しい社会情勢の中ではありませんでしたが、町として地方創生臨時交付金の支援を得てワーケーション事業への取組や陣馬工業団地の売却なども進めることができ、第6次総合計画とともに、環境循環ライフ構想の考え方など、リニア新時代の未来に向かっての方向性も示すことができました。

政治の大きな変革、異常気象と新型コロナウイルスに振り回された年となりましたが、町民の皆様への御理解、御協力と議員の皆様のお力もいただく中で、何とか一年を終えることができそうです。多くの皆様へ感謝申し上げる次第です。

さて、本定例会に御提案いたします案件は、人事案件1件、条例案件6件、補正予算案件5件、指定管理者の指定案件2件の計14案件でございます。何とぞ慎重な御審議をいただき適切なる御決定を賜りますようお願い申し上げます、議会定例会招集の挨拶いたします。ありがとうございました。

議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。  
本定例会の会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により5番 橋場みどり議員、6番 好村拓洋議員を指名します。

議長 日程第2 会期の決定についてを議題とします。  
本定例会の会期につきましては、過日開催されました議会運営委員会において協議をいただいております、議会運営委員長より会期は本日から12月15日までの13日間とするこ

とが適当との協議結果の報告がありました。

お諮りします。本定例会の会期は議会運営委員長からの報告のとおりとしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月15日までの13日間とすることに決定しました。

会期の日程は事務局長から申し上げます。

事務局長 (会期説明)

議長 日程第3 諸般の報告を行います。

議長から申し上げます。

初めに、請願、陳情等の受理について報告します。本日までに受理した請願、陳情等は、お手元の請願・陳情等文書表のとおりであり、会議規則第89条第1項及び第92条の規定により所管の常任委員会に審査を付託します。

次に、監査委員からお手元に配付のとおり令和2年度定期監査の報告がされております。

次に、例月出納検査の結果について報告します。9月から11月における例月出納検査の結果、特に指摘事項はありません。

次に、本会議に説明員として出席を求めた方は別紙のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

議長 日程第4 第1号議案 教育委員会委員の任命についてを議題とします。

事務局長に議案を朗読させます。

事務局長 (議案朗読)

議長 本案について提案理由の説明を求めます。

町長 第1号議案 教育委員会委員の任命について提案理由の説明を申し上げます。このことにつきましては、現在、委員としてお務めいただいております松崎充恵さんがこの12月21日をもって任期満了となります。任期満了後の委員として、山積する多くの教育課題に対処いただくため、また人格、識見とも最適と考へ、松崎充恵さんを引き続き委員として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意をお願いするものであります。なお、任期につきましては令和2年12月22日から令和6年12月21日までの4年間といたします。よろしく御審議の上、御同意賜りますようお願いいたします。

議長 これより質疑を行います。質疑はありますか。——ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

この議案は討論を省略し、これより第1号議案 教育委員会委員の任命についてを採

決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は、これに同意することに賛成の方は御起立願います。

[賛成者起立]

議長 ありがとうございます。起立全員です。したがって、第1号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

議長 日程第5 第2号議案 飯島町議会議員及び飯島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例

を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長 第2号議案 飯島町議会議員及び飯島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例について提案理由の説明を申し上げます。本条例は、公職選挙法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、関係する規定を整備するため新たに設置するものでございます。条例の主な内容は、飯島町議会議員選挙及び飯島町長選挙に関わる選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラ及びポスターの制作費用について選挙公営の対象とするものでございます。細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

総務課長 (補足説明)

議長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

3番

久保島議員 確認を含めて3点質問いたします。ビラの件でございます。

ここでは選挙運動用ビラということに限定されておりますので、選挙前に配る政治活動用のビラについては対象外ということによろしいのでしょうか。

もう一点、もし選挙活動用ビラを作って無投票だった場合、それが活用されない場合もあるんですが、その場合にも作成したということであれば公費負担が受けられるということによろしいのでしょうか。

もう一点ですが、もし選挙用ビラを折り込みにした場合には、折り込み料は含まれないということによろしいのでしょうか。

その3点、確認させていただきたいと思います。

総務課長 まず、告示前のビラについては対象外ということをお願いいたします。

それから、告示をされて、朝から受け付けますが、時間になって定数ちょうど、また定数割れ、そうなった場合であっても業者との契約が成立していれば対象となるというふうに考えております。

また、折り込みの経費は対象外ということをお願いしたいと思います。

議長 ほかにありますか。——ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。  
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これから第2号議案 飯島町議会議員及び飯島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を採決します。  
お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。したがって、第2号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第6 第3号議案 町税外収入金の延滞金徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。  
本案について提案理由の説明を求めます。

町 長 第3号議案 町税外収入金の延滞金徴収条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。本条例は、地方税法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布されたことに伴い関係する規定を整備するため、この条例の一部を改正するものでございます。条例の主な改正点は、延滞金の特例基準割合の用語の見直し等について関係する条例の整備を行うものであります。細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。  
(補足説明)

企画政策課長 議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。  
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これから第3号議案 町税外収入金の延滞金徴収条例の一部を改正する条例を採決します。  
お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。したがって、第3号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第7 第4号議案 飯島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。  
本案について提案理由の説明を求めます。

町 長 第4号議案 飯島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明を申し上げます。本条例は、地方税法施行令の一部を改正する政令が公布され、個人所得税課税の見直しに伴う軽減判定所得基準の見直しにより関係する規定を整備するため、この条例の一部を改正するものでございます。条例の主な改正点は、国民健康

保険税の軽減措置に伴う7割・5割・2割軽減の軽減判定所得の算定方法変更による所要の規定の整備を行うものでございます。細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

住民税務課長  
議 長  
9 番

(補足説明)

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

浜田議員

質問いたします。全体の考え方は個人所得税の見直しに連動して、逆に軽減税率の点で不利になる方を救済しようという考え方だということは理解できました。ただ、問題は、それぞれが違うルールで計算されている制度だというふうに考えますので、今御説明いただいたような考え方、つまり基準控除額の限度を上げて救済をするということと、それから、もう一つは家族の人数についての補正を行うと、この2点でもって逆転するケースが生じないのかどうなのか、これについて検証されたのかどうなのかについてお尋ねいたします。

住民税務課長

今回の改正については、給与所得と年金収入の部分で控除額が10万円それぞれ上がるということで改正されるものになっております。おっしゃるとおり、そういう所得のない方、自営業とかっていう世帯につきましては、悪くなるということはないというふうに思っておりますが、若干区分の変更があるのかなあというところは思っております。ただ、ちょっと細かい検証までは、この計算自体が少し複雑になってしまったために、細かい検証まではまだしておりません。

議 長  
2 番

ほかにありませんか。

三浦議員

現在のコロナの影響で減免だったり猶予だったりっていう国保の対象者の方、被保険者の方がいらっしゃると思うんですけども、今度のこういう中でも、また軽減があっても、そういう影響っていうことについての問題点とか、そういうことについては、現在の認識としてはどのようなふうに認識をしているのかお聞きをしたいと思います。

住民税務課長

コロナの関係の減免につきましては、ただいまもやっているところですけども、令和3年度の課税からということになっております。令和3年度になりますと令和2年分の収入に対する計算を行っていくので、令和2年分の収入が減額になってくれば、当然、国保税の計算のときに所得が下がってきますので、国保税自体が減額になってくるのかなあというふうに予測はしています。

議 長

ほかにありませんか。

(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

9 番

浜田議員

この条例に賛成する立場から討論いたします。

全体として厳しい生活環境の中で、税の負担軽減、それと連動した形での国保税の軽減がなされること自体は歓迎したいというふうに思っております。

ただ、先ほど質問したように、それぞれ違う制度が連動する中で、完全に見落としがないのかということに関しては若干の疑問が残ります。ですので、運用に当たって、そういったことについて十分に精査され、この救済策からこぼれるような方がないように、また、その場合には町としての適切な対応を行うことを求めて、賛成討論といたします。

議 長 ほかにありますか。  
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これから第4号議案 飯島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。  
お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。したがって、第4号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第8 第5号議案 飯島町地域包括支援センター条例の一部を改正する条例を議題とします。  
本案について提案理由の説明を求めます。

町 長 第5号議案 飯島町地域包括支援センター条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。本条例案は、高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるように包括的及び継続的な支援を行う中心的な役割を果たす地域包括支援センターについて、予防事業を充実し、必要な職員の配置ができるようにするために所要の改正を行うものでございます。細部につきましては担当課長より説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。  
(補足説明)

健康福祉課長

議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。  
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありますか。  
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これから第5号議案 飯島町地域包括支援センター条例の一部を改正する条例を採決します。  
お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。したがって、第5号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第9 第6号議案 飯島町公園条例の一部を改正する条例を議題といたします。  
本案について提案理由の説明を求めます。

町 長 第6号議案 飯島町公園条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上

げます。千人塚公園観光振興施設の今後の有効活用に向け新たな名称が決定されたことに伴い、飯島町公園条例の一部改正を行うものでございます。細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

地域創造課長

(補足説明)

議 長

これから質疑を行います。質疑はありませんか。——ありませんか。

(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議 長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから第6号議案 飯島町公園条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。したがって、第6号議案は原案のとおり可決されました。

議 長

日程第10 第7号議案 飯島町B&G海洋センター設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町 長

第7号議案 飯島町B&G海洋センター設置条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。町直営管理を行っている千人塚B&G艇庫について、千人塚公園のこれからの発展に鑑み施設の活用とさらなる利用者の利便性を図るため、民間活力による指定管理者の管理が行えるよう飯島町B&G海洋センター設置条例の一部改正を行うものでございます。細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

教育次長

(補足説明)

議 長

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

3番

久保島議員

この施設は千人塚にあるわけでございますので、千人塚公園の管理とB&Gの艇庫の管理、この辺のところは一体とするのか、それとも別々に指定管理を募集するなりお願いしていくのか、その辺の考え方についてお尋ねいたします。

教育次長

基本的な指定管理の募集でございますけれども、公募となりますので、こちらから条件をつけるにしても、同じ管理者になるかというのは実際に公募募集をしてみないと分からないところが現実でございます。

3番

久保島議員

そうしますと、例えばセットで公募するというようなことはないということで、別々に公募するということがよろしいのでしょうか。

教育次長

まず、やるに当たりまして、今回が最初となりますので、今回、これからやろうとし

ている1回目については、同じ募集っていうわけにはいかないと思います。2回目以降については、総合的な管理が望ましいとは思いますが、そういった部分も含めて一体的な募集となることも想定はされます。

議長 ほかにありますか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから第7号議案 飯島町B&G海洋センター設置条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。したがって、第7号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第11 第8号議案 令和2年度飯島町一般会計補正予算(第8号)

日程第12 第9号議案 令和2年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)

日程第13 第10号議案 令和2年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)

日程第14 第11号議案 令和2年度飯島町介護保険特別会計補正予算(第4号)

日程第15 第12号議案 令和2年度飯島町下水道事業会計補正予算(第3号)

以上5議案を一括議題とします。

本5議案について提案理由の説明を求めます。

町長 第8号議案から第12号議案について一括して提案理由の説明を申し上げます。

まず、第8号議案、令和2年度一般会計の補正予算(第8号)について申し上げます。

予算の規模につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,066万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ74億2,458万8,000円とするものであります。主な歳入の内容としましては、地域支えあいプラスワン消費促進事業におよそ2,630万円、障害者自立支援事業の国県負担金におよそ2,610万円、臨時財政対策債におよそ2,040万円、林業施設災害復旧事業補助金におよそ980万円、ふるさといいじま応援寄附金に500万円を増額するものです。主な歳出の内容としましては、障害者福祉サービス給付費、自立支援医療給付費等におよそ3,490万円、高度情報化基金への積立てに3,000万円、林道陣馬形線の林業施設災害復旧事業におよそ1,720万円、千人塚公園センターハウス浄化槽改修工事におよそ1,340万円をそれぞれ増額し、その一方で退職等による職員給与等をおよそ210万円減額するものです。そのほか、各種事業に対応する必要な経費を補正計上するものでございます。

続きまして、第9号議案、令和2年度国民健康保険特別会計の補正予算(第4号)に

ついて提案理由の説明を申し上げます。予算規模につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,784万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ9億2,964万9,000円とするものでございます。今回の補正は、国民健康保険税及び諸経費と人件費及び保険給付費を補正するものであります。歳入では、国民健康保険税を1,752万8,000円、繰入金を8,000円、諸収入を30万5,000円増額するものでございます。歳出では、総務費を8,000円、保険給付費を9万6,000円、諸支出金を50万円、予備費を1,723万7,000円増額するものであります。

続きまして、第10号議案、令和2年度後期高齢者医療特別会計の補正予算（第4号）について提案理由の説明を申し上げます。予算規模につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ337万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ1億5,402万5,000円とするものでございます。今回の補正は、令和2年度の保険料の確定により後期高齢者広域連合納付金及び人件費を補正するものであります。歳入では、後期高齢者保険料を376万2,000円、諸収入を2万3,000円増額、繰入金を41万円減額するものです。歳出では、総務費を3万円減額、後期高齢者医療広域連合納付金を339万4,000円、諸支出金を1万1,000円増額するものであります。

続きまして、第11号議案、令和2年度介護保険特別会計の補正予算（第4号）について提案理由の説明を申し上げます。予算規模につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ342万9,000円を追加し、歳入歳出それぞれ11億5,540万6,000円とするものであります。歳入につきましては、国庫支出金を各種交付金等の交付決定等により363万6,000円、県支出金を14万8,000円増額し、繰入金を35万5,000円減額するものであります。歳出につきましては、総務費をシステム改修に関わる負担金等により16万円、また地域支援事業費を事業実績見込み等により77万5,000円増額し、差額を予備費の増額により調整するものであります。

続きまして、第12号議案 令和2年度飯島町下水道事業会計補正予算（第3号）について提案理由の説明を申し上げます。まず、収益的収支のうち営業費用につきましては不足が見込まれる処理場費の委託料等を170万円増額するほか、総係費の共済組合費2万1,000円を増額し、支出総額を5億2,936万円とするものであります。また、資本的収支のうち収入につきましては新規加入金を206万4,000円増額し、収入総額を2億4,339万6,000円とし、支出につきましては公共ます設置工事に加入金と同額を計上するほか、七久保浄化センターの非常用発電機について外部の燃料タンクを設置するための工事費35万円を増額し、支出総額を4億3,438万6,000円とするものです。

その他細部につきましては、第8号議案の一般会計については担当課長からそれぞれ説明申し上げ、第9号議案から12号議案の特別会計については御質問により説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

企画政策課長 (補足説明)  
総務課長 (補足説明)  
住民税務課長 (補足説明)  
健康福祉課長 (補足説明)

産業振興課長	(補足説明)
建設水道課長	(補足説明)
地域創造課長	(補足説明)
教育次長	(補足説明)
議長	これから本5議案について一括して質疑を行います。なお、議事運営上、ここでは総合的な事項について質疑されるようお願いいたします。質疑ありますか。——ありませんか。 (なしの声)
議長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 ここでお諮らいをいたします。第8号議案から第12号議案は、議長を除く11人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審議することとしたいと思いますが、御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議長	意義なしと認めます。したがって、本5議案については、11人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、第8号議案から第12号議案までの補正予算5議案をこれに付託して審査することに決定しました。 少し長くなっておりますが、もう少し続けさせていただきますので、よろしくお願ひします。
議長	日程第16 第13号議案 飯島町公園条例に基づく千人塚公園の指定管理者の指定について を議題といたします。 本案について提案理由の説明を求めます。
町長	第13号議案 飯島町公園条例に基づく千人塚公園の指定管理者の指定について提案理由の説明を申し上げます。千人塚公園は、民間活力による公園の活性化を図るため、令和元年度から紡縁社を指定管理者に指定して管理運営を行ってまいりました。今年は、コロナウイルスの影響を受けながらも、キャンプ事業を中心に民間事業者による創意工夫と効果的な施設運営で来場者数を大幅に伸ばすことができました。今後も引き続き民間の視点と手法でさらなる公園の活性化を図るため、令和3年3月31日をもって終了する千人塚公園の指定管理者につきまして、再び公募を行ったところでございます。本議案は、地方自治法第244号の2第6項の規定により、公募審査の結果、指定管理者候補者と決定した紡縁社を指定管理者として指定するものであります。細部につきましては担当課長より説明申し上げますので、よろしく議審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。
地域創造課長	(補足説明)
議長	これから質疑を行います。質疑はありますか。——ありませんか。 (なしの声)
議長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 これから討論を行います。討論はありますか。

(なしの声)  
 議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
 これから第13号議案 飯島町公園条例に基づく千人塚公園の指定管理者の指定についてを採決します。  
 お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。  
 (異議なしの声)  
 議長 異議なしと認めます。したがって、第13号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第17 第14号議案 飯島町公園条例及び飯島町都市公園条例に基づく与田切公園の指定管理者の指定について  
 を議題といたします。  
 本案について提案理由の説明を求めます。  
 町長 第14号議案 飯島町公園条例及び飯島町都市公園条例に基づく与田切公園の指定管理者の指定について提案理由の説明を申し上げます。与田切公園は、これまで町が直接施設の運営管理を行ってきましたが、民間活力による施設の有効活用と自主事業による公園の活性化を図るため、新たに指定管理者の公募を行ったところでございます。本議案は、地方自治法第244条の2第6項の規定により、公募審査の結果、指定管理者候補者と決定した一般社団法人アイネットを指定管理者として指定するものであります。細部につきましては担当課長が説明いたしますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

地域創造課長 (補足説明)  
 議長 これから質疑を行います。質疑はありますか。  
 (なしの声)  
 議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
 これから討論を行います。討論はありますか。  
 (なしの声)  
 議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
 これから第14号議案 飯島町公園条例及び飯島町都市公園条例に基づく与田切公園の指定管理者の指定についてを採決します。  
 お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。  
 (異議なしの声)  
 議長 異議なしと認めます。したがって、第14号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第18 発議第16号 飯島町議会基本条例の一部を改正する条例  
 を議題とします。  
 本案の提出委員会、議会運営委員長から提案に関わる趣旨説明を求めます。  
 議会運営委員長 それでは、議会基本条例の一部改正に関する提案理由の説明を行います。  
 まず経過でございますけれども、飯島町議会基本条例は平成25年、2013年に施行さ

れました。翌年、国土利用計画を議会議決事項として継続するための小さな改正を行っております。施行5年半を経た昨年、2019年の6月から基本条例のレビューに着手いたしました。議会運営委員会で各章ごとに計8回の検討を一年半かけて行い、その都度、議会全員協議会への報告と協議を経て、今日の今回の改正案に至ったものであります。

次に、改正の考え方について申し上げます。条例の骨格を維持しながら、この間の議会活動で発展させた取組と、より具体的に明記すべき事項を中心に改正作業を進めました。条ずれが発生しておりますけれども、章立てそのものは変わっておりません。

次に改正の骨子を申し上げます。

お手元の資料の新旧対照表に基づいて御説明いたします。新旧対照表の右側、改正案のほうを御覧いただきたいと思えます。

まず、前文と1章は議会基本条例の理念そのものでありますので、この点については変更を加えておりません。

次に、1ページ目を御覧いただきたいと思えます。2章の第3条になりますけれども、議会活動の原則に議決や政策提言を通して町民意見を反映する、それから行財政全般の監視を行うという文言を付け加えました。

1ページおめくりいただきまして新旧対照表の2ページになりますけど、第4条の2項 議員活動の原則に、これまで第19条にありました倫理条項を移しました。さらに、自己の地位に基づく影響力を不当に行使しないことという厳しい内容を付け加えました。

また、同じく2ページの第7条でありますけれども、地方自治法が改正されまして協議会が法的に明記されたことに伴いまして、従来、第7章にあった協議会を議会運営の構成要素に位置づけを変えました。

それから、同じく2ページの第8条でありますけれども、町民参加の中で参考人や公聴会制度を活用して専門的・政策的見識も議会に反映させるということを付け加えました。この点については、既に何回か実現していることであります。

続いて3ページ、第10条でありますけれども、町政の監視と評価に際しては、議会は政策をめぐる論点や争点を明確にするということを明記いたしました。

次に4ページの第14条であります。議会機能の強化のために適正な議会活動費の確立という文言を加えました。

また、毎年度、議会事業計画を策定し、実行と評価を全議員で協議し、結果を公表するということも明記いたしました。

第7章については、ここにはございませんけれども、先ほど第3章のほうに移したということを申し上げましたけれども、独立していました協議会についての記述を第3章に移したわけでありまして。

次に5ページ目に移ります。8章、第21条でありますけれども、議員定数は行財政改革の視点でこれまで記述しておりましたけれども、それに加えて議員の果たすべき役割を考慮するというので、議員定数に対する考え方の文言を加えたということでありまして。

それから、同じく5ページの第24条、これは最下段になります。次のページに続きま

すけれども、議会基本条例の検証をするための仕組みを明記いたしました。第6章で年度ごとに事業計画の策定と検証を行うということを定めておりますけれども、その都度、議会基本条例と照合して議会基本条例の検証を行うと、こういう内容に改めたということでもあります。

以上の改正案は、過去8年間の議会活動の中で実践され、また議会の共通認識になった考え方を反映したものであります。

全議員の賛同を求めて提案説明といたします。

議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。浜田委員長、自席へお戻りください。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第16号 飯島町議会基本条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。したがって、発議第16号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じ、これで散会とします。御苦労さまでした。

散会 午前11時06分

令和2年12月飯島町議会定例会議事日程（第2号）

令和2年12月7日 午前9時10分 開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第1 一般質問

通 告 者

中村 明美 議員

久保島 巖 議員

本多 昇 議員

滝本登喜子 議員

橋場みどり 議員

竹沢 秀幸 議員

○出席議員（12名）

1番	滝本登喜子	2番	三浦寿美子
3番	久保島 巖	4番	中村 明美
5番	橋場みどり	6番	好村 拓洋
7番	折山 誠	8番	坂本 紀子
9番	浜田 稔	10番	本多 昇
11番	竹沢 秀幸	12番	堀内 克美

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者																		
<p>飯島町長 下平 洋一</p>	<table border="0"> <tr> <td>副 町 長</td> <td>宮下 寛</td> </tr> <tr> <td>総 務 課 長</td> <td>久保田浩克</td> </tr> <tr> <td>企画政策課長</td> <td>堀越 康寛</td> </tr> <tr> <td>住民税務課長</td> <td>大島 朋子</td> </tr> <tr> <td>健康福祉課長</td> <td>藤木真由美</td> </tr> <tr> <td>産業振興課長</td> <td>座光寺満輝</td> </tr> <tr> <td>建設水道課長</td> <td>那須野一郎</td> </tr> <tr> <td>地域創造課長</td> <td>松澤 京子</td> </tr> <tr> <td>会計管理者</td> <td>松村 和夫</td> </tr> </table>	副 町 長	宮下 寛	総 務 課 長	久保田浩克	企画政策課長	堀越 康寛	住民税務課長	大島 朋子	健康福祉課長	藤木真由美	産業振興課長	座光寺満輝	建設水道課長	那須野一郎	地域創造課長	松澤 京子	会計管理者	松村 和夫
副 町 長	宮下 寛																		
総 務 課 長	久保田浩克																		
企画政策課長	堀越 康寛																		
住民税務課長	大島 朋子																		
健康福祉課長	藤木真由美																		
産業振興課長	座光寺満輝																		
建設水道課長	那須野一郎																		
地域創造課長	松澤 京子																		
会計管理者	松村 和夫																		
<p>飯島町教育委員会 教育長 澤井 淳</p>	<p>教 育 次 長 片桐 雅之</p>																		

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	林 潤
議会事務局書記	吉澤 知子

## 本会議再開

開 議	令和2年12月7日 午前9時10分
議 長	おはようございます。これから本日の会議を開きます。 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。
議 長	日程第1 これから一般質問を行います。通告順に質問を許します。 なお、一般質問は通告制ですので、質問趣旨にのっとり明確に質問するようお願いをいたします。 4番 中村明美議員。
4番 中村議員	それでは、通告に従いまして一般質問をいたします。今回は大きく4つの質問をいたします。 まず初め、1「SDGsの推進状況を伺う」について小さく4点質問してまいります。持続可能な開発目標SDGs、昨今では、新聞には企業の取組が掲載され、テレビ番組やCMでも取り上げられるなど、普通に目や耳にする機会が増え、一般社会においてもそのことにより関心が深まってきたように感じております。町としても住民の認識を高める取組を早急に進める必要があります。その先駆けとして、町職員を対象に、10月、講習会を行っていますが、参加人数、対象者、内容と職員反応はどうであったのか、また今回受講できなかった職員の教育についての考えを伺います。
町 長	おはようございます。お答えいたします。SDGsの制度は、近頃、メディアに様々な形で取り上げられ、目にする機会も多くなりました。自治体でも積極的な取組を行うことが求められており、当町でも現在策定を進めております第6次総合計画に組み込むなど、その重要性は認識しているところでございます。先日は、職員一人一人が担当している様々な事務事業もSDGsが掲げる大きな目標に貢献するものであるということに気づき、意識してもらうよう、職員研修を実施したところでございます。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。
総務課長	それでは、御質問いただきました研修会につきましてお答えいたします。研修会ですが、全職員を対象として10月の19日の午前中と午後に分けてそれぞれ実施しました。全てで43名の職員が参加しております。その内容ですけれども、講義を聴くだけの研修ではなく、SDGsカードゲーム、これを取り入れ、研修参加者が自身で考えながら学ぶことのできるものとし、講師には飯島町在住のSDGsカードゲーム公認ファシリテーターの佐藤利春氏にお願いしたところでございます。カードゲームの内容を簡単に御説明させていただきますと、2人1組のチームに分かれましてカードに書かれたミッションをクリアしながらチームに与えられた課題達成を目指すというもので、ミッションクリアが全体の経済、環境、社会のバロメーターの変化に影響して

いくというものでございます。自身の目的の達成のこのみを考えているとバロメーターが偏ってしまうということで、参加者は研修の途中から全体のバランスを考えながら取り組むよう意識改革をしていたというところでございます。研修後の参加者アンケートからは、SDG sの言葉くらいしか知らなかったが分かりやすく教えてもらった、見る、聞くだけでなく、自身も参加して考えながら取り組む研修であって、より理解が深まった、また、自身担当の仕事のことだけでなく広い視野を持って取り組む必要を学べたというような感想をいただいて、全体的にもとても有意義だったという意見が多く寄せられております。都合により参加できなかった職員もまだたくさんいるわけですが、こういったSDG sの教育につきましては、このような研修を継続的に実施していき、全職員が受講できるようなことを検討してまいりたいというふうに思っております。

中村議員

研修の意義は本当に深いものがあるということ、今、課長の答弁の中から感じられました。実際にそのゲームを通してやることによって、自分のやっていることが自分の目先のことだけに一生懸命していたのでは住民サービスの充実ができないとか、そういう町の発展につながらない、ひいては世界の平和につながらないということを実感できたのではないかと思います。ぜひ、今、課長のほうからも受けられなかった職員が今後継続的に教育の場を設けて講習会を実施していくということですので、あまりスパンを長く置かないで、なるべく短期間の中で全職員が講習会を受けて、そして、みんなで認識を共有できるような環境をいち早く進めていただくことを求める次第でございます。

それでは、2番目の質問、②の質問ですけれども、SDG sは2030年を達成目標にしています。我が町は、もう今年度、あと残すこと3か月余りになったんですけれども、目標としてどんなものを掲げてきているのか、そして、その取組を伺えたらと思います。町長のほうから先ほど言われましたけれども、第6次の計画の中に各課がSDG sのどの部門に所属しているのかっていうのが明示されたことは、本当にいいことだなあと思っております。そのほかにありましたらお聞きいたします。

総務課長

SDG sに関する今年度の推進目標と取組方でございます。まず、今年度の推進目標といたしましては、先ほど町長申し上げましたとおり、現在策定中の飯島町第6次総合計画に盛り込むということで、議員にも今お話をいただいたとおりでございます。また、今後ですが、各種計画策定が、まだほかのものもございます、今年度中には。そういったものにもSDG sの目標を念頭に置きながら計画策定に取り組むとともに、計画策定後は、このことを住民の皆さんや関係の各所等への周知をして、こういったつながりがあるんだということもお示ししてまいりたいと思っております。

中村議員

どんどん推進をしていっていただくことを求めるわけですが、住民への認識を深めていく中で、1つとして、今年度の中で広報とか、広報「未来飛行」ありますよね、毎月の。その中のどこかの月に、そういうSDG sのコーナーを設けて、そうだなあ、小学生の高学年ぐらいから理解できるような文言で、一気に全部は無理ですけども、そういうSDG sっていういろいろマスコミや新聞紙上で見るけど、具体的に

どういうことなんだろうな、簡単に分かるようなことを、まず、そういうみんなが見る未来飛行の中で紹介していくことを提案いたします。いかがでしょうか。

総務課長 町の広報紙、また有線テレビ等もございます。議員おっしゃるとおり、1回で全部ぱっと、ボリュームを多く出すよりは、毎月毎月少しずつ取り扱っていくという、そういうふうにすれば、紙面的にも、ちょっとこちらの都合もありますけれども、余裕というか、取扱いやすいのかなというふうに思っております。ちょっとどんな方法がいいか、また検討して、可能であれば取り組んでまいりたいと思います。

中村議員 それでは③の質問に移ります。2030年は、まさに現在教育を受けている児童生徒が社会で活躍する時代となります。今、世界の目標に向かって自分がどう向き合って生活、学習すべきか考え、希望を持って育ててほしいと私は念願しております。そこで、教育現場のSDGsに関する浸透状況はいかほどでしょうか。教育長に伺います。

教育長 お答えします。前回、平成30年の12月の議会で議員からSDGsの教育についてお尋ねをいただいたところでありまして、その際には、SDGs17の目標を国が取り組んでいる持続可能な開発のための教育、ESDと呼んでいます、その中に取り入れながら授業をしているというようなお話をさせていただいたところでありまして、その後でありまして、今年度から小学校は指導要領が改定され、中学校は来年度から新しい指導要領になります。現在の小学校の指導要領は新しくなっておりますが、その中には「持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められる。」という明文が入りました。この学習指導要領に基づいた教科書が今年度から小学校で使われておりまして、それまでは言葉としてSDGsということが教科書に出てくることはほとんどなかったんですけども、今年度からは小学校の社会科でSDGsという単元を勉強することになりますし、小学校ではそのほか家庭科でも消費生活における持続可能な日本の社会というような単元を扱うことになりますし、中学校は来年度から新指導要領に基づいて新しい教科書になるんですけども、社会科の公民分野だとか技術家庭科、あるいは道徳、あるいは理科の中にも、教科書の中にもSDGsという言葉が登場してまいりますので、教科の中でそれぞれの発達段階に応じてSDGsを体系的に勉強していくという、そういう仕組みが現在進行しているという段階であります。

中村議員 教育長から、今、小学校、中学校のSDGsに取り組む指導要領ですか、そういう内容を伺いました。小学校では家庭科や社会科で今年度から、中学校は来年度から公民など教科の中にも入ってくるような状況を伺ったわけでございます。また、それとは別に子どもたちがふだん、もう既に、来年に行かなくても、社会の中ではSDGsをもう聞いたり見たりしているわけですね。ですから、来年とは言わずに、もっと子どもたちが身近に感じたり考えたりできるような環境整備を考えていくことを願うわけでございます。飯島の子どもたちも世界の目標に挑む生き方を構築していくことが重要だと考えます。世界の子どもの中でも日本の子どもは自分に自信がないと感じている率が非常に高いことは、教育長も御存じだと思います。SDGsを学ぶことで社会問題となっているいじめ、ひきこもり、虐待、自殺といった課題が解消に向かっ

ていくはずですが。学習することで自分の存在に感謝や自信と責任や使命、そして希望が見えてくると感じています。ぜひ強化することを、今後強化していくことを求めまして、次の質問に移ります。

④ 今SDGsを意識した社会生活が求められている中、関心ある住民へ知力環境を整えていくことは必須だと感じております。その役目が図書館であるはずですが、我が町の図書館にはその教材コーナーがなく、持続可能な開発目標への関心が薄いと感じました。子どもたちをはじめ、町民への関心を深めるためにも教材の充実が不可欠です。現状をどのように受け止めているか伺います。

教育長

現在、図書館にSDGsという言葉が直接入った図書が9冊ございます。理念的なものは、もっとたくさん蔵書としてございます。議員から今回御指摘を受けましたけれども、まさに大事なことだということで、現在は、図書館入った正面のところにSDGsコーナーを、もう早速、設置してあります。入ったところで、すぐですので、一番目につくところにそういったコーナーを設置しました。今後、このコーナーの活用をさせていただくよう周知していくということが求められているというふうに認識しております。国際的にも大切な取組でありますので、そういったことを通じながら町民の皆さんにもSDGsの重要性についてこれからもよく理解していただいたり、こちらとしては周知していきたいなあというふうに思っております。

中村議員

早速コーナーを正面に設けていただいて、本当に評価するところでございます。ぜひ、子どもたちにもそういうコーナーを周知させてあげてください。サステナブル・ディベロップメント・ゴールズ、持続可能な開発目標とは、基本理念は誰も置き去りにしない、2015年国際サミットで195か国により採択され、2016年から2030年までの達成目標17項目のことであります。せめてここまでを、飯島の住民が、よく耳にするSDGsってどんなことだい？ああ、こういうことなんだっていうことを認識できるまで、本年度中に持って行っていただきたいと求める次第です。我が国の推進評価は世界で15位、もう少し順位が高いかと思いましたが、ジェンダーや気候変動への取組が弱点となっております。このままでは目標達成が難しいとの危機感から、国連では具体的な取組を加速させるためにグテーレス事務総長が行動の10年を提唱して、昨年がその1年目となり、国も本格的に地方創生の取組に入れてきました。今は企業の推進が増えており、社会への還元、循環型製品、環境保全、従業員を大切に取る取組など、自社利益重視から社会への貢献を重視してきています。さあ、自治体としては、住民への認識を高める施策を早急に展開することや資料を充実させることを求める次第です。SDGsを推進することイコール下平町長の掲げる3本柱実現へとつながると思っております。また、町の課題でもある地域の輪、経済、環境と向き合うことにもなると思います。これは通告してありませんので提案とさせていただきますが、今後、総務課にSDGs推進室を設け、職員、町民への推進、指導、検証、相談等を専門に担当していくことを提案する次第です。10年後に住民を誰一人置き去りにしない、そんな飯島の社会の達成を図っていきませんか。先ほど町長にはお聞きしておりますけれども、今後、町長はSDGsの推進が町事業に及ぼす影響力をどのようにお感じ

か、簡潔にお答えいただければと思いますが、いかがでしょうか。

町長 SDGs、最近はこちらこちらで唱えられております。よく考えてみますと、日本の社会というのは昔からこういった意識をみんな持っていたんじゃないかなというふうに思います。言葉で言えば、もったいない精神だとか、物を大切にするとか、あるいは、企業で言えば整理整頓、清潔とか、そういうような本当の暮らしの中に根づいていたものが、また改めて問われているというふうに感じております。それを狂わせたのは、やはり高度経済成長のとき、心から物質社会に、あるいはお金崇拜主義、こういったものに時代が移って行ったときに、ぼろぼろっとそういったものが落ちていったんじゃないかなというふうに思っています。ここ失われた30年の中で、非常に経済が停滞しているんですけども、その中で、改めて本当に人間の中の重要なものは何かということ問われているのかなというふうに思っております。このよそから来たSDGsという言葉ですけども、基本的には日本人の心の中にあるもの、それをもう一度呼び戻そうということだと思います。ですから、この項目は改めて人間社会に提案されているんですけども、いろいろの項目を再認識して、その言葉を認識しながら生活していくということが大事かなというふうに思っています。わざわざSDGsを旗降って頑張れ頑張れというよりも、SDGsの項目を再認識する中で自分の仕事をするということがまず先決だと思っております。

中村議員 よく分かりました。確かに日本が世界的に見ても後れているところはジェンダーと環境というところですので、本来、日本がモデルになっていっている部分もあるわけなんですよね。でも、本当の日本の今での精神がちょっと薄らいできているところをもう一度目覚めさせて、そして、今、町長が言われたように再認識をしていく部分で世界の目標を達成するために個々が、そして個々の家庭が頑張っていけるように、町がぜひリード、指導をしていくことを望みまして、大きな項目2の質問に移ります。

「循環バス利用促進へ運賃見直し・利点情報の周知・コロナ禍での車内環境整備を求める」について質問いたします。社会文教委員会は、10月29日に循環バスの試乗を行いました。その感想や課題を町へ報告していますが、その内容をどのように受け止めているか伺います。

町長 先日は、いいちゃんバスに御試乗いただき、また、それからいろいろな御提案、御意見をいただきまして、大変ありがとうございました。いいちゃんバスの運行につきましては、町でも費用面や利用率等、様々な課題があると認識しております。御提案いただきました内容も踏まえて、今後検討を進めてまいりたいと思っております。詳細につきましては担当課長より説明を申し上げます。

総務課長 提案いただきました内容には、すぐに対応しなければならない事項、また、すぐには対応できなくとも今後検討していく事項があるというふうに感じました。中でも、消毒液についての御指摘をいただきまして、運行事業者には消毒液の設置の指導を行っていましたが、見当たらなかったということでありましたので、消毒液を分かりやすい場所に設置し、手指、手や指の消毒の徹底を促す看板の設置をするように改善を行いました。また、停留所の順路につきましても御指摘をいただいておりますが、

お客様には必要な表示だということで、確かにそのとおりだなあとということで反省いたしまして、病院線内に既に掲示をしてございます。その他、御指摘や御提案事項につきましても今後検討を進めて、一つ一つ解決してまいりたいと思っております。

中村議員

今、幾つか、たくさんあったと思いますので、全部答えるには時間がかかると思うんですけども、消毒液のところは、あったわけなんですね。本当に見当たりませんでした。

それでは②の質問に行くわけですけども、主に利用されている方は高齢者だと感じております。先日乗ったときもそのように感じました。そこで、過去の一般質問でも提案してきたんですけども、高齢者の乗車料金を無料化として、車の運転に不安を感じ始めたら速やかに免許返納から交通手段を循環バスへと誘導し、気軽に外出できるよう高齢者に優しい環境づくりにしていきませんかということで、無料化を提案するわけなんです。循環バス事業は、社会福祉面であり、収益を目的にした運営とは異なるものだと感じております。令和元年の行政報告書によると、契約総額約 1,800 万円、運賃収入約 70 万円と、1,730 万円の赤字分は交付金や一般財源等で運営しています。70 万円ほどの運賃収入であれば、いっそ高齢者無料にし、交通事故防止や元気で気軽に外出できる環境にすることで、結果、保健医療費の費用対効果が見込めるかと思うのですが、この点はどのようにお考えでしょうか。

総務課長

バスの運転手さんに確認しましたところ、議員の質問にありましたとおり利用者のうち多くが 70 歳以上の方に乗車いただいているというふう聞いております。先日、長野県の事業を活用しまして、公共交通のアドバイザーというのがありますので、そちらの方と意見交換を行っております。近年は、車に乗れなくなるまで免許返納をしない方が多いということで、返納されたときには逆にバス停までの移動も困難となる方も多いというお話もありました。そのため、免許返納後の足の確保のためにもドア・ツー・ドアのような仕組みも今後は検討していかなければならないと考えております。また、高齢者の方々の乗車料金無料化につきましては、先ほどの公共交通アドバイザーの話によりますと、運行に必要な全ての経費、これに対しまして利用者に御負担いただく運賃の収入の割合は全国的にも 10%程度、1 割、これが標準というふうなお話もありました。無料化による利用率の向上も 1 つの方法であるとは思いますが、今現在のところは無料化ということにはちょっと考えておりませんので、よろしく願いしたいと思います。

中村議員

いろいろとアドバイザーから指導をいただいたりとかしているようでもありますけれども、とにかく歩けなくなるまで車を使うっていうのは、それはあると思うんですけども、歩くということが長く健康を維持できるという部分からでも、ちょっと不安は持っているけれども、車がなかったらどこにも行かれないからっていうことで車を利用して、ぎりぎり歩けなくなるまで乗ってしまう。それよりは、歩くこと、またバスを利用して歩いて目的地に、こういうことが健康につながるんだっていうことを、健康な高齢者っていうか、健康な高齢者だけではないですけども、健康なうちからそうやって活用していくっていうふうには誘導していくことも大事な点であってということ

を私は常日頃思ったりもしております。また、ドア・ツー・ドアっていうのも必要になってくるかと思いますが、方法をさらに検討を進めることを求めて、③の質問に移ります。

病院線では、利用者の中には健康ジムや道の駅に活用している人もいました。また、病院での乗車時には、飯島駅から乗り換えるわけですがけれども、飯島駅から地元線乗り継ぎ予約を運転手がしてくださり、事前予約を自ら自分が予約しなくても運転手さんが良心的なサービスをしてくださっております。大変これは関心いたしました。また、帰りは、私道以外の道路、自宅、本当に近いところまで送ってもらえる、停車してもらえる、そんなふうになっておりました。今回試乗して、改めて循環バスの活用や利用者思いのサービスがあることに気づかされました。このような情報を町民の多くが知らないのではないかというふうに思っています。循環バスを利用し、健康促進のために利用している、そういう人たちがいる情報や往路予約の利便性に配慮していることなど、町は積極的に広報し、住民の身近な乗り物へと誘導していきませんか。循環バスを頼りにしている方がいる限り、循環バス事業は継続すべきだと考えております。より多くの利用を促す活動が不可欠です。有効な活用方法やサービスを町民に広報することを求めますが、いかがでしょうか。

総務課長

先日、私も病院線に乗車いたしまして、いろいろと感じたところでございます。その際に駒ヶ根への買物に利用している方と一緒にになりました。その方は車を所有しておらず、駒ヶ根への買物に定期的にバスを利用しているんだというふうに話していただきました。そのように利用される方もおられるんだなあとということを初めて感じたわけですが、バスの活用情報としましてバス停付近の施設の案内を行うなど、そういったことも有効かなあとというふうに思っておりますけれども、町内商業施設の振興との兼ね合いもございまして、なかなかちょっと、その辺の調整があるのかなあと思っています。ただ、どういった利用がやってよかったよというようなことを、議員おっしゃるとおり広報して町民の皆さんに知っていただくということは大事なことかなあとというふうに思っておりますので、今後検討して、対応できるところは対応してまいりたいと思います。

中村議員

では④の質問でございます。感染予防が、車内の中ですね、見られなかったわけですがけれども、これについては課長が先ほどあったけど目につきにくかったということで、場所を変えたということで、理解をいたしました。もう一つとして、運転手のところにやっぱり防護柵をして予防をしていくことも大事かと思うんですが、その点、今後検討していただけます——検討っていうか、設置していただけますでしょうか。

総務課長

ちょっと取付け方とか、部材とか、いろいろありますので、取り付けられるようでしたら何とか、そんなようなことで、安全の確保も大事なことでございますので、やっていきたいなというふうに思います。

中村議員

今、コロナのさらに大きな波が来ております。しっかりと予防するためにも、安心して住民が利用できるためにも、そういうところは徹底していただくことを求めまし

て、3の質問に移ります。

「広域農道柏木信号～岩間信号までの歩道設置工事の進捗状況を伺う」について質問いたします。広域農道の飯島と七久保を結ぶ与田切川に歩道が設置されましたが、いまだに通行禁止となっており、住民からは、いつになったら渡れるのか、どうなっているんだいとお叱りをいただきます。歩道は柏木信号から岩間北信号まででありまして、当時は平成33年——令和3年ですね、完成予定であったはずだと思いますが、現状を見ると遅れているように感じます。通学路として生徒の安全確保の重要性を町は県に強く訴えてきたのでしょうか。特に与田切橋は、歩行者がいつ車と接触してもおかしくない状況ですよ。ここを急いで工事するのかと思いきや、なかなか進まない。どのような理由からなのでしょう。理解できません。歩道設置状況は、また飛び飛びになっており、これもどういう理由からでしょうか。今後の計画について具体的に説明を求めます。

建設水道課長

それでは御質問にお答えいたします。広域農道の設置工事でありますけれども、中村議員が言われましたとおり令和3年まで、当初は平成27年度から当時の平成33年度、現在でいえば令和3年度でありますけれども、そちらのほうで計画されておりました。事業の進捗につきましてですけれども、ここ数年の国の補助金が見つからないと、これが計画どおり進んでいないということで県のほうからお聞きしております。農道の歩道でありますけれども、地元の皆さん、またPTAの皆様からも要望いただいておりますので、通学路の安全確保の面につきましては大変必要であると思っております。歩道の関係でありますけれども、確かに橋は完成しておりますけれども、実際に橋の前後の部分につきましてまだ完成をしていないということでありまして、完成していないということは通れないということでございますので、本年度でありますけれども、今現在は橋の付け根の北側を、今掘削工事を行いまして歩道の設置を行っております。一応、本年度でありますけれども、橋までは飯島から続く予定でございます。完成をいたしましたら通行が可能となってまいらと思っておりますので、その時点で開放していきたいと思っております。

中村議員

そうしますと、確認なんですけれども、橋は今年度で完成して渡れるようになるという理解でよろしいのでしょうか。

建設水道課長

橋の北側につきましては、今年度の工事で接続されます。また、南側、柏木方面につきましても本年度発注予定ということで聞いておりますので、一旦は、歩道の部分については可能になるかと思っております。

中村議員

ちょっと理解が、いまいち理解ができないんですけれども、飯島側からは歩道に入っていけるようになるけれども七久保側に出ていられないとすると、これは通行できるということになりませんよね。通行できるっていうことは、七久保方面にも出ていって、歩行者は橋を渡って歩いて七久保方面に渡れるようになるということで、再度お聞きしますがそれでよろしいのでしょうか。

建設水道課長

予定ではそのとおりであります。ただ、七久保方面につきましてはまだ工事がこれから発注でありますので、渡り切ったからはまた一旦車道に出ていただく形になるう

かと思えます。

中村議員 では、歩道、橋だけは渡れるようになって、橋を渡ってからは、また車道のほうに出ていくようになるってということなんですね。それでは、もう一度伺いますけれども、この完成は、来年度では不可能なのか、もし不可能であれば、一体いつをめどにしていくのか、町はどういうふうに県に強く訴えていくのか、その辺を伺います。

建設水道課長 県のほうからは1年～2年遅れるということでお聞きしておりますので、令和5年くらいかと思えますけれども、ただ、国の補助金等もございますので、国の予算等もございますので、できるだけ早く、県のほうはそういう形で言うておりますけれども、強く要望していきたいと思っております。

中村議員 県は国の補助がつかないとか言うと思うんですけども、ゼロではないと思うんですよね。県がどれだけその歩道の、今の子どもたちの通学路の現状をどのように把握しているのかどうか、現場を見ていただいたり、そうしてもっと強く町がしっかりとこれだけ待っているっていう、その中で事故がないように一生懸命やっているんですけども、でも、いつ事故があるか分からないっていう現状を県も見逃しているっていうことは県にも責任があるんだよっていうことを強く言って、早く、せめて今の山久のあそこまでつなげるようなことを訴えていってほしいんですけども、その辺は要望していついていただけるんでしょうか。

建設水道課長 例年ですと県の現地調査っていうのがございますが、本年度はコロナウイルスの関係がございまして行っておりませんので、今後でありますけれども、年度内につきましては、県の方をお呼びして、ぜひ地元の声をお届けまして、早期に竣工——竣工というか、事業進捗できるように要望してまいりたいと思っております。

中村議員 確実に設置させるという強い職員の思いが大事だと思いますので、その熱意で、長年待っている特に七久保の親御さんたち、子どもさんをお持ちの親御さんたちの安心につなげていくように尽力することを切に要望いたしまして、最後の質問、4番の質問に移ります。

「飯島保育園駐車場の拡幅検討の状況を伺う」について質問いたします。飯島保育園駐車場の拡幅は以前質問しており、その後、私も近隣の土地の情報などを町へつないでまいりました。しかし、教育委員会は、給食センター建設に高額の予算が必要なことから、現状の園内敷地に駐車スペースの確保を考えていく方向で検討したいとのお答えでありました。その後、町はどのように検討しているのか、その検討状況を伺います。

教育長 飯島保育園の駐車場の件につきましては、過去にも議員から御質問いただき、お答えをしているところであります。特に降園時、お迎えのときの混雑状況については、その都度、状況把握に努めているところであります。前回御質問いただいて、園内に何とかうまく設置できないかというようなことを検討してまいりましたけれども、例のエアコン設置のことがあったり、保育園の老朽化があつて優先的にやらなきゃいけないようなこともあつて、なかなか進んでいないという状況も事実であります。具体的にどんな検討をしたかということについては、この後、教育次長のほうから詳細に

についてお答えしたいと思います。

教育次長

飯島保育園の駐車場でございますけれども、前回以降、議員からいただきました情報ですとか、実際の送迎時の様子、また近隣の状況についても確認を行ってまいりました。しかしながら、駐車場確保の具体的な解決策がまとまるまでには至っていないのが現状でございます。敷地内に駐車場スペースの確保を考えた一案といたしましては、西側園庭の縮小案がございます。しかし、この場所は子どもたちの遊び場としてほかの園にないよい環境で、園内のせせらぎが縮小になってしましまして、子どもたちの生活を考えると残したいとの保護者の声もございました。また、グラウンドの一部を駐車場とする案も検討しておりますが、降園時にグラウンドで遊んでから帰る子どもたちの安全性の確保が必要となってまいります。そのほか、駐車場の区画線を引き直しまして駐車台数を増やす案も可能かどうかも含めて、現在検討を進めております。これらの案を検討いたしまして、その結果によっては新規用地の確保も含めて総合的に検討を進めてまいります。

中村議員

今、状況を伺ったわけなんですけれども、確かに、そんなに広くない園庭、グラウンド環境ですよ。それをさらに駐車場にすることによって子どもたちが楽しんで遊んだり運動をする環境が縮小されてしまうのかなあと大変懸念したわけだったんですけれども、親御さんたちの強い希望もあり、それは断念をしたということで、私はちょっと安堵しているわけなんです。ですけれども、私もたまになんですけれども、お迎えの時間帯に通ると、西岩間線のほうに通じるところまで車がずっとつながっているときがありました。あ、何だろうと思う、曲がれないっていうときがありました。そんなところを見ると、ああ、ちょっとこのままでは大変危険だなあということを感じております。そんなことから、現状認識を、町はもうちょっと危機感を持っていただきたい。今の親御さん方の協力で頼り過ぎではないかというふうに思います。町もそういうふうに考えているということなんですけれども、進んでいないとなると、頼り過ぎて、悪く言えばちょっと町が怠慢かなあというふうなふうにも見えてしまいます。迅速な対応を求めらるんですけれども、方向性というのは、駐車場を確保する土地の、要するに財源が厳しいということで、一体いつになったら拡幅を実行できるのか、その辺のことはどういうふうにお考えなんでしょうか。

町長

この件につきましては長年の懸案で、何度も質問をいただいております。今ある状態の中でどこか押し込めないかという形の中で今まで検討されてきたかと思っております。いろいろ検討をすることは必要なので、それは大事だと思っております。ただ、スピード感も必要と片や思っております。基本的には、やはり保育園と駐車場は付き物だと、こういう私は認識しております。ぜひ、予算の財政の状況もあるでしょうけれども、そこら辺とも調整しながら、打開策もスピード感を持ってやらなきゃならないという認識をしております。

中村議員

ぜひ、本当にスピード感を持っていただきたいと思っております。再三申し上げてきましたけれども、何か事故があつてからでは取り返しがつきません。安全・安心な保育園環境は町の責務。現状に危機感をもっと持っていただいて、早急に対応をというふう

に町長がおっしゃられましたので、ぜひその対応を求めまして質問を終わります。

議 長  
3 番  
久保島議員

3 番 久保島巖議員。

それでは、通告に従いまして3点を大きく分けて質問してまいりたいと思います。ちょっとせきが出ますので、コロナではありませんので御心配なく、御了承いただきたいと思います。

まず最初に1-1でございます。飯島区出身の町議会議員5名と飯島区の理事の皆さん、いわゆる区会議員の皆さんとの懇談会、毎年開かれているわけなんです、今年も11月5日に開催をされました。今回は、いわゆる飲み会という懇親会を取りやめたということもございまして、時間がたっぷりございまして、いつになく意見交換や情報交換ができたというふうに認識しているところでございます。その話の中から1点だけ、私のほうで担当して取り上げたいと思います。あとにつきましては同僚議員から種々質問があるかと思しますので、よろしく願いいたします。さて、飯島区では区民からお預かりしている基金がございまして、それを活用して成人大学の屋根を利用した太陽光発電設備を設置して、電気料の削減、また災害時のスマホ等の電源供給を行うことがよろしいんじゃないかということで、企画をして準備しているところでございます。いわゆる町が進めている屋根貸しではなく自主運営というふうにしていくところは、実質売電益を収入として得られるということもありますし、それから災害時に素早く対応できるというようなこともございまして、自主設置ということに踏み切ったところでございます。ところが、町はこの事業に対して補助制度がないよということで御返答があったということでございます。その中でも、私はちょっと耳を疑ったんですが、災害時は天候が悪いので太陽光は有効とは考えていない、発電機での対応を考えているという返答があったということでございます。それは、災害発生時、それはそういうこともあるかもしれないですけども、それが長続きするわけではなく、何日かたって避難所を開設していくと天候が回復してくるわけでございます。また、地震災害のときには天候が必ずしも悪いというわけではない。いわゆる夜間で雨が降っているというときに停電になってしまったというときには、それは発電機が有効でしょうけども、それ以外は発電機を回す必要はないわけで、発電機に頼らなくてもいい。であるならば、太陽光のほうの方が有効ではないかといふふうに私は思うところです。いわゆる、先ほども中村議員からありましたSDGsという点から脱炭素っていうことを求めなきゃいけないというこの時期、飯島町もまたSDGsを進めているわけですので、それに全くこの太陽光の設備っていうのはマッチしているというふうに私は思うところです。また、例がないからできないんだという話もあったそうでございます。例がなければ、例はつくればいい話で、そんなことは理由にはならない。何とかして金を出したくないっていうふうに見えてくる。これじゃ駄目なんですよ。町民の皆さんがよいと思ったことをしようとしているのに、そこに対して町は何とか助成しましょう、応援しましょうという体制がどうしても欲しい。全額出してくれと

言っているわけじゃないですよ。補助金はありませんかと言っている。避難所開設のときに活用できる、また、ふだんからエコ、脱炭素に取り組める、これは、個人ではあるわけですので、個人の太陽光設置についての補助がありますから、それと同じように自治会や公民館やその他の組織にも補助できるじゃないですか。別に要綱を変えればいいだけの話なんで。この活動を進めていく、広めていくっていうことが必要だというふうに思います。目的はエコと脱炭素なんですよ。この手段をどうするかっていう中の1つの段階であって、各個人家庭にはぜひ進めてくださいねって言っているのに、自治会、公民館、区にはそれは駄目ですよって言うようなもんだと。それはおかしくないですか。補助対象を見直すだけでいい、町の方針を大転換してくださいって言うわけじゃない、そのところをどうお考えなのか、町長のお考えをお伺いいたします。

町長 答えいたします。指定避難所の運営は、区会の皆様にお力をいただき運営することになっております。東日本大震災の折も電源確保に苦勞したとの報告もされておりますので、非常時の電源確保として太陽光発電は有効と考えております。現在のところ、指定避難所に太陽光発電施設を設置した場合の補助金制度はありませんが、公民館や集会施設の改修補助制度がありますので、そちらを活用いただければと思っております。この件については、飯島区の皆様方にお伝えしているとのことでございます。

久保島議員 改修制度があるからそれを使ってくれと、改修に当たるっていうことでよろしいんですか。これ、改修じゃなくて増設だよとか新設だよっていう話になっちゃうと、これは対応できませんってまた言われるんじゃないかっていうことを心配されていますが、その点はいかがでしょう。

教育次長 成人大学の施設のことでございますので、この制度についてお答えさせていただきます。公民館の維持管理に関する覚書というものを締結してございます。その中で建物の設備の増改修が必要となった場合で事業費が5万円以上となった場合に協議を行うものでございまして、その協議に基づきまして負担割合を決めていくという制度でございます。おおむね2分の1ずつという負担割合ということでございますけれども、その協議の中で決定していくものというものでございます。

久保島議員 改修の場合ですね。新設でもそれはいいということで、例えば上限金額はないっていうことでよろしいんでしょうか。

教育次長 後の協議によりますので、上限についてはございません。

久保島議員 いわゆる公民館として、いわゆる文化施設としての教育委員会の所管ということになるようですが、じゃあ、指定避難所としてのそれはないということなんですが、そこは条項として新設するつもりはないのか、総務課長、いかがでしょうか。

総務課長 現在、指定避難所に関するそういった災害時の施設というので太陽光発電に対する補助というのは、制度的にはございません。今後、先ほど町長も申し上げましたとおり、発電施設、これも必要になってくる場合もあるし、太陽光発電も、これも必要になってくる、これは両方あれば一番いいんでしょうけれども、一番何がいいのかっていうのは、やっぱり考えていかなきゃいけない部分もございますので、補助金、助成

制度については、ちょっと検討して、町として、どのような指定避難所の運営を区会の皆さんが安心してできるようにするにはどうしたらいいのか、そこからちょっと検討してまいりたいと思います。

久保島議員　　そうしますと、指定避難所のそういう設備についてのことについても検討していくということでもよろしいのでしょうか。私は、いわゆる指定避難所で、発電機っていうそのものの維持、それが、四六時中発電機をがらがらがん回すっていうわけにはいかないと思うんですね。そうすると、やはり太陽光の設置というのが非常に有効だというふうに私は考えているんです。その辺のところも含めて、ぜひとも、発電機何%、太陽光発電何%みたいな設置の仕方を考えていかないと、発電機だけに頼るわけにはいかないというように私は思いますので、ぜひともそこを検討していただきたいと思いますが、そこは時期としてどのくらいの時期に、早急にというふうに思いますが、いかがでしょうか。

総務課長　　担当のほうも、いろいろ今検討しております。避難をする気象状況というのがいろいろあります。夏場なのか冬場なのか、昼間なのか夜なのか、天候がいいのか悪いのか、そういったところを考えていきますと、太陽光が有効な部分もあれば、発電機がないとエアコンが回らないというような場合もあるかと、そこら辺も今担当で想定しておりますので、できるだけ早めにそういったところのどうあるべきかという方針は出さなきゃいけないと思っています。

久保島議員　　分かりました。それをいつ頃までにやっていただけますか。

総務課長　　何月何日というのはなかなか言いにくいんですが、明日、大地震が起きるかもしれない、そういった不安に駆られて、今、総務課の係も私も対応しておりますので、その気持ちを忘れないように早めにやりたいと思います。

久保島議員　　それでは、早急に避難所に対する設備の補助についても御検討いただきたいというふうに思います。太陽光と発電機と、当然、私は両方あってしかるべきだと思いますので、その辺の割合についても考えていただきたい。それから、教育施設としての補助としても、じゃあ、これが対応できるかどうかということについて、また御協議をいただきたいというふうに思います。その辺のところを求めまして、次の質問に参ります。

2-1でございます。国の新型コロナ対策臨時交付金第2次分を活用して、9月定例会に急遽上程されました飯島流ワーケーションの運営につきましてお尋ねをしております。2次補正の2億160万円の決定したところで降ってわいたというふうに私はちょっと感じちゃっているんですね。発想は私も賛成するんです。しかし、一気に巨額な設備投資をするということは、かなり難しい経営運営が待っているというふうに感じております。よく練ってきた、何年もかけて構想を練ってきたというあれではなく、どうしても付け焼き刃的な感が否めない。万全の準備態勢を求めていくものでございます。さて、この件が浮上したのは、観光戦略会議で8月11日のメンバー入替後の初会合、そのときに町長から提案があり、承認されたとされております。ところが、改選、このメンバーの改選前の任期の取りまとめという会が6月30日に開かれ

ていますが、その中ではこの案についての協議があったと、この案を次回に申し送りましようねっていうようなことがあったということは見られないんですね。そんな中、中心として取り組むんだということで、観光戦略会議で了承されたというふうに新聞報道されているんですが、本当にどう受け止められたのか、どのような体制で進めていくのか、またメンバーの皆さんの役割分担等はどうなっていくのかということにつきましてお尋ねをします。また、営業部とか、伊那里イーラとか、観光協会とか、農業法人とか、関連する企業、団体等がございますので、この辺とどういうふうに関連していくのか。また、個人的に私やってもいいよというふうに手を挙げている方がいらっしゃるのか。この全体像について、どういう体制でいかれるのかっていうことについてお尋ねいたします。

町 長

飯島流ワーケーションの御質問です。この事業は、目下のところ飯島町が目玉商品になっております。多岐にわたる御質問でございますので、しっかりと説明させていただきたいと思っております。飯島流ワーケーションの決定の過程は、リニア新時代を迎え、将来の発展に向けた準備をする中で、今見えている幾つかの課題、すなわち、地方の魅力が再認識される時代への対策、都市と農村の交流の推進、飯島町の新しい観光への挑戦、移住・定住促進の新しいアプローチ、農業の新しい価値観の創出など、地方創生に関わる懸案が現実であり、これらを同時に解決する可能性があると思込まれる有力な戦略がワーケーション事業の推進にあると考え、町が初めに決定いたしました。この目的や効果につきましては、さきの9月例会でも説明させていただきました。また、政府の第2次地方創生臨時交付金の通達を受け、その交付要綱にコロナ禍にあって新しい生活様式の実践を推進する事業としてワーケーションが取り上げられておりました。これは環境省、総務省、農水省が推薦しており、長野県も将来への布石と捉えて取り組もうとしております。ワーケーション事業の事業資金が100%交付金で賄うことができるのであれば、飯島町の将来に向けて懸案の課題を解決する千載一遇のチャンスであると捉えて、資金面の有利さからもワーケーション事業推進を決定したことも理由の1つであります。しかし、本事業を全国からも注目される魅力的な事業にするためには、ハード整備も必要でございますけれども、もっと大切なのはソフト面の整備であると認識しております。訪れるお客様に年間、四季を通じて切れ間なく提供できる体験メニューが充実していることが重要であり、ワーケーション事業の成否を左右する重要なポイントであると捉えております。本年7月に任期を迎えた観光戦略会議の1期目の申し送り事項は、農業と観光の組合せ、コテージと農地のセット、観光による関係人口を創出して角度を変えた移住・定住を促進する、これらを地域全体で取り組むことの必要性が出されました。さらには、地域の生活、文化や身近な自然を楽しんでいる地元の人々、それ自体が観光資源であるという、まさに地域の「光」を感じて「観る」という本来の観光理念を捉えた方向性も確認されました。1期目の任期終盤には、実際にお客様を招いて飯島でのモニターツアーを実施して、現実的な課題も把握しました。また、ほかの観光要素をメニューにしたモニターツアーを計画しようと思いましたが、コロナ発生で研究を深めることはできませんでした。観

光戦略会議2期目は本年8月からスタートしましたが、1期目の継続を念頭にして、体験メニューをしっかりと作り込むことが観光戦略会議2期目の目標の1つとなっています。農業塾、地域の文化交流、自然体験のそれぞれのメニューの中に飯島町の独自性があり、しかも多くの町民が参画できることも必要となってまいります。2期目の観光戦略会議の冒頭に当たりまして、私から町が進めようとしているワーケーション事業について説明させていただきました。ワーケーションで使用される飯島体験ツアーのメニュープログラムが最も重要であり、メンバーの多様性を生かして魅力あるメニュープログラムを完成していただきたいと確認させていただきました。事業体制につきましては、ここ数年は宿泊拠点となる農地つきトレーラーハウスのある場所を中心に展開する農業塾や地域文化交流、自然体験交流等のプログラムを試験的に実施しながら、充実した魅力ある体験メニューをブラッシュアップしながら整備し、本格的な稼働を目指しております。当初の拠点の整備や人材育成等は町が全面的に支援してまいります。農業塾や農地のやりくり等につきましては、地区営農組合と農業法人の皆さんに御協力をお願いしながら、当初から実施運営についても試験的に参加していただき、実体験を積み重ねて本格稼働に向けて準備をしていただきたいと思っております。協力団体につきましては、飯島町営業部の自然、文化、花、食、アウトドア、この5つの部会が営業部開設以来4年間の活動の中で飯島町の魅力を掘り起こし磨き上げていただいた数々の成果や情報を体験メニューとして協力していただくこととなります。ほかにも観光協会や商工会、農村女性グループなど、多くの方々に御協力をいただきながら、町ぐるみの事業となるよう育てていきたいと思っております。

久保島議員 丁寧な御説明、ありがとうございます。聞いてもないことまで答えなくても結構なんです。いろいろおっしゃっていただいてありがとうございます。

それでは2-2に参ります。今、お話の中で、直営ではなくて、営農センター、営農組合のほうに運営を任せていくんだというお話でございました。その辺のところにつきまして、予算措置につきましてはどういうふうに進めていくのか伺いたします。

町長 町直営であるのか、民間委託かと御質問でございます。当初の施設整備や人材育成などについて、町が全面的に投資を行い支援してまいりますけれども、将来的には営農組合を中心に民間事業者による運営に移行させていく考えであります。

久保島議員 営農組合さんでということになりますと、4地区あるわけでございますけれども、その4地区が皆さんで関わっていかれるのか、それとも営農センターという形で、そこが取りまとめていかれるのか、その辺の構想についてはいかがでしょうか。

町長 これは、拠点施設を設置する場所に近い営農法人等に御協力いただこうと思っております。4地区でございますけれども、いろいろの打診をする中で経験値のあるところを選定していきたいなと思っております。

久保島議員 そうしますと、その営農センターさんじゃなくて田切地区営農組合になるかと思いますが、そこに業務委託をしていくという形でよろしいのでしょうか。

町長 最終的には、そのような形にしたいと思っております。

久保島議員　それでは2-3に入ります。そうしますと、そこに、将来は業務委託になるんだと。取りあえずは、出発点としては、町の職員が設備、それから人材育成等について関わって行って、走り出したらそちらのほうに業務委託になるということになります。そうすると、年度的に言いますと、今年度いっぱい人材育成なり設備設置なりっていうことになるのか、それとも来年度、令和3年度もその辺になるのか、その辺の見込みについてはいかがでしょうか。

町　長　人材の選定につきましては、まだ本格的にスタート——本格的にといいますか、施設が整うのが来年の秋ぐらいになろうかと思っております。それまで時間がございませぬ。多く幅広く間口を広げて、広範囲から適材な人間を充てたいと思っております。

久保島議員　それでは2-3のところに行きまして、営農組合が業務の担当をしていくんだということになりますと、これからは、コーディネーターの育成等も含めて、今は地域創造課の管轄にどうもなっていたようなんですが、そこを農政係等に移すとか、その辺は考えていないのか。また、コーディネーターとする人は、かなり多彩な才能等も必要になると思います。そうすると、いわゆる、何ですかね、臨時職員対応、会計年度任用職員対応ではなくて、一般職、正規職員というような待遇も必要じゃないかなあというふうに思っているんですが、その辺の管轄についてはどのようにお考えでしょうか。

町　長　コーディネーターは職員か、委託か、また所属は観光部署か、農政部署かと、こういう御質問でございます。農業塾、文化交流、自然交流の体験メニューは、約150メニューを目標としております。これらを熟知して適切に案内、手配するには、コーディネーターは必要な存在だと思っております。経験値があり、有能な人材を広範囲から募集いたしますけれども、また、集客の活動窓口やワーケーションに造詣の深い政府機関の食農連携機構とも協力関係を結んでおりますので、多くの方々のお力をお借りしながら進めてまいりたいと思っております。所属につきましては地域創造課でございますけれども、関係部署と連携を取り合って進めてまいりたいと思っております。

久保島議員　関係部署と連携を取りながら、プロジェクトチーム的なものを立ち上げて、よくそういうふうにおっしゃるんですが、それがうまくいったためしはないんですよ。職員も、それができるだろうなあって思っている人はほとんどいないと思いますよ。要するに、そこは専任で任せないと、地域の連携を取ってとか調整をしながらとかって言うていてもうまくいかない。それについては、ぜひ専任性が必要かというふうに思いますが、町長、いかがでしょうか。

町　長　ここで申し上げましたコーディネーターを設置しなければならないということは、地元でそういった人材が発見できれば、それに越したことはありませんけれども、間口を広げて、いわゆる協力隊のような形で募集したいなと思っております。この方は、やはり、この事業に専念していくことを考えておりまして、もし営農センターの方々と一緒にできる体制が取れば、自立した段階で営農組合の一人の職員として入っていただきたいと考えております。

久保島議員　それでは、実際に専任になったときに、営農組合の職員なり、地域創造課でもいい

んですが、担当職員っていうのが、やっぱり同じ同レベルの者でないと話が合わないと思うんですね。ここに町長との意識の疎通もあると思いますし、それをうまく伝える、そこから返ってくる答えについてうまく返答するっていうことができないと、いわゆる聞き慣れない言葉で言われて、それは、うーん、どうかなあって言って辞書を引くような、そういうレベルの担当者じゃ困るので、そこは、やっぱりこっち、受け側の管轄する担当者も適切な指示を行う等については、やっぱりそれ相当の部署が必要だと。その人も専任なり、兼務でいいんですが、どこか1か所に集中すべきっていうふうに思いますが、その辺についてはいかがでしょうか。

町長 現在の状態、今、現時点では地域創造課に立ち上げの協力をいただいています、その職員の。それで、だんだんコーディネーターもそろい、事業が本格的になっていく、その段階段階でいろいろのものが固まってくるのではないかなというふうに思っております。

久保島議員 ぜひ、これを成功するためには適切な指導、監督が必要だというふうに思いますので、そこは段階的に、町長おっしゃるように進めていってもらいたいというふうに思います。

さて、2-4に入ります。当初は、これ、予算計画っていうのがたしかあったと思うんですが、そこについてはよろしいんですが、ここの投資に対して、8,433万円の投資をしているわけですね。それは100%対象の80%交付で頂いたお金を使っているんだから、まあいいやとお思いでしょうけども、そうはいかないと。これを設備したからには、5年償却ですから年間1,680万円の収益を上げてもらわないと困るよっていう事業になるんじゃないかなあと私は思っているんですね。もし土地を町が買ったとすると、その土地代も事業者には入れてもらわないと困るという話になってくる。それから、コーディネーター等の人件費も賄っていかないといけないと。この事業全体で町が自立してくださいねっていうときには、委託するとなると、こちらから管理料を払って、利用料をいただくっていう形になろうかと思いますが、その辺のところ、そういった採算計画、何年たったら黒字になるんだ、何年たったらこの投資が回収できるんだっていうことまで考えていく必要はあるんだろうと思うんですね。たとえ交付金で頂いたものであっても、これは国民の血税でありますので、決して捨て金になってはいけません。この辺をうまく活用していくための、ぜひ予算計画っていうのが必要じゃないかなあ。初期投資を回収していくための採算計画をしっかりと立てて、早い時期に黒字化できるんだっていう見通しを示さないと、町民の中には、まだ、今回の説明を聞いても、それはちょっとなあと、税金の無駄遣いじゃないのっていう声はあるんですよ。だから、そこを払拭するためには、こうなっていくますねっていう話が必要だ。それから、飯島町営業部の例からすると、儲かる飯島町っていうけれども、町がもうかるんじゃなくて町民がもうかっていけばいいんですよっていうことで、負担っていうのは継続していくんだっていうお考えがございまして。それと同じように、ずっと、これ、町が負担金なり補助金なりを出して運営していくのかっていうこと、これも、ちょっと自立していくという意味では少し違うのではないかなあ

というふうに思います。道の駅についても自立してくださいねっていうことでやってきているわけですから、この事業もそれと同じことになるのではないかなあというふうに思うんですね。採算計画を立てて、それに基づいてしっかりした営業活動をしてもらって、この施設をフル活用していく。そして町民の皆さんが利益を上げていく。また、この事業そのものも利益が上がっていくというようなものを立てる必要があると思いますが、その見通しを立てる計画はございますでしょうか。

町 長

ワーケーションの採算計画のお尋ねでございます。現在の事業計画では、国県の補助事業を活用しながら、5年後には自立できる事業へと成長させたいと考えております。この事業の効果は、メニュープログラムに参加する全町的な取組により経済的循環の促進を狙った事業でございます。町全体に利益が生まれるように、行政、地区営農組合、農業者、商業者、観光業者、さらに町民の皆さんも含めて、多くの方々に関わっていただきたいと思っています。千人塚センターハウス建設と同様に、集客促進の仕掛けを町が投資し、民間企業がこれを利用しながら運営し、その効果を出していただきたいと思っております。ワーケーションの集客が増加すれば、町内全域にその恩恵があるものと考えています。農家民泊や町内の宿泊施設もお客様の要望によっては利用があるものと思っております。また、飯島体験ツアーメニューはどの宿泊施設でもセールスポイントとして御利用いただけると思っております。儲かる飯島町とは、金銭的なものだけでなく、都市の企業や人々の交流から生まれる地域貢献や文化交流の促進など、幅広い効果が生まれることも含まれております。これからは情報提供でございますけれども、飯島流ワーケーション事業につきましては、飯島町は早々に立ち上げております。その発信効果が出ていることを御紹介申し上げたいと思います。本計画を9月議会にて承認いただいて、すぐに農水省の顧問、事務次官を訪問させていただきまして本計画を説明し、モデル事業などの対象になるようにと、しっかりお願いしてまいったところでございます。その後、農村振興局農政部長から飯島流ワーケーション事業について詳しい説明を求められ、協力関係にあります政府機関である東京の食農連携機構様に代理出席をいただきまして、説明に出向いていただきました。さらに、それから数週間後には、同じ農政部長から今度は自民党のワーケーション関係部会において飯島流ワーケーションを紹介してもよいかとの打診が当町にありまして、快く了承させていただきました。飯島流ワーケーションの事業は、他自治体に比べ先駆的でメニューづくりが特徴的であることから、既に全国区で注目を集めているという、こういう効果も町の利益の大きな誇れる部分ではないかなと思います。議会の皆さんも、あちらこちら自治体を訪問され、あの事業はよかった、この事業はよかったと説明をいただきます。今度は、飯島町に多くの方々が訪問いただいて、先進的な事業であると胸を張って、また飯島町町民のこれからの若い者も、飯島町はこういうことをやっている町だと、こういう自信を持って移住してきていただきたいと、そういう願いも兼ねておるわけでございます。そういうことの効果が大きな効果だと認識しております。

久保島議員

そうしますと、8,433万円については町の投資した設備であって回収は求めないと。

それを活用してしっかり町民の皆さんに利益なりを取ってもらいたいと。それから、金だけじゃなくて、心がもうかる——心がもうかるっていうのはおかしいですが、文化的なもの、それから人的交流等についてしっかり吸収してほしいよという町長の思いだということで、分かりました。しかし、ここはかなり難しい課題でございますので、町民挙げて、また、行政も町長をトップに、ぜひともメニューづくり、メニュー推進、PRには努めていただきたいと求めておきたいと思えます。

それでは、時間ございませんので、3番のほうは1と2と併せて御質問いたしますので、お答えをお願いしたいと思います。

先ほど中村議員からも御紹介ありましたように、社会文教委員会でいいちゃんバスを試乗してまいりました。その後、全協で報告ございまして、南線と病院線で乗車数が上がったよという話がありました。その後、11月はどうだったのかなあとというふうに思っています。その後の影響で、また増えてくればいいかなあとというふうに思っておるんですね。そこで、お話ございました。新たな課題等が見つかったと。続いて、その辺の改善策等もあるかと思えます。その辺についてお伺いをしたいと思います。

次は、この事業は、いわゆる福祉事業だというふうに認識しているんですね。ところが、その目的がどうも町民の皆さんにもはっきりと認識はされていないということでございます。私が体験させてもらった帰りの便の中に七久保からの利用者の方がいらっしゃいまして、朝一番で昭和病院に行かれたそうですが、帰りに私たちと同じ帰りの13時頃帰着の便に乗りました。飯島駅で、これ、乗換えで待っていなきゃいけないんですね。15分~20分ぐらい待っているんですが、それはちょっと冬場になったら気の毒だなあと、もうちょっと続けて行けねえのかなあとというふうに思ったんですね。そしたら、その方は、おかげだにと、もう少しお金払ってもいいんで、これはぜひとも続けてほしいという話をいただきました。謙虚な方だなあと思っているんですが、確かに、それは400円で昭和病院まで行ってこれれば安い交通機関かなあと思えます。一方、町民の中には、いつも空車で走っているじゃないの、あれ、もうちょっと、無駄だと、もっと効率のいいものはないのか、そこにシフト変換すべきじゃないのかっていう話は当初からありました。今も消えていないところですね。例えばなんですが、いいちゃんバスを廃止して全部福祉タクシー券になったら町の負担はどうなるのか、利用者負担はどうなるのか、これを、今、現況の状況、いいちゃんバスと福祉タクシー券のセットの状況とを比較して、これだけの違いがありますと、だから今は両方併用しているんですよっていうようなデータも示されていないと思うんですね。そこをもうちょっとお示しいただいたらどうかなあと。それから、駒ヶ根市は、循環バスを廃止して、こまちゃんタクシーっていうのに全部統一したみたいなんですね。伊那市では、AIを活用して最短コースを探索、検索して走れるということで、伊那市っていうのは乗り合いぐるっとタクシーとかっていうのをやっているんですね。要するに、これはドア・ツー・ドアで乗っていけるということで、それも乗り合いで行けるっていうことで、格安で済むということらしいんですが、循環バスじゃなくて、このような代替の交通弱者対策についても検討がされたのかどうか、その辺

のこと。それから、先ほども言いましたが、収益事業じゃなくて福祉事業なんだよと。これを、どのような方法で採用しても、説得力のあるデータ、それから目的っていうのをしっかり明記して、町民の皆さんに有効性、だからこれをしているんですよと、だからこれにしているんですっていうところも説明をしていただいて、町民の皆さんの理解と協力を得ないと、この事業は続いていかないと。いずれ、どこかの市のように循環バス廃止っていう話の声がでかくなってきちゃうっていうことが心配される場所です。また、利用状況を向上させるということでは、もう少し、先ほども言いましたが七久保まで直通で行けるとか、それから、利用者の声を反映して、利用者の皆さんが電話かけるのはどうも苦手だからとか何とかあるんですが、そのうまい利用の仕方、帰りに運転手がどこで降りますかって聞いてくれたんですね、そういう対応もできるということでございます。その辺も含めないと利用増につながらないと思いますが、お考えはいかがでしょうか。

総務課長

最初に、新たな課題や改善策の発見についてのお答えをさせていただきます。今回の無料運行につきましては、広報や告知放送などを使って周知してまいりましたが、各自治会で行われておりますいちいの会、健幸教室、こういうところにも行きました。そうしたところ、みんなで乗ってみたいという御意見をいただきました。また、説明に伺った自治会に近い場所のバス停の利用が今回増えたというような数字もありまして、初めて乗車いただいた方も一定数おられるのかなあというふうに捉えております。しかし、無料期間中に利用者が増加した路線と、そうでない路線もあったことから、無料でも利用が進まない路線もあるのかなあという、そういう実態も明らかになってきたというところでございます。

続いて、今後の考え方についてでございますが、バスの運行をやっていくのか、やめるのか、やっていくんならどのように見直すのか、こういう選択肢になろうかというふうに思っております。現在、より利用しやすいものとなるよう運行形態の変更、また試算等を行うとともに、タクシー券に振り替えた場合の利用可能な回数なども試算しております。今後は健康福祉課とも連携いたしまして、公共交通を必要とするニーズの把握、これも行っていきたいと思っております。地域交通の確保対策として始めたいいちゃんバスでございます。事業の目標の達成が可能なのか、様々なデータを基にしっかりと検証していかなきゃいけないと思います。また、先ほど例を幾つかいただきました他の市町村の取組、こういったところも参考にしながら今後の方向性を出していかなければならないというふうには考えておりますので、よろしく願いいたします。

久保島議員

終わります。

議長

ここで休憩を取ります。再開時刻は11時5分といたします。休憩。

休憩

午前10時50分

再開

午前11時05分

議長 会議を再開します。一般質問を続けます。  
10番 本多昇議員。

10番

本多議員 それでは、通告に従いまして6件の質問をいたします。一括で返答いただくと時間が早く終わってしまいますので、今回はゆっくり順番どおり質問しますので、よろしくお願いたします。

1番「令和3年度予算編成について」。町の標準財政規模は約33億円で、過去10年間大きな変動はなく、変わっていません。自主財源は28年度より約19億円で変動がありません。自主財源の比率は、28年度35%、29年度36%、30年度37%、元年度35%となっています。約65%が地方交付税などに依存している歳入状況です。令和2年度の当初予算は48億5,500万円で、自主財源は16億円で、自主財源の比率は33%でスタートしました。8号補正までで予算は74億2,400万円と大幅に増加しています。これは、新型コロナウイルス対策の国、県の交付金などで15億4,300万円が増加の要因となっています。予算規模が74億円となったため自主財源の比率は27%と低くなりましたが、ウイルス対策交付金を除けば35%と通常の範囲を維持しています。

それでは質問に入ります。1-1です。新型コロナウイルスの影響で町税が減少すると考えています。町税は約12億円の歳入を維持しています。町民税については、個人、法人とも経済活動の低迷により所得が減少すると考えていますので、町民税は減収となると考えます。固定資産税については、事業者の固定資産税の減免措置があり減収となりますが、交付税措置があり歳入には影響がありません。予算編成に当たり町税の税収額を予測していると思いますが、予測金額をお伺いいたします。

町長

お答えいたします。町税の減少額の予測はという御質問でございます。新型コロナウイルス感染症の影響による経済の悪化は、当町の財政運営にも大きく影響するものと懸念しております。依然終息の見通しが立たず、今後の景気の先行きが不透明な中で予算編成となりますけれども、個人町民税、法人町民税は2割程度の減収が見込まれております。併せて、固定資産税は評価替え等の影響で減収となりますので、町税全体では今年度決算見込額に対し1億3,000万円～1億7,000万円の減収を予測しております。今後の社会情勢や国の動向を十分注視し、情報収集に努めてまいります。

本多議員

ちょっと1つお伺いするんですけど、今の1億3,000～1億7,000万円の中に固定資産税の減免分は——固定資産税の減免分っていうか、固定資産税の減少分は入っていますか。

住民税務課長

すみません。固定資産税の減免分は、算定には入れていないです。

本多議員

1億3,000～1億7,000万円の中には入っていないっていうことだね。分かりました。そうすると、減収は1億3,000～1億7,000万円ということで、分かりました。

1-2です。住民要望に応えるためにも従来の予算規模を維持すべきと考えていますけれども、予算規模を縮小するのか、従来の予算規模を維持するのか、お伺いします。

町 長 令和3年度の予算につきましては、これからの新年度予算編成作業の中で決定してまいります。歳入では町税の大幅な減収が見込まれ、非常に厳しい行財政運営が予測されるところでございます。直近5年間の当初予算規模を見ますと、当町では46億円～48億円であり、平均しますとおよそ47億円の状況となっております。現在、3か年の実施計画をまとめた状況では、歳入が約50億5,000万円、歳出が約53億円と乖離が大きい状況となっておりますが、住民の暮らしを守り、住民の皆さんが希望の持てる予算規模を維持できるよう努めてまいりたいと思っております。

本多議員 ぜひ維持していただきたいと思っております。もし維持するとした場合、減少分の財源は基金の繰入れと考えていますけれども、当然、歳出の削減も考えておると思っております。対策をお伺いします。

町 長 予算の減少分の財政はどのようにするのかという御質問でございます。厳しい財政状況であるため、予算編成に当たりましては、国、県の補助事業や交付税措置のある起債の活用など有利な財源の確保や経常経費の削減等に努めてまいります。少し説明しますけれども、国県の補助事業というのは、最近では千人塚センターハウスの建設費用に使わせていただきました。これは2分の1の費用を頂くものでございます。千人塚センターは8,700万円かかっておりますので、その半分4,350万円を補助いただいたということでございます。これも手を挙げてしっかりと取りにいかねばならないという資金でございます。さらに、今回の給食センター建設が大きな事業になっておるわけですが、この事業費は6億8,000万円でございます。これについての国の補助金は6,000万円です。そうすると6億2,000万円は町の身銭を切るというわけでございます。貯金が幾らあってもどんどん減っていく状況にあるわけでございます。そこで、今回、政治努力の中で文科省の事務次官にもお会いしに行きました。その中で、2億5,000万円の起債、この2億5,000万円の起債については、6億2,000万円のうちの2億5,000万円、これについては返還するたびにその金額について国の補助金があるということでございますから、実質2億5,000万円は除外されるということでございまして、3億7,000万円の実質借金をしようと、こういうことになるわけでございます。これもしっかりと政府にアタックしていかないと取れない予算でありまして、みんなが欲しがると言っております。飯島町はこの1月からコロナ下ではありましたが政府を訪問し、この2億5,000万円の獲得に成功しております。このような政治努力を常にしていかなければならないと思っております。その上で、最終的な不足分につきましては、財政調整基金をはじめとする各種基金を財源として繰り入れることを検討してまいります。

本多議員 分かりました。今回の補正でも臨時財政対策債が増加していますので、これを非常に有効に使って借金をするのもまた手ではないかと思っております。それで、歳出の削減なんですけれども、9月の質問でも言ったんですけど、需用費と役務費などの諸経費は特に不用額が多いので5%は削除できるのではないかと。それから物件費についても精査してみる必要があると思っております。これによって5,000万円くらいは浮いてくるんじゃないかなあと思っておりますので、ぜひ検討してみてください。

それでは2番目です。「国民健康保険特別会計について」。国保税の算定方式が4月より4方式から3方式へ移行したことを評価します。資産割を廃止したことにより、保険料を維持するための所得割の税率は上がりましたが、資産を持つ低所得者の被保険者には有利になりました。国民健康保険運営協議会によると、3方式への移行による保険税率の改定により、3方式の1人当たりの平均課税額は9万5,898円、現行の4方式と比べ1.9%、1,804円上昇するとのこと。運営主体の県が示す納付額に対して約550万円の不足が生じるが、基金から取り崩して対応すると協議会は言っております。

それでは質問します。2-1です。今回、12月の4号補正では、保険税の1,750万円の増額補正がありました。順調に推移しているとも考えます。今年度の国民健康保険の運営状況をお伺いします。

町長 国民健康保険の運営につきましては、国保税の算定方式等、被保険者の皆様に御理解、御協力いただき、感謝申し上げます。今年度の国民健康保険の運営状況につきましては担当課長より説明いたします。

健康福祉課長 今年度の国民健康保険の運営の状況でございますが、11月末現在の国保税の収納率につきましては、ほぼ昨年並みでございます。また、収入額はやや上回っている状況でございます。被保険者数については、年々減少している傾向となっているところでございますけれども、3月の末に比べて少しではありますが増えている、そんな状況でございます。国保税の収入額に関しましては、算定方式を4方式から3方式へ移行したことと、やはり被保険者数の微増が影響しているのかなあというふうに思っております。また、新型コロナウイルス感染症に関連した減免申請による減免も実施している状況でございます。医療費の給付についてでございますけれども、前年度に比べますと1割程度の減額となっている状況でございます。また、健診等、保健事業については、順調に実施のほうを行っている状況でございます。国保の運営全般的につきましては、今のところ順調ではございますけれども、新型コロナウイルス感染症による影響も懸念がされます。今後も国内外の様々な状況の変化に注視し、情報収集を行い、適正な運営に心がけてまいりたいと思います。

本多議員 分かりました。順調に推移しているということで、非常に安心しております。

2-2です。国保支払準備基金は1億9,800万円あります。2年度予算では2,000万円の繰入れを予定していましたが、今のような説明で2年度に基金の取崩しはあるかどうかお尋ねします。

健康福祉課長 本年度当初予算においては、国保の関係、準備基金2,000万円取り崩す予定でおりますけれども、令和元年度の繰越金及び今年度の国保税の賦課状況から、現在、予備費が2,800万円ほどとなっております。今の段階では基金を取り崩さず運営できると予測をしております。しかし、今年度は新型コロナウイルス感染症の影響もございまして、今後の国保税の収納状況により県への納付金に不足が出ることや、また医療費給付が急増することも考えられるため、状況により取崩しが必要となる可能性もあるかと思っております。

本多議員 分かりました。コロナの関係がありますので何とも言えないんですけど、できるだけ取り崩さず次年度に持っていったほうが、次年度が楽かもしれません。

それで、2-3なんですけど、国保支払準備基金を活用して所得割の税率をできるだけ抑えていただきたかったんですけども、結果として上昇してしまいました。保険料が増加しないように基金を有効に使ってほしいと思っておりますが、今後の基金の運用方針、それをお尋ねします。

健康福祉課長 現在の国保の準備基金の残高は1億9,876万5,800円となっております。国民健康保険につきましては、平成30年度から運営主体が県となっております。現在、県において保険料水準ですとか保健事業の統一化に向けた検討が進められているところでございます。今後の運用につきましては、1つには、保険料の統一に向けた税率の改正などにより被保険者への負担が急激に増える、そういうことが懸念されておりますので、その負担を軽減するため県への納付金へ充当することが考えられます。また、もう一つには、保健事業等の統一に伴いまして交付金が減額となった場合、今、町独自で充実した事業を行っているところなんですけれども、その町独自で行う保健事業、こちらのほうを継続して実施するための経費へ充当すること、こちらのほうを考えているところでございます。

本多議員 分かりました。

それでは3番です。防犯灯の管理費用について。4地区、町管理のそれぞれの設置数は約1,200か所あると思います。設置費用は町と自治会が約折半、管理費用と修理代は全て自治会負担となっております。安全に夜道を歩けるようにすることは、町が整備するのが当たり前だと考えております。

質問します。3-1。設置費用は新規のポールは事業費の3分の2以内、4万円を限度、既存の電柱については事業費の3分の2以内、2万5,000円を限度となっておりますが、設置費用の補助金に変更はありますか。

総務課長 町では、防犯活動推進のため、自治会等に対しまして防犯灯設置事業の補助金を予算の範囲内で設置補助金を交付しております。議員、今説明いただいたとおりの内容でございます。今のところ設置の費用に対する補助金の変更は予定しておりません。

本多議員 分かりました。

3-2です。令和3年3月をめどに器具の不具合による更新の補助について検討していただくことになっておりますが、器具の不具合による修理費の補助金の検討結果をお伺いします。

総務課長 現在、設置費用に対する補助金は先ほど申し上げましたとおりでございます。ただ、修繕については対象となっておらないのが実情でございます。LEDの防犯灯に一斉更新しまして10年を迎えております。これまではメーカー保証があったのでメーカーのほうで直していただいたんですが、この保証も満了となると、期間満了となります。今後、経年劣化による不点灯などの発生することが見込まれるとともに、落雷とか、そういった自然災害による故障も出てくると思われまますので、現在ある新規設置の補助金制度を参考に、修繕についても地元負担の軽減となるような制度を検討してまい

りたいと思います。

本多議員 検討してもらった結果を報告していただきたかったですけど、同じ同率にするのか、設置と。検討結果っていうのはそういうもんだと思うんだけど、これから検討するっていうのは何となく通告に反しておると思うんだけど。

総務課長 意が伝わらなくて大変申し訳ございません。検討すると申し上げましたが、修繕についても、先ほど言ったような新規設置の補助金制度が今ありますので、そちらを参考にしていくということでございます。ただ、これ、これから、まだ補助金交付要綱ができておりませんし、予算の関係もこれから編成というところでございますので、私のほうから来年度からこれをやりますということがなかなか言えない部分もございまして、察していただいて、私としては一生懸命取り組んでまいります。

本多議員 検討結果って言いましたけれども、とにかく参考にしてもらって、それじゃあ、設置費用を既存の電柱に修理代3分の2、2万5,000円以内、そういう数字を聞いたかったんだけど、駄目ですかね。

副町長 今、実施計画の中ではこの話が出ておまして、総務課長も申しましたように3分の2で2万5,000円以内というお話は実施計画の段階でも聞いておりますので、ただ、町の予算とか、いろいろございますので、実際には予算査定の中で決めてまいりたいなあというふうに思っております。総務課長の申しますとおり、十分に前の例を参考にさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

本多議員 ぜひ、期待しております。

それでは3-3です。またお金の問題ですけども、管理費用は、自治会の状況調査を行い、全体像を把握して、補助制度等を総体的に検討することになっていきます。管理費用、つまり電気料金の補助の検討結果を具体的にお願いします。

総務課長 防犯灯でございます。地元申請、地元管理である現状を踏まえますと、電気料金などの管理費用につきましては現状どおり地元負担でお願いしたいなあというのが私どもの考えでございます。先ほどの御質問でもお答えいたしました、設置や修繕の費用というのは町が一部負担するのが妥当なのかなあというような考えもあります。ただ、維持管理につきましては地元負担というすみ分けで、ぜひお願いしたいなあと思っております。

本多議員 仕方がないかもしれないけど、各自治会は、自治会費、それをできるだけ減額して住民の負担を減らそうとして努力しているわけ。それで、電気代も補助金という形で出していただけると、金額的には大きな金額にならないの。気持ちの問題なの。そこら辺をぜひ酌んでいただいて、自治会の負担ができるだけ削減されるように検討してほしいと思いますので、よろしく申し上げます。

それでは、4番「第三者承継マッチング事業について」。全員協議会の説明で事業内容は大筋で分かり、よいことだと考えております。町が仲介役となることは分かります。地域おこし協力隊を採用して後継者に育てる単純な発想ですが、この発想を別に悪く言っているわけではありません。単純な発想でマッチング事業を考えたことは評価できます。しかし、採用に当たっては課題があると考えますので、採用条件など具

体的な説明をお伺いします。

それでは4-1です。地域おこし協力隊は、当初からその後継者の候補として採用するのかお伺いします。

町長

町内で後継者のいない事業者が技術やそのノウハウ、お客様などを継承しないまま廃業するのは、実にもったいないというふうに思っております。事業継承について町でできる方法を考え、取り組んでいくという事業でございます。まずは、地元の人が合意の中で事業承継できれば、町内のことも分かっていますし、それがいいかなというふうに思っていますけれども、地域おこし協力隊は事業承継の後継候補者を見つける方法の1つとして考えております。詳細につきましては担当課長から説明いたします。

産業振興課長

第三者承継マッチング事業の仕組みについて御説明をさせていただきます。町内で後継候補者のいない事業者の方で、事業の引継ぎをお考えの方でしたり廃業をお考えの方につきまして、まず募集をさせていただいております。一方で、起業をお考えの方や事業の経営をお考えの方を募集しているところでございます。地域おこし協力隊につきましては、その募集の1つとして考えております。町は、この両者を引き合わせましてマッチングのお手伝いをするといったようなことでございます。御質問にありますとおり、最初から特定の事業者の後継者という形での採用は考えておりません。マッチング期間を設けまして事業承継先を決定していくことを考えているところでございます。

本多議員

そうすると、後継者候補として地域おこし協力隊員を採用するときに、その人の後継者として採用するわけではないということですか。

産業振興課長

今、事業を引き継ぎたいというふうな方たちも募集をしております。協力隊を募集するときには、そういった方たちの情報もある程度公開しながら募集をかけまして、ある程度、起業したいとか、事業をやりたいという方も御希望があるかと思っておりますので、そういった利用主さんがいらっしゃれば、そういったところもそういった参考になるかと思っておりますので、そういった情報も含めながら募集をかけていきたいというふうに考えているところでございます。

本多議員

そうすれば、そのときに後継者として適正だと思う地域協力隊の人がいた場合、そこに、後継者にする企業の者を面接とかに、採用するときに立ち合わせるのかどうか。

産業振興課長

現状、考えていますのは、そこまでは考えておりませんが、意欲とか、そういったものを見ながら採用させていただきたいというふうには思っておりますが、協力隊は3年間の任期がございますけれども、3年間かけてマッチングしていくということではなくて、1年～1年半くらいの期間の中でマッチング期間を考えておりまして、その中で町のことを知っていただいたり、自分のことを売り込んでもらったりですとか、経営のことを勉強してもらったりですとか、そういったこともしながらマッチング先を、事業の承継先を決めていただきたいというふうに考えているところでございます。

本多議員

そうすると、この4-2の質問の研修期間中、3年間に幾つかの事業者を回り選択

産業振興課長 できるようにするのかとの中に入るわけ？  
 産業振興課長 例えば飲食店さんをやりたいという御希望の協力隊なり事業をやりたいといった方がいらした場合には、例えば引き継ぎたいといった事業者の方が、飲食店の方が何件かあれば、そこを中心に回っていただくと、それでマッチング先を決めていきたいといったような形で考えております。その期間を1年～1年半くらいの間で決めていきたいというふうに考えております。

本多議員 そうすると、その回っている間に、面接のときに立ち会うようなもので、見てもらうと、お互いに。それで、人間関係だから、そういうことでいいわけですね。いいわけですね。

産業振興課長 その1年～1年半の間に事業主さんとお会いしていただいて面接していただいたり、事業承継に当たっては、財産とか、いろんな形のいろんな問題も課題もあろうかと思いますが、そういったところも詰めてまいりたいといったところで考えております。

本多議員 分かりました。そうすると、4-2はもうなくなったから、今聞きましたので。それで、マッチング事業は、ただマッチングさせればいいという問題ではないと思うんですよ。町の責任が問われることもあり得ると考えておりますので、通常の地域おこし協力隊の採用とは違って、できるだけ慎重に、いつも慎重に採用していただいていると思うんだけど、くれぐれも慎重に採用してもらって、後継者となる人を選んでもらいたいと思いますので、よろしくお願いします。

副町長 5です。「柏木運動場周辺の整備構想について」。28年の3月、29年の12月、30年の9月、元年6月と、今回で5回目の質問になります。一向に進展しないので質問します。28年には、町長は順次整備が必要なことは認識している、教育長は整備計画を作成していきたい。29年には、教育長は町全体の中で考えさせていただく、まだ研究の段階にとどまっている。30年、町長は将来的な柏木運動場周辺整備を見据えながら総合的に道路計画を検討していく。元年6月の質問については、ちょっと内容を言います。周辺整備構想は5年が経過し具体的な提案も出てきた、大筋の方向性を出してきてるところから着手すべきではなかったのか、道路整備とグラウンドの拡張は急務であるという私の質問に、町長は、飯島F Cの熱意あふれる細部にわたった提案だ、よい提案だからということでプライオリティー——優先順位ですね、が一番に躍り出ることはないと答えていました。進まない答弁が続いています。防災拠点になっているB & G体育館、柏木運動場に大型車両が侵入できる道路の柏木北線の延長など、柏木運動場周辺の整備構想の進捗状況は一体どうなっているのかお伺いします。

副町長 もう5年ですかね、質問をいただいております。飯島F Cさんからも御提案をいただいたり、お話をさせていただいたり、整備構想は十分に承知をしております。昨年度、飯島F Cの皆さんとともに、私の前の唐澤副町長の段階から県内の人工サッカー場の視察ですとか、懇談をするのを重ねてまいりまして、整備する内容、規模、その他の財源や助成金についても検討を始めたところでございます。その一方で、2027年に長野県で開催される国民体育大会のホッケー会場に、主の会場でございますが、駒ヶ根市がなるように一応今のところ候補に挙がっております。その

サブ会場として協力を要請されておりました、そのことも含めて協議をしたいというふうに思っております。本年の2月でございますけども、飯島FCさんと私ども理事者、企画政策課、教育委員会の会議の中で、長野国体のホッケー競技のサブ会場となることが考えられるということで、国体の終了した後にサッカー場として整備したらどうかということに、その点を目標にやってはどうかということ合意をしております。で、長野国体もコロナ禍で1年延びまして2028年になっております。まだ、駒ヶ根市さんがホッケー会場にまだ決定をしておりませんが、当町は、それが決まればサブ会場としてのことを担っていかなければならないというふうになっておりますので、県の協力をいただきながら、その整備をしたいと思っております。国体終了後は、当町はホッケー人口が少ないもんですから、多くの町民の方が利用していただけるにはサッカーを中心とした多目的な競技ができるように、そのグラウンドを整備していきたいというふうに考えております。なお、道路整備、先ほど言われましたように、それも伴ってくるかなあということでございますけども、その整備構想は、その段階段階でまた検討を加えていかないと、お金もかかることでございますし、プライオリティー、優先順位は一番ではないということで、喫緊の課題もまだいっぱいあるわけでございますので、道路整備につきましても整備構想に合わせて検討してまいることが現段階で言えることでございます。よろしくお願いいたします。

本多議員 分かりました。一応ホッケーのサブグラウンドになることが一番いいと思うんですけども、いずれにしてもグラウンド拡張は絶対必要なんです。ですから、まず大型車両が入る道路とグラウンドの拡張だけは、用地、先に用地だけでも取得しておくべきだと思うんですね。だから、ぜひ、そこら辺を、計画はいいけれども、用地を先に取得してホッケーのサブグラウンドを迎えるというのが適正かなあと思うんですけど、どうです？

副町長 グラウンドの飯島FCさんの使用状況、それから正式なサッカーの試合ですとか、そういうことになりますと、当然、用地拡張が必要だというふうに聞いております。その辺につきましても、飯島FCさん御心配されている周りの方にお話をされておるようなことも聞いておりますので、その辺を踏まえまして、国体のホッケー会場のサブ会場の計画と併せまして計画を検討していく中でやっていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

本多議員 分かりました。周りの地主が、グラウンドの周りの人たちの地主がよそに離さないように町で確保しておいてもらおうと、ぜひ、次の仕事が進むと思うので、よろしくお願いいたします。

6番です。「リニア残土利用について」。平成30年3月の質問でリニア残土を利用して総合グラウンドの建設を提案しましたが、却下されたことがあります。伊那市では、工場団地の拡張に残土を受け入れします。報道によると、JRが残土を造成地まで運搬するとともに、区画造成や雨排水工事にかかる費用についても残土受入れの負担としてJRが負担すると、環境基準に適合した土砂だけが運び出されると、非常に有利な条件だと思います。有効利用が考えられますけれども、町から積極的に模

建設水道課長	<p>索することは、場所ですね、はないかお伺いします。</p>
	<p>それでは、お答えいたします。まず県内で行われているリニア中央新幹線の建設工事ですけれども、2016年の11月、平成28年の11月からですけれども、下伊那郡の大鹿村で行われております。そこで発生する土砂ですけれども、約300万立方メートルということですので、1ヘクタールのグラウンド、100メートル100メートルのグラウンドの300枚分くらいですかね、が出ます。先ほど本多議員からもお話がありましたけれども、新聞報道等でも、ほかの市町村でも発生土の活用につきまして検討が始まっているところでございます。これだけの発生土が出る機会でございますので、当町でも有効利用できる場所を今模索中でございます。また、地域の皆様からの御意見も御提案もお待ちしておりますので、そういうものが出ましたら積極的に支援してまいりたいと思っております。</p>
本多議員	<p>リニア残土の有効活用をしてもらおうっていうことを要望して、これで質問を終わります。</p>
議 長	<p>ここで昼食のため休憩といたします。再開時刻は午後1時30分といたします。休憩。</p>
休 憩 再 開	<p>午前11時46分 午後 1時30分</p>
議 長	<p>会議を再開します。休憩前に引き続き一般質問を行います。 1番 滝本登喜子議員。</p>
1番 滝本議員	<p>それでは、通告に従いまして、今回3点お伺いいたします。</p>
	<p>まず1でございます。コロナ禍で中止などとなった各種会議やイベントなどは、今後、新しい生活様式でどのような取組を行うのか。また、この中で見えた課題への取組をお聞きいたします。</p>
	<p>1-①です。今年度、4月の桜まつり、千人塚祭りに始まり、年6回ほど開かれていたこすも市、8月の「はないち」、子どもたちの参加も多くにぎわったフェスティバルin与田切、姉妹都市との交流や物産も販売された産業まつり、26年続いた秋桜まつりなど、地域活性化を軸に開催していたイベント、また地域の人々の交流や伝統文化、スポーツなど、まちの駅や公民館事業のイベントなども多くのものが中止となり、出店していた多くの団体、グループも、経済的にも痛手を受け、人々の楽しみも減る状況となりました。現在もコロナの感染は続いており、経済のことも、日常生活のことも併せて考えなくてはいけない今後、これらの祭り、イベントは、新しい生活様式の中でどのように取り組むかということをお聞きいたします。感染症対策として、他人との距離を置き、対面での会話も控えることも求められています。外へ出る機会も減り、特に高齢者などの行動も自粛気味でストレスとなり、ボランティアをすることやペットと触れ合う、人と一緒に食事をするなど、うれしい、楽しい、気持ちいいと</p>

感じる事が脳によい刺激を与ると言われています。精神の安定のためにも脳の神経伝達物質のオキシトシンという幸せホルモンの分泌を促すことが心の健康につながるということです。人々との交流などはこれからも必要で、安心して生活の中に潤いをもたらすものであると思います。これらに対しての今後の対応の考えをお聞かせください。

町長

お答えいたします。今年は、春の桜まつりに始まり、様々なイベントがコロナウイルスの影響で中止となり、関係される皆さんの影響も大きいと感じております。このような状況の中、町の皆さん方に御協力いただき、感染対策を講じたイベントとして6月にドライブスルー販売を実施いたしました。準備期間が短い中、商工会青年部、こすも市実行委員会を中心に9団体が出店、17商品を販売いたしました。実施に先立っては、大変熱心に意見交換いただき、大きな混乱もなく多くの皆さんに楽しんでいただけたことは、コロナ禍のイベントスタイルとして大きな自信となったところでございます。また、11月にはJA飯島支所の皆様を中心に、さらに大きなドライブスルー販売イベントが開催され、飯島町における新たな生活様式を取り入れたイベントとして確立できたと感じております。イベントの開催は、関係する事業者や生産者だけでなく、町民の皆様の活力と地域活性化にもつながってまいります。コロナ禍の中、全てのイベントと中止するのではなく、感染状況を見ながら3密を避けた開催方法を取り入れていきたいと考えております。

滝本議員

先立ってドライブスルーの件の答えをいただいたようで、ありがとうございました。けれども、そのほかのイベントの事についてお聞きしたいと思います。

地域創造課長

滝本議員さんからは、桜まつり以下たくさんのイベントを挙げていただきまして、今年度できなかった事業について御紹介をいただきました。当然、感染状況を見ながら、できるものはできるように、それから新しい取組も考えてくださっている皆さんがありますので、そうした皆さんと知恵を出し合ってできればいいというふうに思っております。

滝本議員

次の②に関係することで町長が先ほどお答えいただいたこともあるんですけども、お聞きのとおり2回、ドライブスルーが開かれまして、また今月末にも予定されておりますね。私もドライブスルーはおおむね好評だと感じております。しかし、買いたくても車を運転できない人の対応として、今回の予定の中で歩いて買物できる取組も企画されてはおりますが、長く歩くのが困難な人、重い物は持てない高齢者など、来たくても来られない買物難民への取組などをどう考えるかをお聞きいたします。②の質問となります。チラシに掲載されたお得で珍しい商品は興味をそそられます。予約制で行うなら、現地へ行けない人たちに各自治会公会所などへ配送し分配する方法もあるのではないかと考えました。事前の準備などは工夫する必要があると思いますが、スタッフは、私がドライブスルーの現場で見たとき、対応する人数はボランティアも含めれば配置できるのではないかと思います。これをきっかけにもっとよいアイデアが生まれ、密集を避け、身近な地域で小さい単位での活動につながると想像することができそうです。生活に欠かせない買物、高齢者の支援としても今後の取組をどう考え

地域創造課長 ますか。お聞きいたします。  
 コロナウイルスの終息が見込めない中、年末年始の買物需要を見込みまして、緊急対策として販売しております飯島町くらし復興券の利用促進と町内特産品の販売促進を目的に、今月27日に、今御紹介ありましたけれども、町の主催のドライブスルーマーケット第2弾を開催いたします。また、お車をお持ちでない皆様にもイベントに参加いただけるように、今回はドライブスルー販売の翌日、28日でございますけれども、役場を会場としまして歩いて来てねマーケットというものを開催することといたしております。事前予約いただいた商品を役場の特設会場ですべて歩いて購入いただくイベントでございます。役場にはいいちゃんバスの停留所もございますので、ぜひ公共交通機関を御利用いただきながらイベントへ参加をいただきたいと思います。また、買物支援といたしましては、道の駅の移動販売車でございますとか、Aコープ飯島店に配置をいたしました協力隊による事業、商店によっては配達を行っているお店もありますので、各自治会の集会施設への配送につきましては、今のところ考えてございません。

滝本議員 確かに、おっしゃるとおり購入車とか買物支援であると思うんですけども、やっぱりイベントでそういうことを企画するということになりますと、楽しみっていうか、そういう中で特別に扱う品物などもあると思うので、それを楽しみにしたいっていう方もいると思うんですね。ですから、日常ではなく、そういうイベントのときの工夫の1つとして、予約制ですので自治会の公会所などへ配送していただければということなんですけれども、そこら辺、どうお考えでしょうか。

地域創造課長 今おっしゃったようなお楽しみということもあると思います。そうしたものも含めて、これからどんな提供をいただけるのか、皆さんと一緒に考えていく必要があるかなというふうに思います。

滝本議員 ぜひ、職員や関係者の皆さんの工夫で楽しいイベントが開催できるように期待をいたします。関連ですが、5月より始まりました協力隊が関わる、先ほどのお話にもありました買物支援の状況と課題をお聞きしたいと思います。

健康福祉課長 町の事業といたしまして、今年度からの新たな事業として地域おこし協力隊による高齢者等買物支援対策事業を行っております。この事業は、Aコープ飯島店を拠点として高齢者等の買物支援を行うための事業でございます。現在は、介護予防教室の場や民生児童委員協議会、介護支援専門員の会議などにおいて周知を行い、徐々に利用につながっている、そんな状況でございます。今後、本当に支援の必要な方に利用をしていただくためにどのように事業展開をしていくか、今後とも研究をしてみたいと思っております。

滝本議員 買物支援の状況をお聞きいたしました。  
 では、次の③でございます。県内外、コロナ感染区域への往来など、自粛や制限などがされており、町でも友好都市関係との交流もほとんど中止されました。斑鳩町のイベントや交流会、鳥羽市との物販販売などや出雲町との相互の交流事業など、今後はどう対応するのか。まだまだコロナの終息は見えませんが、今まで培ってきた

それぞれの市や町との絆を途絶えさせることはできないと思います。現地に行かなくてもお互いの様子や会話もできるオンライン、Z o o mなどという方法もありまして、その方法を提案いたしますが、どうお考えですか。議会でも住民懇談会を1月に各公民館とつなげてZ o o mで行う予定であります。また、町内各種団体とのZ o o m会議のことですけれども、各種組織との会議も取りやめや文書での対応となりました。十分議論がなされたのか、不足感があります。これからのことを考えると、この方法を始めることを積極的に考えることを提案いたします。どうでしょうか。

地域創造課長

新型コロナウイルスの感染者が増えている中、今はまだそれぞれの自治体と交流を再開するような段階ではございませんけれども、今後、状況を見ながら友好都市等との交流を再開していきたいというふうに考えております。また、オンラインによる交流につきましては、意見交換会等、会議のようなものは実施可能かと思っておりますけれども、これまで交流してきた内容はそればかりでなく、イベントでの物販など、オンラインではできにくいものがございます。先方の利用環境の事情等もあると思っておりますので、必要に応じて調整をさせていただきたいというふうに考えております。一方、町内各種団体の皆様とは、感染防止対策を取った上で、できるだけ対面でお話をさせていただきたいところがございますけれども、感染状況によってはオンライン会議の方法もあり得るものというふうに考えております。町が主催をいたしますオンライン会議につきましては、総務課のほうで予算等の措置がされております。Z o o m会議ですと、利用時間の長さによっては有料というふうになるというふうにお聞きをしております。オンライン会議の開催要望が出されたところで速やかに開催できるよう準備を進めてまいりたいと存じます。

滝本議員

準備は少しずつ整いつつあるということがございますが、大体の時期において予測はございますか。

総務課長

オンライン会議の準備でございますが、これ、いろいろありまして、1年間無料というのもございます。ですので、今、その整備をした後3か月も何もないという、その間が無駄になってしまいますので、要望をいただいてから手続をしてということで今考えております。ただ、要望いただいてそんなに時間かからずにできますので、そのような対応で有効にちょっと考えております。よろしくお祈いします。

滝本議員

時代はそういう時代になっていくかと思いますが、先ほどの姉妹都市とのことですけれども、準備の段階で相手の意向などはもうお聞きになりましたか。

地域創造課長

それぞれ所管がございますので、全体のことをこちらで把握しておりませんけれども、斑鳩町のほうからは3月にイベントをするというような情報は来ておりますけれども、ちょっと今、情勢が見通せませんので、参加の取りまとめの期限のこともございまして、そちらに参加させていただかないというお返事は申し上げました。これは、いわゆるオンラインでつないでどうこうというようなものでございませぬので、これにつきましてはオンラインでいたしません。

滝本議員

そういうことなんでしょうけれども、オンラインのことについて相手のほうには打診というか、そんなような予定があるというようなことは伝えてあるんでしょうか、

地域創造課長	<p>オンラインで。文書ですか。</p> <p>特別こちらから率先をしてオンラインでどうですかということは申し上げておりません。</p>
滝本議員	<p>分かりました。</p>
	<p>では、次の質問に参ります。④です。文化館の今後は、新年度はどのように運営するのかということでお聞きいたします。現在、施設の予約や管理は会計年度任用職員2名により行われております。文化館の活用や生涯学習の本部として、職員の配置や体制整備の取組はどうするのかをお聞きいたします。2名の職員も頑張っておりますけれども、業務の内容などを見るに必要な人数ではあると思いますし、管理などだけの時間でよいのでしょうか。生涯学習の施設でもあるので、施設や人材を生かし、文化館事業の活性化のためにも町職員の常駐を要望したいと思います。講座のあるたびに正職員が今出向している状況だと思います。生涯学習は、現場の声をじかに早く聞くことができ、対応もスムーズに行われるのではないかとということです。今後の考えをお聞きいたします。</p>
教育長	<p>文化館の管理運営についてのお尋ねでありますけれども、次年度も含めて当面は教育委員会が直営で行っていき、そういう方向で考えております。現状は今御指摘がありましたとおり会計年度職員2名が常駐して文化館の管理、来館者の対応、予約などの事務を行っておりますが、イベントのときなどは生涯学習系の職員が出向いて対応しています。この秋につきましては、いつもの年なら2日間で行う文化祭の展示を、感染症対策もあり、密を避けるために2か月にわたって実施を継続しております。土日も含めて、かなりの頻度で職員が文化館に出向いて一緒にやっております。来年度についても今年度と同様なやり方を考えておりますし、建物は違いますが、お隣ですので、引き続き機動力を発揮していきたいというふうに思っています。職員の常駐をということがありましたけれども、施設の面で、教育委員会、あるいは生涯学習の一部が分かれているっていうのもなかなか連携が取りづらいということもありますので、そういった施設面のことも含めながら、少し長期的になるかもしれないですけども、考えをまとめていきたいというふうに思っています。ただ、文化館のイベントとか町民の文化活動の支援というなお話もありましたが、コーディネーターと、そういう役割を持った人を配置できるかどうかということも含めて、今後は検討していきたいというふうに思っております。</p>
滝本議員	<p>直営ということで、まだ来年もということなんですけれども、今講座なんか職員が出向いているという話を聞きましたけれども、そういう状況で今後続けていくことはよろしいのでしょうか。——よろしいのというか、心配な面もあるんですが、どうでしょうか。</p>
教育長	<p>現在の状況、いわゆるウイズコロナというときにどの程度まで取り組めるかというのは、我々も非常に不安なところはあります。いわゆるアフターコロナと言われるようになって、元とまではいかななくても、元に近い状況になったときに文化館をいかに活性化できるかというのは、先ほどのコーディネーター的な役割を持った人が配置で</p>

きるかどうかということ、あるいは文化館の役割を今後どうしていかってということ  
をより検討していかなければいけないというふうに思っていますが、今は感染対策を  
しながら、この二月ある文化祭も生涯学習の職員も一緒に行って展示のところをいた  
り受付をしたりということをやってくれておりますので、感染対策を十分したという  
前提であれば現状は維持できるのではないかとこのように思っています。

滝本議員

分かりました。

では、次の質問に参ります。防災の面では、消防団の訓練や講習会がほとんど中止  
となったようでございます。技術や訓練などが十分に行われなかったことの問題があるの  
ではないかと推測するのですけれども、近隣市町村での状況も踏まえて、町はどのよ  
うに対応したかということが1点。それから、日赤奉仕団活動の一部である救護技術  
大会は年に1度開催されますが、今年は中止で、どうであったかということをお聞き  
したいと思います。専門的技術の伝承が行われなければ町の防災に不安を覚えますが、  
見直しなどを行い、今後はどうつなげるかという点でお聞きいたします。

総務課長

消防団活動にも新型コロナウイルス感染症の影響は当然出ております。春季訓練、  
水防訓練、それからポンプ操法大会から救護の関係の大会、それぞれ中止になってお  
ります。ただ、秋季訓練につきましては感染症対策を講じた上で規模を縮小して実施  
したところでございます。こうした状況下ではございますが、各分団で機関点検や水  
出し訓練、それから予防消防活動をはじめ新入団員に対する基本的動作の個別指導な  
ど、感染症の対策を講じ、工夫しながら実施しております。今後もこうした状況が続  
きますけれども、コロナ禍にあっても有事の際に機能する消防団であるため、基本的  
には感染症対策を徹底して各種訓練等を実施してまいりたいと思っております。

滝本議員

消防団員の皆さんには大変御苦労いただいている、そういう小さなことでも参加を  
していただいて、技術の訓練、向上、また防災の面で御活躍いただければと思います。

では2の質問です。「一般質問のその後の状況と対策は。」ということでお聞きいた  
します。

2-① 30年9月に質問いたしました身近な河川などの災害、被害の現況調査デー  
タを自治会などへ情報提供は行われたかという質問でございました。今年は、災害、  
被害は少なかったのですが、注意をしたい身近な河川の状態など、過去の災害を基に  
ハザードマップに掲載はされていますが、この区域や区域外で起きた災害など、最近  
の状況と情報提供はどうであったかということ。また、これらの被害の改修などの実  
施状況はということでお聞きいたします。そして、今年、国交省の中小河川の浸水区  
域の手引書が策定されたということでございますので、町ではどう対応するのか、こ  
のことについてお聞きいたします。

町長

過去の被害の教訓や新たに得られる危険箇所の情報などを町民の皆様へ正確にお伝  
えすることは、大変重要なことと考えております。国や県の指導や情報提供をいた  
だきながら、町としてしっかりと対応していきたいと思っております。詳細につきましては  
担当課長より説明いたします。

総務課長

まず身近な河川などの災害、被害の現況データの情報提供ということでございます

が、町では、ハザードマップや地域防災計画に反映しまして、住民の皆様に見える化してお示ししてきておるところでございます。最新データは令和3年度に改定を予定しております町の総合ハザードマップ、これに反映させて、変更箇所や追加箇所はより分かりやすく、広く町民の皆様にお知らせしてまいりたいと考えております。また、必要に応じて、関係する区、自治会に対しまして、別途、情報提供や説明が必要であればしてまいらなければいけないと考えております。次に、国交省の中小河川の浸水区域の手引書、これについてでございますが、今年の6月に策定されたことを承知しております。県では、まず与田切川をはじめとする6河川を指定しております、今後、長野県において浸水想定区域図が策定されますので、町も連携共有をしてまいりたいと思います。最後に、被害のあった河川等の改修などの状況について、直近ではオンボロ沢の崩落がありましたけれども、現在、国において砂防堰堤の改修や土砂のしゅんせつを実施しているほか、昨年度は町内中心部を縦断する唐沢川について災害が発生する前に危険箇所の改修を行うなど対応してきておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

滝本議員 身近な河川の災害っていうところに対しては早急な手当ということが必要だと思いますので、予算が伴うこともありますけれども、早急な処置をお願ひしたいと思ひます。

では、②の質問に入ります。31年3月の質問でございます。伊南DMOで道の駅に外国人向けの案内所、外国語表記の取組を統一するとの考えがあるということだったのですけれども、その後はどう対応したかということでございます。そして、関連で、伊南DMOの状況と今後の取組はということでお聞きしたいと思ひます。先月、みなこい びすとろウォーキングが駒ヶ根市で行われました。今年度、飯島町でDMO事業を開催する予定であったと思ひますが、この事業はどうしたかということで、以上、お聞きいたします。

地域創造課長 初めに、みなこい びすとろウォーキングにつきましてですが、こちらは、伊南DMOということではなくて、駒ヶ根市の市民の有志の皆さんが実施をされたものだというふうにお聞きをしております。それから、伊南DMOにつきましては、昨年度まで法人設立に向けた様々な会議を重ねてきておりますけれども、コロナウイルスの影響を受けている法人が多く、今年は会議の開催が大変困難な状況となっております、また母体となる駒ヶ根市観光協会が自主事業の収入の減少や案内所の休業等により人員体制の見直しを行ったという状況がありまして、設立計画に沿った事業と予算執行が困難な状況でもございます。ということで、ONSEN・ガストロノミーというものを飯島町で実施するような計画がございましたけれども、こちらのほうもできておりません。このような中で、伊南DMOの設立準備会において設立スケジュールの見直しも決まっております。今年計画をしておりましたイベントもほとんどが中止となっております、一部見直しをして実施をされているものもあるかと思ひますけれども、法人設立につきましては民間主導で進めてきているところでございますけれども、コロナウイルスの終息が見込めない中では設立できない状況というふうにお承知を

いたしております。それから、外国人向けの案内所、外国語表記につきましては、こちらは上伊那のDMOとして設立をいたしました一般社団法人長野伊那谷観光局の来年度の取組の中でインバウンドに向けた広域周遊観光の促進のための環境整備として多言語対応の改善等を考えているということをお聞きしております。その一環として、今後、看板や印刷物への外国語表記が上伊那統一で検討されるというふうを考えております。

滝本議員 検討ということですので、本当に検討で、進んでいるんですかね。はっきりしたあれはありますか。

地域創造課長 はっきりしたものは、まだ情報を頂いておりません。あくまでも来年度の事業計画の中にそのようなものがございまして、検討をされて、それから、予算措置をどうするかというようなことはその後のことというふうに承知をいたしております。

滝本議員 分かりました。

では、次の3の質問に参ります。「無料バス運行の状況と対策・課題は」ということでございますが、午前中に2人の社会文教委員からの質問、提案があり、幾つか改善がされたということです。私も初めていいちゃんバスの無料体験をしましたので、感想、意見を述べたいと思います。体験ですが、病院線にて病院へ行こうとして商工会前で乗車したところ、飯島駅行きのバスであった。待っていたところには案内看板が道の片側にしかなく、分かりづらかったということでしたが、このように間違えた人はいなかったかと感じたところでございますけれども、失敗談でございますけれども、詳しく申しますと、一番近い商工会前の停留所で乗ろうということで、停留所の看板がある反対側の商工会前で待っていましたところ、バスが来ましたので乗りました。乗ったバスは飯島駅が終点で、通常だと運賃が200円かかるということでございます。病院まで行きたいのでそのまま乗っていくと、乗車200円の運賃となります。そして、また帰りのバスに乗る、飯島駅のバスに乗りますと200円かかりまして、合計600円ということになると思います、計算が合っていれば、200円余計にかかるということですね。考えてみますと、停留所の看板には行き帰りの時間は表示してありましたが、行きの乗車場所に配置されており、帰りの場所には看板はありません。分かりづらいことであつたし、駅が発着で、コースは切れ間がなく、一巡りするバスの運行では行きも帰りも関係なく、どこで乗っても降りても統一の運賃で乗車できるような改正を提案するところでございますが、いかがでしょうか。

総務課長 まず目的地と反対方向のバスに乗ってしまったといった事例ですが、バスの運転手に確認したところ、ちょっと確認ができなかったということでございます。案内看板が道の片方にしかなかったということでございます。バス停の案内看板を設置するためには、見通しがよく安全性が確保できる等の基準がありまして、運輸局の許可が必要となっております。そのため全てのバス停を道の両側に設置するというのは、ちょっと飯島町の道路事情等で大変厳しい面もございます。ただし、誤って乗車されると利用者さんのその後の予定も大変大幅にくるってしまうというふうなこともありますので、そのようなことのないよう、運転手さんにもちょっと注意をもらいながら、

お客さんとのコミュニケーションを図りながら対応してまいりたいというふうに思っております。それから、先ほどの料金の話ですけれども、どこまで乗っても200円、駅前から福岡のほうで降りても200円、病院まで行っても200円、駅前で乗ってケアセンターまで行っても200円ということで、これは、ある意味、逆にどこまで行っても200円ということですので、この件については、このまま当面やっていったらどうかというふうに思っております。

滝本議員 私も大分歳になりましたけれども、もっと高齢の方たちが乗るにしてはちょっと都合が悪いかなあということも考えました。見通しがいいところっていても、商工会前は見通しがいいところだと思うんですけども、予算的にも町のほうでは看板は設置できないということでしょうか。

総務課長 ピンポイントでは、商工会前につきましては、東から西のほうへ行くところは、左側になりますけれども、若干止まってもいいようなスペースがあるんですが、逆に西のほうから駅のほうに向かっていく部分については、まるっきり路上ということですので、そこへ停車するという安全性があそこは確保、ちょっとできないので、今考えているのは、商工会の反対側の南側、そちらのほうで止まるような形を考えております。

滝本議員 予算のことについてはどうお考えですか。看板を作るっていうことはできないんですよ。安全が確保されたところについてはどうお考えですか。

総務課長 先ほど申しましたとおり、予算ということではなくて、運輸局の許可、基準がございます。そこに合致するところがあれば利便性の向上でやっていきたいと思いますが、現在のところ、新たにそういった基準を満たすところ、両側に置くとかいうことはちょっと考えておりません。

滝本議員 分かりました。それでは最後ですが、さきの2議員の提案とともに、運行がスムーズに、利用者が気持ちよく便利に気軽に利用できるように、高齢社会の支援として改良を図ることを要望いたして、質問を終わりといたします。

議長 5番 橋場みどり議員。

5番

橋場議員 それでは、通告に従い質問いたします。今回は「フレイル予防について」の質問をいたします。6月の一般質問で同僚議員から、外出自粛措置が続いたことにより高齢者のフレイルに影響が大きいが対応はとの質問がありました。この質問のように、コロナ禍の中では、毎日、テレビをつければコロナ、新聞を開けばコロナと、コロナ、コロナで心のフレイルも大変心配される場所です。最近フレイルという文字がよく見られるようになりましたが、このフレイルという言葉を御存じでしょうか。あまり聞き慣れておりません。フレイルは虚弱という意味で、健康な状態と要介護の間に位置しています。健康な状態から直接要介護に行くこともありますが、高齢者の場合、必ずフレイルを経て徐々に要介護になると言われています。高齢者人口はこれからも増加し、2025年には団塊の世代が75歳を迎えることにより2,180万人に達し、

2042年にピークを迎えると推計されています。当町の高齢者世帯数を今年度3月末で見ましても、65歳以上のみの世帯は1,047世帯で昨年より75世帯の増、独り暮らしの世帯が昨年は485世帯で昨年よりも22世帯の増、75歳以上のみの世帯が505世帯で32世帯の増、独り暮らしの世帯が325世帯で31世帯の増と増えてきています。老いて衰えながら生きるのではなく、大半を健康で若々しく自分らしく生きる歳月を長くすることだと思います。厚生労働省は、今年度にフレイル健診を導入するとしました。医療費の増大、介護保険料の増大を考えますと、健康寿命を延ばすための施策、フレイル予防が必要と考えます。

そこで、1-1、フレイルとはどういうことなのかお聞きいたします。

町長

フレイルの定義について問われております。ただいま橋場議員がある程度のしっかりとした分かりやすい定義をおっしゃられましたけども、町として知っておるのかと、こういう御質問かと思しますので、重なる部分があると思えますけども、お答え申し上げます。フレイル予防についてのフレイルとは、健康な状態から要介護状態へ移行する中間の段階と言われて、加齢に伴い生じやすい衰え全般を指しており、健康寿命を延ばすためにフレイルへの対策が重要視されております。最近の考え方だと思っております。加齢に伴う身体的な機能の低下や複数の慢性疾患に加え、認知機能の低下等、多様な課題や不安を抱えている高齢者も多く、介護予防やフレイル予防、疾患の重症化予防等の効果的な実施はますます重要になってくると思えます。詳細につきましては担当課長より説明いたします。

健康福祉課長

フレイルの定義についてでございますが、高齢者に特有の健康障害であるフレイルは、超高齢社会の中、健康寿命を延ばすために注目されている言葉の1つでございます。加齢に伴う予備能力低下のためストレスに対する回復力が低下した状態を表すフレイルティー、虚弱の日本語訳として日本老年医学会が提唱した用語でございます。要介護状態に至る前段階として位置づけられておりまして、身体的脆弱性のみならず、精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性などの多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味するものと認識しております。

橋場議員

定義を説明していただきました。

それでは1-2の質問ですが、町は、フレイル予防、今の定義をどう認識しまして保健事業に位置づけているのかを伺います。

健康福祉課長

町でのフレイル予防についての認識と保健事業への位置づけでございますけれども、町では、かねてから65歳以上の方を対象に昭和伊南総合病院等々と連携をいたして介護予防事業に取り組んでいる状況でございます。30年度からは、長野県の後期高齢者医療広域連合の保健事業におきまして高齢者の低栄養・重症化予防等の事業を実施し、フレイル予防に先進的に取り組んでまいっておる状況でございます。さらに、今年度からは、医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部改正の施行に伴いまして飯島町高齢者の保険事業と介護予防の一体的実施に関する基本的な方針を定めて、その中で後期高齢者のフレイル予防は要介護状態への移行を予防するために重点的に取り組むこととして位置づけを行っているところでござい

ます。

橋場議員 要介護に向けての重点的な取組を行っているということです。

健康福祉課長 それでは1-3の質問に移りますが、フレイルと並びサルコペニアと聞き慣れない言葉もありますが、これはどのようなことなんでしょうか。お聞きします。

健康福祉課長 サルコペニアについてでございますが、こちらは高齢期に見られる骨格筋量の減少と筋力もしくは歩行速度などの身体機能低下により定義をされるものでございます。特に高齢者の身体機能障害や転倒リスクの因子になり得るとされておりまして、寝たきりや転倒、骨折などのリスクが増える状態のことになります。このサルコペニア、筋力の低下なんですけど、こちらはフレイル、虚弱状態につながってくるなど、この2つの状況は互いに関連し合っているというように言われているところでございます。

橋場議員 これらはどういうふうな取組をされているのでしょうか。1-4に続くんですけども、平成30年度の介護予防に関する講座、自治会でのいちいの会などの講座なんですけれども、それで30年度のときにはロコモとフレイル予防ということで1回行われておりました。そのときの講座は、フレイルについてはそれ1件だと思ったんですけど、そのときは603人の参加でありました。31年度には出張健幸教室で、やはりいちいの会などのところでフレイル予防の講座が多く行われておりまして、40件で741人の参加という人数がございました。このようにロコモとフレイルとか、例えばサルコペニアとフレイルといったような、そんなような取組での講座、あるいは、そのようなものがどういうところでなされているのか、ちょっとお聞きします。

健康福祉課長 まず当町の現状なんですけれども、やはり要介護認定者のうち75歳以上の後期高齢者の割合が9割以上を占めている状態でございます。また、要介護認定者の有病状況として、約5割は筋骨格系疾患がございまして、また、新規申請者の主な原因疾患の約4割を筋骨格系疾患が占めているという、そういう状況がございまして。そのため、町としては後期高齢者の要介護状態への移行予防を目的とした事業に重点的に取り組むことといたしております。内容については、保健師や管理栄養士等を中心に低栄養防止、重症化予防等を行うための訪問相談、適正受診等の促進のための訪問指導などの高齢者に対する個別的支援と、今質問の内容にもございましたいちいの会などへの高齢者の集いの場において健康測定やフレイル、口腔についての健康教育、健康相談を行っているところでございます。また、今後も引き続き充実した事業を推進してまいりたいと思っております。

橋場議員 そうしますと、フレイルがはっきり表れつつある高齢者ですとか、医療をあまり利用しない元気な高齢者などと段階があるんですけど、個人差に応じた対応が重要となると思いますけれども、それは先ほど言われたように個人個人の対応ということになっていくんでしょうか。

健康福祉課長 やはり次の質問にも絡んでくるところがございまして、やはりフレイルにならないような形の中での取組の中で、健康診断ですとかの結果を基にして個別に指導する必要があるときには個別指導に取りかかるような対応をしているところでございます。

橋場議員 　では、町内の独り暮らしの高齢者に対する具体的な取組っていうのも今のそういうような取組になっていくんでしょうか。

健康福祉課長 　そうですね。具体的な取組といたしましては、ちょっと次の質問にも入ってくるところもありますけれども、健康診断の結果ですとか、高齢者の集いの場で健康測定を行っている、そういうような結果、また 75 歳を迎えたときに行う基本チェックリストなどによりフレイルリスクの高い人の抽出を行っているような状態でございます。その方たちについては、訪問を行うなど状態の把握を行い、指導につなげているところでございます。

橋場議員 　分かりました。

次に1－5の質問に行きますが、フレイルにならないような取組、チェックをし、その結果をどのように役立てているかという質問なんですけれども、フレイルを予防し脱却するには、3つのポイント、栄養、運動、社会参加が必要と言われております。今回のように近隣や町内でもコロナの感染者が出て、これがまた増えていくと予想されますと、高齢者の外出に規制がかかるようなことも考えられます。そうしますと、同僚の質問のようにフレイルを引き起こすリスクがあり、フレイルドミノにつながっていくと思います。どの順番で老いていくのかは人によるかもしれませんが、最初は社会のつながりや人のつながりのようです。最初の入り口に陥らないようにチェックが必要だと思いますが、そのチェックの結果、あるいはそれをどのように役立たせて取り組んでいくのかお聞きしたいと思えます。

健康福祉課長 　フレイルにならないようにするためのチェックの体制については、先ほど少し触れさせていただいたところなんですけれども、やはり社会参加っていう部分においてもフレイル予防につながる場所もあるかと思えます。いちいの会ですとか高齢者の集いの場における社会参加を促すとともにフレイルの予防につなげているようなところもありますけれども、そのほかに、介護保険事業における一般介護予防教室につきましては、やはりコロナ禍の中においてもできる部分はやっていきたいというようなことは、社会参加にもつながるところなのかなあというふうに思っております。また、集まりの場での健康診断を行ったり、また毎年1回行う健康診断の結果を基にしてチェックをしていくんですけれども、また、さらに国保のデータベースシステムなども使って抽出を行って、予備軍となるような方、対象の方たちを抽出いたしまして、個別には訪問を行って状況の把握を行い、必要な指導を行っている、そんな状況になっております。

橋場議員 　そのチェックにはどのようなチェックがあるのか、ちょっとお聞きします。

健康福祉課長 　実際に健康測定をして、その場で基本となる表がございましてチェックを行ったり、または健康診断の結果を見て、やはり保健師等々がそこら辺をチェックしておりますので、専門的な視点で見てチェックをしているところでございます。

橋場議員 　最近なんですけど、高齢者受給者証ですかね、それを受けるために行ったところ、これもフレイルのチェックだと思うんですけども、何項目かのチェック表を渡されました。そのときに、これはフレイルのチェックかなあと思ったわけですが、それに関

しての一切の説明がないんですね。これは、やっぱり、せっかくそういうところに出ていっているわけですので、これはどういうためのチェックであるとか、これによってどういう予防をしなければいけないかというような、そういう説明もあってもいいのではないかなと思ったんですけども、その辺のお考えはどうでしょうか。時間も十分ありましたので。

健康福祉課長

今の御意見、とても参考にさせていただきたいと思います。もちろん、そのような場でのチェックっていう部分はフレイル予防、健康でい続けていただくためのチェックの1つとなっております。指導に結びついていくものというふうに認識をしておりますので、そのやり方について、やはりもう少し浸透していけるようなやり方を再度また研究してつなげていきたいと思っております。

橋場議員

そうですね。そのように説明をしていただきたいと思います。そうしないと、せっかくのチェック表が、ただ単に、ああ、これはっていうことでやるのと、説明を聞いた上で自分の体のことに合わせてチェックするというのでは大分違うと思いますので、その辺の説明をやはりしていただいたほうがいいのかと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に6の質問です。オーラルフレイルの対策も重要だとされておりますけれども、その取組についてもお聞きしたいと思います。オーラルフレイルとは、加齢による衰えの1つで、食べ物をかんだり飲み込んだりする機能の低下や活舌が悪くなるなど、口に関連する機能が低下していくことです。厚生労働省と日本医師会は、80歳になっても自分の歯を20本以上残すことを目標とした8020運動を展開しています。高齢者は食事が楽しみや生きがいの1つであり、食事の準備や買物が日常生活の活動としてサルコペニア予防にもなります。歯を抜けたままにしますと、かみ合わせが悪くなったり、残った歯への負担も大きくなります。かむ力が低下すると、転倒や認知症のリスクも高まるそうです。食欲低下に伴い栄養状態も悪くなり、最終的に死亡や入所、入院につながるようになりますので、その対策や取組をお聞きしたいと思います。多く見かける中には歯が抜けたままになっている方だとか、もう虫歯になっているから治したほうがいいのかと思われのような方もいらっしゃるわけで、そういう皆様に対しての取組はどんなふうになっているのか、お願ひします。

健康福祉課長

オーラルフレイルについてでございますが、今質問の中での説明があったとおり、口腔機能の衰えで口から食べ物をこぼす、物がうまく飲み込めない、活舌が悪くなるなどといった軽微な衰えを見逃した場合に全身的な機能低下へつながることから、早期の対応が必要となっているところでございます。町では、以前から自治会の健康教室などで保健師や歯科衛生士が講座等を実施してまいっております。特に昨年は、県のオーラルフレイル市町村支援事業に要望をして、長野県歯科衛生士会から派遣された歯科衛生士と協力してモデル事業として田切地区の生きがい活動教室において年4回オーラルフレイル対策事業を実施いたしております。効果といたしましては、口の湿潤度が改善し、むせや渴きなどの軽減、また口に対する意識の高まりなどが見られているところでございます。それを今年度については町内全5会場の生きがい活動

教室に広げて事業を実施しているところでございます。

橋場議員　それで、この健診の結果というのはどういうふうになっているのでしょうか。30年31年と見ましても、中学生ですとか子どもさんですとか、若い方の健診結果は出ているんですが、高齢者の健診結果というのがちょっと見られなかったんですけども、高齢者の健診結果については、それだけの情報が集まらないのか、それとも、その結果をどうしているのか分からないんですが、その辺はどうなっているのでしょうか。追跡をすとかされているのでしょうか。

健康福祉課長　担当の係のほうでは、当然、高齢者の方の健診の結果等々の把握に努めているところでございますし、その後の指導にもつなげている、これは全てに関わる部分なんですけれども、つなげているところでございます。

橋場議員　しっかりつなげていただいているようです。それから、もう一つなんです、高齢者の健康づくりの一環として歯科口腔健診事業があります。私も節目健診で受診をいたしました。そのことなんですけれども、飯島の広報紙にはその受診は無料というふうに書かれているんですけども、これが、私は500円を支払ってきたわけなんです、この無料というのはどういう意味の無料なのでしょうか。年齢によって違うのか、収入によっての違いがあるのか、ちょっとこれ、無料と書かれていたんですが、私は無料ではなかったんですけど、この辺をちょっとお伺いしたいんですが。

健康福祉課長　質問で今出されました広報に掲載された部分の無料という部分、ちょっと詳細のほうは確認をしてみないとお答えはできないのんですけども、無料の部分と無料ではない部分があるかもしれないし、年齢によっても無料で受診ができる機会というものがございまして、またそちらのほうは内容のほうを確認してお返ししたいと思っております。

橋場議員　その辺はちょっと誤解も生みますので、きちんとした説明をしていただきたいというふうに思います。

では次、1-7の質問に移ります。フレイルにはサポーターも必要だと考えますが、サポーター養成の考えをお聞きいたします。フレイルサポーターは、自らチェックすることでフレイルチェックを自分のこととし、支えられる側でなくて支える側として活躍できると思います。地域づくりの核となり得る人、人材を呼び込むこともできるのではないかと思います。仲間づくりや地域づくりを促進し、孤立する高齢者を減らすことができるはずだと考えますが、サポーター養成へのお考えをお聞きします。

健康福祉課長　サポーターの養成の質問でございます。やはり、健康的な生活を維持するためには社会とのつながりがとても重要だと言われております。サポーターの養成につきましては、高齢の方とサポーターの相互の向上が期待できるものであると思っておりますので、今後研究をして検討してまいりたいというふうに思っております。

橋場議員　これはぜひ研究していただいて、養成をしていただきたいというふうに思います。やっぱりサポーターがいるのといないのとでは多分違いが大きいと思いますので、お願いしたいと思います。

次の質問ですが、周知はどのように考えているかお聞きします。県でも、高齢者が

生き生きと暮らせる社会の確立を目指し、第2期信州保健医療総合計画や第7期長野県高齢者プランにおいてフレイル予防対策を推進することとしています。フレイル予防は、介護予防だけでなく、災害予防へもつながります。足腰の筋力が低下して歩行が不自由な状態であれば、災害時の転倒や逃げ遅れにつながる危険性があります。新型コロナにより、新しい生活様式の変化で行動の変化にもつながっています。特にコロナ禍においては、健康寿命を延ばしていけるよう予防の重要性の周知が必要だと考えます。そのお考えはいかがでしょうか。

健康福祉課長

フレイル予防についての周知でございますけれども、特に70歳を超えた頃から注意をしたほうがよいとされております。町では、その年代の方に直接伝えたいなということを中心として、対象者の多い、やはりいちいの会などを中心として、高齢者の集いの場において保健師や看護師により周知を行っていきたい、行ってまいるところでございます。

橋場議員

では、周知は徹底していただきたいんですが、先ほどのように、ああいう各段階の中での周知も必ずしていただければと思いますので、そのようにお願いしたいと思います。

次に1-9、最後の質問に入ります。フレイル予防は、加齢によって生じる身体的・社会的機能の低下に対して適切な対策を取ることで予防ができます。長寿社会の実現には重要だと考えます。長寿化により、年を重ね衰えて生きる年数が長くなるのではなくて、若々しく生きる年数を長くすることだと思います。何度も言っておりますが、若々しく生きる年数が大切だと思います。重度化する前からの積極的な介入、治療や予防の重要性が言われております。医療費、介護保険料等の増大を考えると、私は健康寿命を延ばすフレイル予防の取組は重要だと考えますが、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

町長

健康寿命に大切な3つの柱は、栄養、運動、社会参加と言われております。特に社会的なつながりがなくなることはフレイルの入り口とも言われております。町の高齢者福祉計画、介護保険事業計画の基本骨子でもあります。住み慣れた地域で生き生きと、いつまでも役割を持って、楽しく、安心・安全に暮らすことは、この町に住む全ての人の願いです。これから迎える2025年2040年を見据えますと、高齢化の進む町では健康で長生きできるよう健康寿命を延ばすことがますます重要となっておると感じております。健康な方はフレイルにならないように、またフレイル状態の方については健康な状態に戻せるよう、フレイル対策を重点に置き、高齢者の皆さんが体も心も生き生きと、地域のつながりを持って社会参加ができるまちづくりを目指して、今後も引き続き充実した保健事業を推進してまいりたいと考えております。今日は、フレイルというあまり聞き慣れない言葉についての、しかし、高齢者にとっては本当に身近に迫ってくるこのことについて、橋場議員が掘り下げて御質問いただき、その中でもまださらに新しい言葉が出てきたように思います。いずれにしても、やはり自分自身がフレイルという本格的に病気になってしまうその間に、自分が気づくことが大事だなあ。それは、やっばしフレイルというものを意識していなければ、常に、いけ

ないと思っております。食べ過ぎに気をつけたり、常に体を動かす健康に気をつけたり、そういう意識がフレイルの予防につながると思います。町の行政の中で保健の健康福祉課の方々は一生涯懸命努力しておりますけれども、いろんなデータを見て、またフレイルを読み解く中で先手先手と対応が取ればいいなあというふうに思っております。

橋場議員 以上で終わります。

議 長 ここで休憩を取ります。再開時刻は3時といたします。休憩。

休 憩 午後2時43分

再 開 午後3時00分

議 長 会議を再開します。一般質問を続けます。

11番 竹沢秀幸議員。

11番

竹沢議員

それでは、通告に基づき一般質問を行います。今回は町当局に質問趣旨を理解願うため、議長の許可をいただきまして資料を配付してありまして、資料も御覧いただき御答弁をいただきたいと思っております。私も議員任期あと僅かとなりまして、今議会と来年の3月議会で一般質問も終わりになるのかなあと思っております。下平町長も就任後6年目に入ったところであります。これから第6次総合計画や令和3年度の予算編成もあるところでありまして、少し先を展望した中での町長のかじ取りを期待するところでございます。

質問事項1「木質バイオマス発電事業の進捗と今後の見通しは。」についてであります。この項目を質問する私のスタンスは、木質バイオマス発電についてどちらかといえば賛成の立場ですけれども、この事業が町長の願うように順調に推移してほしい、そういう立場で、この間の長野県の中における動向なども踏まえて、また町内の動向も踏まえて、心配をしておりますので、何項目か問いただして理解を深めていきたいと思っております。

要旨の1-1、国内最大級の木質バイオマス発電が始動いたしまして、飯島町の計画事業に影響は多大だと思っておりますけれども、このことについていかがかということで質問をいたします。配布をさせていただいた資料を参考に御覧いただければと思っておりますが、これは2020年10月16日の県内版の新聞の記事でございます。長野県塩尻市、松本市の建材業者が連携をいたしまして本県における森林資源の有効活用を目指すための信州F・POWERプロジェクトのうちの木質バイオマス発電が10月14日に完成いたしまして、10月15日、運転開始をしたところであります。当初計画からは約5年半遅れたわけでありまして、遅れた理由といたしましては資材の高騰などがあるというふうに報じております。総事業費は126億円。細かいことは後で申します。発電力の計画出力は1万4,500キロワット。能力の65%稼働いたしまして、年

間で9,500万キロワットを発電いたしまして、中部電力に売電をいたすところであり  
ます。年間29億円の売上げを予定しております。国産木材、県内木材や枯損木、松く  
い虫被害木などを利用するバイオマスの発電でございまして、国内最大級であります。  
ちょっとお時間を頂きまして、皆さん御存じかと思えますけれども、信州F・POWE  
Rプロジェクトの事業内容について御紹介をいたしたいと思えます。この信州F・P  
OWERプロジェクトにつきましましては、長野県のホームページを見りゃ分かりますけ  
ども、目的は2つあります。1つは長野県産材による床材などの建築用製品の供給、  
2つ目が木質バイオマスであります。このプロジェクトを行うために産学官連携が  
整っております。まずは産でありますけれども、事業主体であります建材業者、それ  
から床材などの販路を拡大するための長野県の木造住宅協会、それから木材を供給す  
るための長野県木材協同組合連合会、長野県森林組合連合会、それから資金調達は金  
融機関であります。続いて官でございまして、塩尻市、長野県の林務部と環境  
部、それから国の木材農業課と木材利用課、それから国の中部森林管理局であります。  
次に学ですけれども、東京大学と信州大学であります。この産学官が連携してこのプ  
ロジェクトが始まったわけで、稼働までには5年半という期間がかかったわけであり  
ます。加えて、この原木を安定供給するために、県が指導いたしまして県内にありま  
す原木の流通の4団体によるサプライチェーンセンターを組織したところでございま  
す。全体の事業費ですけれども、総額126億円。県内最大の木材加工施設ができた  
と、これに61億円ほど費やしてございまして、補助金が23.8億円。次に発電施設ですけ  
ども、65億円でございまして、補助金は僅か1.2億円。これに加えて、環境省所管の一  
般社団法人グリーンファイナンスより5億円が出資されております。また、長野県か  
らは、融資でございまして、無利子の融資1.23億円が融資されるわけでありませ  
う。次に木材の利用の量ですけれども、製材用の原木が10万立米、間伐材です。この10万  
立米のうちの2.5万立米分が先ほど申し上げた床材などとして県産材の建築製品とし  
て使われまして、残りの7.5万立米がバイオマス発電に充当されます。このほかに、  
10.5万立米別に、長野県内の今申し上げた住宅用建材に使われないところの間伐材等  
があるわけですが、これらを熱量として利用するわけでありまして、トータル  
で20.5万立米使用するというので、すごい大量なものが調達されて利用されると、  
こういうものであります。もう一個大事なことは、このプロジェクトはしあわせ信州  
創造プラン、飯島にも総合計画ありますけれども、長野県総合5か年計画の中に基づか  
れて取り組んできている5年半かかったプロジェクトでありまして、私が思うに、産  
学官連携の完璧に近いプロジェクトだなあというふうに認識しておるところでありま  
す。まず、そこで、この発電所が稼働しているわけですが、飯島町の計画に当然  
影響があると思うんですけれども、そこがいかにかについて、まず町長の見解を問  
います。

町 長 お答えいたします。今年10月に塩尻市で稼働を開始しましたソヤノウッドパワー発電所、通称、F・POWERという長野県のプロジェクトでございまして、この発電所は、出力14.5メガワットで、県内最大規模となり、年間約14万トンの木質バイオマ

ス燃料を利用して3万2,000世帯に相当する約9,500キロワットアワーが発電できる巨大な、とても巨大な施設でございます。一方、当町で民間事業者が計画しております木質バイオマス発電事業につきましては、当初3万トンのペレット燃料を計画しておりました。これにつきましては中京方面で利用する分も含められた計画であります、3万トンというのは。影響がなかったかということ、結局影響がありまして、3万トンのペレットを作るには、その倍の6万トンの材木が必要であるということなんです。それで、こちらで6万トンの木材を集めるということは、F・POWERに供給する材木が足りないということの中で、飯島町で計画しておりました発電事業のFIT申請ができない、これは県を通さなければ国へ上がっていかない状況でありますので、県が自分の事業を推進するためには、飯島町で6万トンは遠慮してくれと、こういうことの中で、最初の3万トンの計画は縮小されることになりました。計画は1万トンのペレットでございます。しかし、先ほど申しましたように3万トンというのは中京へ行く分も含まれておりましたので、実質、飯島町分だけで申し上げますと1万トンのペレットでいいんです。材木にして2万トンの原料材木ということです。その数字だったら県はその業者に対しましてFIT申請を下すと、こういうことのお話があったようでございます。そういったことで、1万トンに縮小した中でこの事業が継続されるというふうに聞いております。そういった状況になったので、今後、飯島町に影響はないと、少ないというふうに考えております。

竹沢議員 お聞きのとおり、相当規模縮小、当初計画よりですね、しないと県のFIT申請がオーケーにならないということのようであります。

それで、これに関連して次の質問ですけど、うわさでありますので事実かどうか分かりませんが、M商事が資金援助をさせていただくってということが想定されておったようですけども、ここが手を引くとか、あるいはお断りになったとかいううわさが流れておりますけど、これは真実でしょうか。

副町長 今、町長申しましたように、3万トンのペレットを1万トンに縮小して事業を計画するというので私も聞いております。事業の枠組みの中で民間事業者の皆さんではいろいろあったように聞いておりますけども、大きな事業者というか、主体的にやっていただける民間事業者についてはそのまま残っているというふうに理解をしております、今、その縮小した分について事業の組み直しをやっております。ということで、私どもで、まだ完璧な事業の説明をされておられませんけども、縮小した中で事業を継続していくというふうに聞いておりますので、そんなふうに理解をしておるところでございます。よろしく願いいたします。

竹沢議員 それで、今の副町長の答弁も関連しますけれども、次に、ちょっと町長にお尋ねしたいと思います。過去に、今までに、私たち含めて、M商事が支援したところの木質バイオマス発電につきまして先進地の視察に議会も町当局も御一緒に行った経緯がございます。ところが、先ほど説明ありましたが、国内最大級のF・POWERプロジェクト、木質バイオマス発電が10月15日に稼働したことによりまして、飯島町内での計画の発電計画は縮小せざるを得ないということなのかなあと思うんですけど、

これに関連して、ちょっと町長にお伺いしたい。M商事への対応について、町長はこれまでいろいろ取り組んできたのかなと思うんです。ところで、辰野町出身の私より5年先輩の我が飯島町と同じ名字のIさん、小泉政権から内閣参謀参与であり、小泉純一郎元首相の秘書を35年、そのうち総理大臣秘書官を約5年半務めた方であり、Iさんは北朝鮮拉致問題ですとかで活躍しております、メディアからも官邸のラスプーチン、アメリカからは日本のカール・ローブと評され、フランスとの親善に関しては相当寄与されまして、我が国における日本ソムリエ協会の設立やワインですとかフランス料理の普及などにも貢献されまして、フランス政府からの叙勲を受けたところでもあります。我が国においては、皆さん御承知のように、この秋に旭日重光章を受章、また長野県の県参与でもあります。改めて、今回のプロジェクトについてIさんとのパイプを通じてM商事への接触というところについては、今までも、また今後も含めて引き続き取り組んで、いい見通しが得られるように頑張っていただけかどうかにして町長の見解を求めます。

町長 今回の民間業者による発電につきましては、民間が独自で関係部署と連携を取っておるわけでございます。飯島町がそれを主導するとかいう立場にはございません。こちらで受入態勢を整える部分については努力しておりますけれども、政治的にそれをどうこうするという動きはしておりません。

竹沢議員 それは、水面下のお話もあると思いますので、公にはそういう答弁なのかなあと受け止めておきたいと思います。併せてお伺いしますが、先ほどの話の中で、規模縮小で1万トンっていうことに使う木材の量は減るんですけど、売る相手先、中部電力との関係があるんですけど、売電先等は、直接の事業主体は民間企業ですので、町が関係しない部分もあるかもしれませんけど、発電すれば当然電気を売らにゃいけんわけでありまして、具体的には中部電力、もしくはほかの電力会社を含めた売電先についての協議はどうなっておるのでしょうか。

副町長 先ほど町長申しましたように民間事業の主体でございますので、売り先につきましては中部電力を含めた電力会社だというふうに私も理解しておりますけれども、どこかということにつきましては、我々もまだ知らない範囲でございまして、これからではないかというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

竹沢議員 続いて質問要旨1-3です。当該の事業用地ですけど、JAが取得して発電事業計画者に賃貸ということで行うという情報を得ておりまして、用地買収は順調に行われるかどうかということでもあります。当該事業所用地の確保についてですけども、当初は土地所有者から将来の事業主体となる飯田市方面だかの建材業者に売却というふうに聞いておったんですけども、最近の情報によりますと、現在の当該用地の借主である上伊那農業協同組合が一旦取得をいたしまして、農協が発電事業者に貸し付けるというふうに伺っております。そうしますと、町には関係ないことですけども、上伊那農協においては、財産取得のため、臨時総代会、もしくは来年6月の定時の総代会、もしくは専決で行う理事会でこの手続を決めると、こういうことになるかと思えます。永年利活用してきた果樹の広域の選果場ですけども、それが多面の目的で転用され

るといことは大いに結構なことですが、ここら辺の用地確保の関係について町はどのくらい認知しているのかお答えください。

副町長

木質バイオマスの発電の事業用地といたしまして上通りの地籍の選果場を1つの候補に挙げてちょっと検討してきたのは事実でございます。まだ、事業縮小になったところまではJAのほうに民間事業者のほうから伝えてあるというふうに聞いております。その後につきましては、JAさんの御都合もございまして、民間事業者さんの都合もございまして、新しい計画が組み立った段階でもう一回JAと協議をしていくというふうに聞いておまして、そこら辺のところが大体済んでから周辺住民の皆さんはじめ関係者の皆さんの調整を行っていくというふうに聞いておりますので、用地買収につきましては、民間事業者とJAの間で、また今後協議をしていくんではないかというふうに理解をしておりますので、よろしくお願いをいたします。

竹沢議員

続いて質問要旨1-4であります。アグリイノベーション2030に参画予定の若者を裏切らないか、また町が得るものがあるのか、また否や失うものがあるんじゃないかということで、心配な向きも含めて質問をするわけでありまして。この質問要旨は町長が言うところの20代~30代の若者が農業に参画することを目指す1つのプロジェクトでありまして、その1つの手法として木質バイオマス発電の余熱利用したアグリイノベーション2030が一部分あるというふうに理解をしておまして、広く、これは幅広く、バイオマス発電に関わらず多くの若者が飯島町に来て農業に参画する、あるいは町内の農業でない産業に携わっている者が農業に参画する、こうしたことを狙っておるものかと思っております。私たち飯島町営農センターも、昨年、午前中の答弁にもありましたが、食農連携機構との連携はるる行っておるわけですが、食農連携の中の先進地の視察ということで三重県の木質バイオマス発電の余熱利用による巨大なハウスで外国の栽培技術を取り入れまして年間通じて栽培しているミニトマトの巨大なハウスの現場と社長のお話を聞いたところであります。そこでは、トマトの摘果ですとか収穫の作業は、電気の自動で動く作業台によりまして、そこに女性が乗って仕事を、こんなことで、労働は意外ときつくない、そういう職場でありまして、現在、女性の常時の雇用パートが100人ほど雇用されておまして、地域の若い子育て中のお母さん方の格好の働き場所ということで、三重県の津にこれはございます。そういうことから考えると、今まで町長もあちこちで申しておると思っておりますけど、この2030の余熱利用で何をつくるのか分かりませんが、若い人たちがこうしたところに参画していただいて、飯島町の現在あるもの、あるいは新たなものを含めて、農産物の販売、あるいは特産化ということがチャレンジされていくのかなあと思うわけですが、そういうのに意欲を燃やしている青年がおることを私も熟知しておりますので、こうした若者たちの夢を裏切ることになるのじゃないかということをお心配するわけですが、ここら辺についてはいかがでしょうか。

副町長

規模縮小になりますと、やはりそういう心配があるのかなあというふうに思いますが、先ほど申しましたように、当町で行います2メガワット、ペレット1万トンの事業につきましては、同規模というふうに聞いております。ですので、廃熱の量につき

ましてはそんなに変わらないというふうに理解をしております。アグリイノベーション2030で20代30代の若者を中心とした農業で6次産業化を目指したりということ、新しい農業に切り込んでまいるといふ方針につきましては実行できるのではないかなあというふうに考えております。これは木質バイオマス発電による廃熱利用の1つの方法でございまして、付加価値の高い農産物、それから何かの生産の仕組みをつくっていかうということ、議員おっしゃいましたように、食品業界の関係、それから生産者のパイプを担う日本食農連携機構とともに事業の早い段階から参加をいただいて研究していたこと、規模縮小になったとはいえ、その部分については変わらないといふふうに理解をしておりますので、バイオマス発電のこれからの具体的な計画に伴いましてつくるもの等は変わってくるのかもしれないというふうには理解をしておりますけれども、魅力的な農業に関わる若者の希望をできるだけかなえるように一緒になって研究を進めていくと、そういう段階でございまして、よろしくお願ひいたします。

竹沢議員

それじゃあ、この項の最後のところで町長にお尋ねをしたいと思ひます。総じて、飯島町が、下平町長が行おうとしている木質バイオマス発電ですけれども、計画を縮小してもやっていくという、そういう方向に流れつつあるのかなあというふうには受け止めておるところであります。ちょっと話は変わりますが、改めて我が国、世界もそうですけれども、森林の多面的機能っていうのはどういうことかなあということを考えたときに、小泉進次郎環境相のホームページを見ますと、8つの機能があるというふうには言っています、森林の機能。1つは生物多様性の保全、2つ目は後ほどのゼロカーボン質問で申し上げますけれども地球環境の保全、そして土砂災害防止や土壌保全、4つ目 水源涵養、5 快適な環境の形成の機能、6つ目 保健・レクリエーション機能、よく保健休養林とかありますよね。それから7つ目 文化機能で、8として物質生産機能。これは皆さん御案内のように木材として、また紙の原料、山の中ではキノコや山菜、薪、炭、落ち葉による肥料、薬草、工芸材料、いろいろあります。最近、飯島町でもクロモジの商品化も始まったところでもあります。私たちの現在いるこの議場もそうですけど、飯島町役場庁舎の板壁、先輩の飯島の村長さんが提唱した町民の森の材木が壁材として使われております。先般、11月29日、国定公園中央アルプス、千人塚公園に町長も御一緒に桜、神代曙と一緒に植えましたね。一方、私もですけれども、過去を振り返って、議員活動の中で同僚議員と一緒にですけども、一般質問の中で地球温暖化対策と題しまして再生可能エネルギーを活用した太陽光発電推進を訴えてまいったところでもあります。結果、飯島町として町民の皆さんへの太陽光発電に伴う補助金制度の確立、役場や文化館など公共施設の屋根への太陽光施設の設置、今日もありましたが、その他の公共施設への屋根貸しなどもございまして。それから、そうしたのに取り組む、太陽光と水力発電などに取り組む町内事業者への公的な資金の支出、それから民間事業者などによりまして空き地や原野などを有効活用したメガソーラーの拡大がしてございまして、これらの取組については、飯島町独自の規制にいち早く取り組まれたことによりまして、ある程度秩序ある太陽光発電の推進が行われてい

るのかなあというふうに思うところであります。そういう意味で町全体を振り返ってみますと、官民合わせた取組の中で自然再生エネルギーを活用した発電量が増大して、自家消費と売電ということによる効果が上がってきておるのかなあというふうに思うわけでありまして。広く木質にとどまらない再生可能エネルギーのこともちょっと述べましたけれども、改めて、町長は、町は事業主体ではありませんけれども、木質バイオマス発電について、県の発電はともかくとして、小規模でもこれをやっていくという信念でこれから取り組んでいくと、そういう理解でいいでしょうか。御答弁いただきます。

町長 第6次総合計画、今後の10年を見越した飯島町の計画を今立案中でございます。その中でしっかりとした土台に据えているのは、この飯島町の特徴は、やはり2つのアルプスに囲まれた田園風景、あるいは森林、河川、こういった自然が特徴であり、この中でゆったりと暮らせる、キーワードで言えば癒やし、熟成、スローライフ、こういった言葉が似合うのではないかなあと思っておりますけれども、こういったテーマについては子どもからお年寄りまで、みんなこの部分は賛同していると、こういうふうに考えております。御意見もいただいております。それで、その中で、今後、向こう10年の経済基盤をどのように持っていくかという目標をしっかりと立てていかなければならないというふうに思っております。そうすると、この自然資源を、まずいかに、どういうふうに使うか。その意味においては、エネルギーの地産地消というのがまず土台にあります。水力発電、そして木質バイオマス発電です。これは地元にある資源を極力エネルギーに使っていききたいというものです。飯島町で取れる資産ですからね、地産地消を行っていききたいというふうに思っております。そして、そのことによって得られるもの、これは、まず考えられるのは木質バイオマスの発電の後の廃熱、これをうまくできるのではないかなあ、利用できるのではないかなあというふうに思っております。廃熱自体をもう一度エネルギーに変える方法、あるいはその廃熱を農産物に使う方法、その廃熱をあるいは農産物の加工に使う方法、いろいろの方法があるのではないかなあというふうに思っております。今、農業が停滞し、後継者がいないと、こういう状況の中で、もうかる魅力ある農業を今後目指していかなきゃならないというふうに思っておるときに、この部分を生かしながら飯島町独特の農産物ができて、そして発信できれば、中央、都会に飯島町の自然というものが発信できればいいなあというふうに思っているところでございます。そして、この自然を地域の中でしっかりと利用した中で、この自然を利用して人を呼び込むということも可能なんです。それは今話題になっております飯島流ワーケーションでございます。この地域の大自然の中でゆったりと暮らし、癒やし、熟成、スローライフを味わっていただける、そうした仕掛けをつくる、こういうことにおいて外から今度は飯島町に入ってくると、こういう計画でございます。申し上げます、水力発電、バイオマス発電、そしてアグリイノベーション2030、飯島流ワーケーション、これは一連のサイクルの中で行っていききたいと思っております。これを総称した呼び方が飯島町の環境循環ライフ構想でございます。この大きな構想を持っておりますので、それに向かってしっかりと肉づけをし

て進めていきたいと思っております。

竹沢議員

町長の新たな環境循環型の構想について、本事業、飯島流のワーケーション、いろいろ含めてやっていくんだと、こういうことで理解をいたしましたので、特に木質バイオマスについてもやる気があるということで改めて確認をさせていただきまして、質問事項の2のほうに移ってまいります。

若者主導の町民参加型イベントへ後方支援をすべきであるということで、いささかこうした動きがあることを知っている町民の皆さんもおるかもしれませんが、実は町を一つにするイベントが今、企画されつつありまして、この内容について申し上げたいと思います。我が飯島町は既に夏祭りとして、過去には、当時、天ぷらとそばを提供するお店の店主や商工会などが絡みましてお陣屋まつりが開催されてきました。これは事業所単位のおみこし、ちょうちんみこしと女性の皆さんの踊り連が中心になった夏祭りでございます。当時から、役場、商工会、農協、この3者の持ち回りで継続してきたところでありますけれども、このメインとなりますちょうちんみこしの参加が年々減ってきたと、こういうことの中で中止せざるを得ないということで中止になったところであります。その代わりに、最初は冬のイベントでございましたけれどもスタートしたあんどん市につきましては、その後、夏の実施に変更になりまして、現長野県知事も来ていただいて代官行列に参加していただいたりして、夏の風物詩として開催してきましたけれども、これも、また実行委員の皆さんが疲れちゃいまして中止になったと、こういう経緯であります。その後、飯島町の多くの町民の皆さんの要望として、いろんな、第6次総のアンケートでもそうですけれども、町を一つにするイベントをしてほしいなあとか、そういう声がいっぱいあるわけでありまして、そうした町民の皆さんの町を挙げてのイベント、祭りの開催が囑望されておるわけでありまして、下平町長もこの思いを各協議会に今まで投げかけてきた、そういう経緯があります。この結果、このたび飯島町内における若者を中心にした実行委員会が立ち上がりまして、来年2021年の3月にプレイベントが開催されます。そして、2021年の8月に本イベントが開催されます。いよいよ動き出したところであります。この正副実行委員長さんは、私もそれぞれ承知している若い元気のあるエネルギーのある皆さんでありまして、蛇足ですが私のせがれも一枚かんでいよいよスタートすると、こういうことになっております。当然のことながら、この取組につきまして町に相談がありまして、特に窓口は地域創造課の地域係がメインだというふうに受け止めております。結果、今12月定例議会の一般会計補正予算（第8号）に2021年3月開催のプレイベントの費用が予算計上されておりました、これは順調にいけば15日に決まるのかなあと思うわけでありまして、取りあえず、この経過や今回の補正予算の概要について町としての見解を求めます。

町長

平成30年度にお陣屋あんどん市が終了し、以降、全町民が参加できる飯島町を代表するお祭りが行われていないことは、本当に残念だと思っているのは私だけではありません。ここに来て、商工会青年部が実行委員会の中心となり、消防団OBや若手農業者グループ、企業や役場の若手、地域おこし協力隊の現役、OBなど、ほか小学生

なども巻き込み、地区を問わず全町的な取組を仕掛けて新たなイベントを企画する動きが出てきたことは、大変うれしく、また楽しく思っておるところでございます。私たちの町は、いい町は自分たちでつくるんだと、そういうことをお訴えして町長にならせていただきました。役場に全部お願いしてやるんじゃないよと、町民の皆さんと一緒に手を貸して汗をかかないと思ったようないい町はできないんですと、ぜひみんなに力を貸してほしいというお願いをしました。まず、その第1弾が飯島町営業部、形としては、でございます。5部会に分かれて自主的に御参画いただいて、それぞれの分野で自分たちの思いを形にできております。若者も、お祭りがなくなった、町で何とかしてよという声もありました。しかし、元気な町は若い連中がつくるんだと、思いどおりにやってみると、応援するから、こういう若さが核になって動き出せば、これに勝るものはない、行政が主導するよりも、そういった方たちの思いが町民に伝わることが、これは明白だと思っております。そういう雰囲気が、この町の中に自分たちでやろうという思いが出てきたことは非常にうれしく思っております。一朝一夕ではなかったです。時間がかかります、そういったことを御理解いただくには。しかし、一歩進めば雪だるまがだんだんに大きくなっていくんじゃないかなというふうに思っております。3月末にはイベントが行われまして、本番は来年の夏だと伺いました。このイベントが末永く続き飯島町を代表するお祭りとなりますよう、町全体を盛り上げていけるような支援をしてみたいと思っております。始まったばかりです。ので紆余曲折はあると思えます。やり方についていろいろの御指摘をいただきたいと思います。それは、もう覚悟の上で、そういったことを補いながら一步一步進んでいかなければならないなというふうに思っております。「ローマは一日にして成らず」しっかりと時間をかけて、若い皆さん、頑張ってくださいなあとというふうに思います。町は応援していきます。詳細につきましては、もっと詳しく、私は思っただけですので、もっと詳しくは担当課長から説明します。

地域創造課長

今、町長から思いが語られましたので何をか言わんやでございますが、今年度計画されております3月末のイベントは、コロナの影響により大変苦しい状況に置かれている商業の振興のため、飯島の駅前を中心に開催をされる予定でございますが、とても多くの方に関わっていただけるというふうに伺っておりまして、まずイベントにより町のにぎわいの復活や経済循環を促す効果が期待されますので、これに対し町では補助金による支援を想定し、先ほど竹沢議員からお話ありましたとおり、今議会において補正予算をお願いしているところでございます。また、来年の夏に予定されております新しいお祭りの本番に向けましては、財源措置について財政部局と協議をするとともに、国や県の有利な補助金が獲得できるよう申請事務のサポートを行うことなども考えております。いずれにしても、できるだけ多くの町民の皆様にお出掛けいただくことが大切でございます。広報活動ですとか、人と人をつなげること、こういったような後方支援をしっかりさせていただきたいというふうに考えております。

竹沢議員

この質問事項についての町長の熱い思いは十分分かりましたし、支援の方法も分か

りましたんで、ちょっと事務的な細かいことですが、特に担当課長に何点かお伺いします。まず、今回の予算案に提案されていますところの元気なまちづくり推進事業の事業費の印刷製本費 17 万円というのはイベントのチラシ用というふうに理解してよいでしょうか。2つ目、委託料の 30 万円につきましてはステージの設置委託料ということでもよいでしょうか。それから、補助金の 80 万円はプレイベントのもろもろの費用補助ということでもよいでしょうか。これは、過去開催のあんどん市などと同額の金額だというふうに認識しておりますけれども、そういうことでもよいのかということと、もう一個は、15 日に予算が可決されたというしまして、現在、地方創生の臨時交付金、先般、第 3 次分といいますか、1.5 兆円が確保されまして 12 月 4 日に臨時国会が閉幕しました。この臨時交付金が対象になれば、以降の議会で財源組替えをして補正をすると、こういう理解でもよいでしょうか。以上。

地域創造課長 前段でお話のありました印刷製本費、それから委託料、もう一つ、補助金につきましては、議員がおっしゃったとおりの御見解でいいというふうに思います。それから、その次の第 3 次のことにつきましては、これから庁内で話を積み上げていくものというふうに思いますので、そのようにお捉えいただきたいと思います。

竹沢議員 続いて課長に質問します。2021 年度以降の財政支援ってということで、当然のことながら長野県の地域発元気づくり支援金の交付を受けるという必要があるのかなあとと思います。これを受けると 2021、2022、2023 年の 3 か年間補助を受けることになるかと思えます。長野県のホームページによりますと、来る 12 月 16 日、上伊那地域の振興局の説明会がございまして、この担当は 2020 年 3 月まで飯島町に勤務していただいた前地域創造課長さんが担当であると認識しております。そういう理解でもよろしいか。加えて、2020 年度は当町に 3 つの元気づくり支援金があるので、ここでちょっと疑問な点があるので、ちょっと確認でお伺いします。1 つは、この間 29 日に植えた千人塚の桜で、これは 227 万 3,000 円の支援があります。それから社協のご縁食堂、38 万 7,000 円の支援があります。ところが、問題は、もう一つのアグリイノベーション 2030 の事業を飯島町で手を挙げて 129 万 9,000 円の支援を受けるようになっておるんですけども、どうも聞くところによると、まだこの事業は着手されていないんじゃないかという情報があります。これは極めてまずいことでありまして、これから今回申し上げた新しいイベントを立ち上げるのを、向こう 3 年間、元気づくり支援金を申請するのに足かせとなっては困るので、この点について御答弁をいただきます。

地域創造課長 前段の元気づくり支援金の件につきましては、御見解のとおりというふうに捉えていただいていると思います。それから、その次の今年度の元気づくり支援金、千人塚、それからご縁食堂、もう一点のアグリイノベーション 2030 についてですけれども、アグリイノベーション 2030 につきましては、先ほど来、別な項目でお話が出ておりますけれども、木質バイオマスの廃熱利用だけにとどまらず、飯島町農業をプラットフォームにして若手の皆さんに就農をしていただくということを包括的に考えておりますので、現在の取組としましては、若手の果樹の生産者の方に都会へ発信をしていただいて新たな人材を呼び込むというような働きかけをいたしておりますので、着手

をしていないということではございませんので、よろしくお願ひいたします。

竹沢議員

それでは3つ目の質問項目について申し上げて、4、5は時間がないので、またいつか機会があったら資料を見てもらえば大体言いたいことは分かると思いますので、3つ目、飯島町のゼロカーボン推進施策は何であるか。

質問要旨3-1に書いてあるんですけど、6次総を見ましても、我が町のゼロカーボン推進政策はほとんど書いてございませんね。3行書いてあるだけです。今日も信毎、信毎は3面かな、3面に特集を組んでおりまして、何で今次この時期に二酸化炭素を少なくする必要があるかっていうことを分かりやすく書いておりました。細かいことは時間がないのであれですけど、要は、国は一生懸命ね、今度、菅さんも2050年までにはやるよという、この間、宣言しましたね。アメリカも今度大統領が替わって、パリ協定を戻して次の新大統領が取り組むようになりますね。中国も近平さんがやります。長野県は長野県で、先般、条例つくりました。それから、12月3日現在の環境省のホームページによれば、いわゆる2050年までに二酸化炭素排出をゼロにするんだということを宣言して表明することを気候非常事態宣言といいますけども、これを出しておるのは長野県の中で、77市町村ありますけども8つですね。この南信では南箕輪村だけ。今年の6月の5日に唐木村長と丸山議長の共同で宣言しております。そういうことで、時間もなくて、本当は、時間があれば、スウェーデンの彼女の発言の内容とか、それも御紹介して、そういう感想を町長にも求めたいところでありましたけれども、いずれにいたしましても、飯島町のゼロカーボンに対する取組、ちょっと全国レベル、長野県レベルでもちょっと甘いのではないかというふうに思うんですが、町長の見解を求めて、質問を終わりにします。

住民税務課長

御質問にお答えしたいと思います。第6次総合計画において表記をしているゼロカーボンの推進施策につきましては、国で示している2050年の二酸化炭素排出ゼロに向けまして私たち一人一人の日常生活の中における取組が目標達成のための根底にあるというふうに考えております。町では、二酸化炭素排出ゼロに向けまして、その取組としまして、既に10年以上にわたり推進をしてきた再生可能エネルギーの利用促進や省エネルギー推進等の補助として家庭用太陽光発電システム補助事業を行ってきているところです。また、ごみの減量化や資源ごみとしての再利用も二酸化炭素の削減に欠かせないものであるというふうに考えておりまして、コンポストや生ごみ処理機購入の補助にも積極的に力を入れてきております。このようなことから、総合計画では町民の皆さんが最も身近にできる手法として、これらの政策の目標値として誰にでも分かりやすい内容での掲載を予定しているところです。そこで触れ切れない新たな取組につきましては、今後、国や県、関係機関などから提起される具体的な施策や手法などを参考にしながら、第6次総合計画を補完する形で町のエネルギービジョンの改定を予定しているところでございます。なお、改定に当たっては、先ほど来から町長のほうからもありましたが、環境循環を意識しながら二酸化炭素排出ゼロを目指すために、環境循環ライフ構想を掲げまして、ゼロカーボン推進に向けた自然エネルギーの活用等について積極的に検討を進めてまいりたいと思っております。

議 長 以上で本日の日程は終了しました。これをもって散会とします。御苦労さまでした。

散 会 午後 3 時 5 2 分

令和2年12月飯島町議会定例会議事日程（第3号）

令和2年12月8日 午前9時10分 開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第1 一般質問

通 告 者

坂本 紀子 議員

三浦寿美子 議員

折山 誠 議員

浜田 稔 議員

好村 拓洋 議員

○出席議員（12名）

1番	滝本登喜子	2番	三浦寿美子
3番	久保島 巖	4番	中村 明美
5番	橋場みどり	6番	好村 拓洋
7番	折山 誠	8番	坂本 紀子
9番	浜田 稔	10番	本多 昇
11番	竹沢 秀幸	12番	堀内 克美

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者																		
<p>飯島町長 下平 洋一</p>	<table border="0"> <tr> <td>副 町 長</td> <td>宮下 寛</td> </tr> <tr> <td>総 務 課 長</td> <td>久保田浩克</td> </tr> <tr> <td>企画政策課長</td> <td>堀越 康寛</td> </tr> <tr> <td>住民税務課長</td> <td>大島 朋子</td> </tr> <tr> <td>健康福祉課長</td> <td>藤木真由美</td> </tr> <tr> <td>産業振興課長</td> <td>座光寺満輝</td> </tr> <tr> <td>建設水道課長</td> <td>那須野一郎</td> </tr> <tr> <td>地域創造課長</td> <td>松澤 京子</td> </tr> <tr> <td>会計管理者</td> <td>松村 和夫</td> </tr> </table>	副 町 長	宮下 寛	総 務 課 長	久保田浩克	企画政策課長	堀越 康寛	住民税務課長	大島 朋子	健康福祉課長	藤木真由美	産業振興課長	座光寺満輝	建設水道課長	那須野一郎	地域創造課長	松澤 京子	会計管理者	松村 和夫
副 町 長	宮下 寛																		
総 務 課 長	久保田浩克																		
企画政策課長	堀越 康寛																		
住民税務課長	大島 朋子																		
健康福祉課長	藤木真由美																		
産業振興課長	座光寺満輝																		
建設水道課長	那須野一郎																		
地域創造課長	松澤 京子																		
会計管理者	松村 和夫																		
<p>飯島町教育委員会 教育長 澤井 淳</p>	<p>教 育 次 長 片桐 雅之</p>																		

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	林 潤
議会事務局書記	吉澤 知子

## 本会議再開

開 議	令和2年12月8日 午前9時10分
議 長	おはようございます。これから本日の会議を開きます。 議事日程についてはお手元に配付のとおりです。
議 長	日程第1 一般質問を行います。通告順に質問を許します。 8番 坂本紀子議員。
8番 坂本議員	それでは、通告に従いまして一般質問をいたします。 1の新型コロナウイルス感染症に伴う介護報酬の上乗せ特例の実態を把握しているか、また町内の福祉事業所への支援を求めるかという内容を順を追ってお尋ねしたいと思います。 1-1であります。厚生労働省は、6月1日に新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いの中で通所系サービスと短期入所系サービスの事業所を対象に実際のサービスの提供時間より2区分上の区分で介護報酬を算定できる措置の特例を設定しました。全国では約2万2,000の通所介護事業所がこの特例を適用し、対象利用者は約63万人と11月15日の信濃毎日新聞での報道がありました。この制度の具体的な内容はどのようなものか。また注意する点は何なのか。町内にも事業所が幾つもあります。社協も通所系サービス事業所に当たりますが、それぞれの事業所の4月からの経営状況を調べているのでしょうか。これらについてお尋ねしたいと思います。
町 長	おはようございます。お答えいたします。介護報酬の上乗せ特例につきましての御質問でございます。この特例は、新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応を適切に評価する観点から、厚生労働省より臨時的に介護報酬を引き上げることができる旨の通達が行われ、福祉の関わる各事業所の皆様におかれましては、感染対策を行い、サービスを休止することなく提供していただいております。大変感謝しております。制度等、詳細につきましては担当課長より説明いたします。
健康福祉課長	それでは、御質問の介護報酬の上乗せ特例につきましてでございますけれども、こちらのほう、質問の中でも説明がありましたけれども、令和2年6月1日に厚生労働省より発出された新型コロナウイルス感染症に係る介護サービスの人員基準等の臨時的な取扱いについてという通知の中で示されたものでございます。この内容といたしましては、臨時的に、通所系・短期入所系サービス事業所を対象に、事前に利用者の同意が得られた場合は実際より時間区分を引き上げて介護報酬を算定できるものなどとなっているものでございます。また、それぞれの事業所につきましての経営状況についてなんですけれども、改めて状況をお聞きするということはいたしておりませんが、ただ、各事業所におかれましては、感染対策に係る費用が増加しているということはお聞きしているところでございます。この感染対策に係る費用につきましては、県や町の補助制度がご

ざいますので、周知のほうを行っているところでございます。

坂本議員

直接聞いていないということですが、私は何件か事業所のほうに聞きました。ある通所系サービス事業所は、4月から6月において、デイサービス利用者の方は施設へ行くことにより感染するのではないかと懸念から利用回数を減らしていたりしております。また、1か月ほど休んでいる方もいらっしゃったということでした。その結果、事業所の営業利益が3割から4割近く減っているところもあるようでした。また、毎日使う衛生用品ですが、去年は半年間でマスクの費用が2万円だったものが今年は既に30万円ほどかかっているということで、15倍も費用がかかっているということでございます。また、消毒用アルコールは9万円のところが30万円、そして感染予防用のビニール手袋は25万円のところが40万円もかかっているとのことでした。この中で、幾つもの事業所、大きな事業所に関しては共同購入をして安く抑える努力をしているようですが、現在もなかなか安くなっておらず、経費が膨らんできているということでした。こういう中で、経営規模、要するに建物規模が大きくなると空間が大きくなって、やはり消毒用品関係が多くなる、また、こういうところは携わる職員も多く、利用者の数も多く、このように衛生資材にかかる経費が小規模な事業所より多くかかっている実態が見えてきました。また、働いている方たちに関しては、利用者の方にコロナを感染させてはいけないということで、休日など県外へ行ったり、また家族の中で県外から戻られたり、また家族の中で出張があったりした場合は、詳しい報告や、またそれを点数化して5点になったら出勤を1週間停止するような措置を取っている事業所もありました。また、もう一つは、デイサービスを利用する方の方にも、家族がやはり同じように県外へ行かれたり県外から戻られた方がいる場合は1週間の利用の控えを求める事業所もありました。このように、福祉事業所はコロナ感染に関しては非常に頑張って現在までやってきておられます。

では、1-2に行きます。先ほど説明していただいた上乗せ特例ですが、利用者の事前同意が得られた場合に利用料金に上乗せできるということでしたけれども、町内に既にこれを実施している事業所はあるのでしょうか。

健康福祉課長

町内におきましては、通所系サービス事業所において実施している事業所があるというようにお聞きをしているところでございます。

坂本議員

件数とかは何件とか、それからまた利用料金の上乗せ分は月にどのぐらいかかっているとかいうことはお尋ねになっていますでしょうか。

健康福祉課長

お聞きしている事業所でございますけれども、町内、通所系サービス事業を行っている事業所、6事業所でございます。その中で2事業所については、その対応をしていると把握をしておるところでございますが、詳細についての情報までは把握を行っていない状況でございます。

坂本議員

私のほうは一応調べましたら、やはり利用回数と介護度の高さで料金の幅がありまして、月200円~300円ほど上乗せされているということですが、この中には、やはり最大使われている方たちは同意できないということで同意されない方もいらっしゃるもので、利用者の中の約9割ぐらいの方は利用料金が少し高くなってきているということが分か

りました。

1-3であります。県内ではこの特例を利用したやり方、飯田市が上乗せ特例と適用していない事業所に上乗せ分の介護報酬額を補助しており、金額は全体で8,100万円になります。これは国の新型コロナ対応の臨時交付金から出されており、一般財源で支援を続けていくのは困難であると担当職員のコメントが書かれておりました。もう一か所県内でやっているところは上田市なんですけれども、上田市では利用限度額超過自己負担額支援金という名称で、内容は特例措置による影響額を利用者に支援することで負担を減らすという政策になっております。しかし、これは、利用者は利用料を一旦支払い、その後、ケアマネージャーに確認の後、自己申告により返還されるシステムであり、手間がかかっております。私は、飯田市のように国から出ている新型コロナ対応の臨時交付金から上乗せ分の介護報酬額を事業所に補助していただきたいと求めたいと思いますが、先ほども言ったように、事業所はここ9か月以上も様々な方法で最大限の努力をし、毎日、介護者に対して行っております。施設内にコロナが発生しないように頑張っております。国から出ているコロナ対応の臨時交付金は、そもそもこういったところに補助として、あるいは、または給付金として使うべきものだと私は思うわけですが、町長はこの点についてどう考えられておりますか。町長にぜひ答弁をお願いしたいと思います。

健康福祉課長

それでは、まず今回の特例措置についてなんですけれども、この特例措置につきましては、利用者にとっては実際のサービス利用より負担が増える、また事業所は利用者から同意を得ることが難しいなどの理由から特例措置を見送ったという声もお聞きしているところでございます。事業所によっても特例措置を行っている事業所と見送った事業所があるということ、また特例措置を行っている事業所についても同意が取れて介護報酬の引き上げを行った利用者と措置のほうを行わない利用者がいらっしゃる、このような状況でございます。また、関係事業所の皆さんの困難事等、状況をお聞きする中では、このコロナ禍での中でのサービスの継続をいかにしていくのかという部分が大きな課題というように思っております。ですので、補助、助成制度、支援制度につきましては、やはり近隣市町村等の情報をお聞きしながら、公平で有効なよりよい支援について検討してまいりたいというように考えております。

町長

この制度の対応につきましては、それぞれの状況に応じて判断が異なっているという状況のようです。今後、私たちも状況を把握しながら適切な対応を取ってまいりたいと思っております。

坂本議員

もし、うちの町でこれをやるとしたら、町内の事業所においては、同じ介護者で介護程度が同じであって利用料金が違うということは、やっぱり平等性に欠けるというふうには思っております。だから、やるとしたら飯田市みたいに適用していないところとかいうことではなく遡って事業所に対して補助をしていただきたいと思っております。特にコロナに対しての臨時交付金っていうのは、こういった現場、要するに福祉、病院、そういうコロナが蔓延する可能性のあるところに対して政府としても適切な対応をするためにお金を出しているわけですから、ぜひ、こういう点を考えていただき町の政策としていた

だきたいと思いますが、再度、町長に伺いたいと思います。

町長 この補助制度につきましては、公平で有効な方法を検討してまいりたいと思っております。

坂本議員 もう一つお尋ねしたいんですけれども、社協のほうからも要請があったと伺っておりますけれども、その点はいかがですか。

健康福祉課長 社協のほうで相談事はございましたけれども、この件についてこちらのほうに強く要望があったということではないというように認識をしております。やはり、それよりも、まずサービスの継続をいかにしていくのかという観点において、感染が拡大したときにどういう対応を取ったらいいのかということを中心に考えていきたいところでございます。

坂本議員 お話を伺いましたが、ぜひ、衛生用品、資材に関しては昨年より多くこの事業所もたくさんかかっているわけですね。それに対して県からの補助とかありますけれども、事業継続していくということが厳しくどんどん、これから冬に向かってコロナの状態がどういう形になっていくか分かりませんが、非常に厳しい状況になっていくと思いますので、ぜひ、事業所と密接に連絡を取り合いまして、町としてもきちんとした対応をしていただきたいと、それを申しまして、次の2の質問に行きたいと思っております。

2番であります。「次期「地域福祉計画」を作る中で見えてきた課題は何か。」を順を追って質問いたします。この地域福祉計画は、平成30年4月の社会福祉法の一部改正により任意とされてきたものが努力義務となり、高齢者、障害者、児童の福祉などの共通的な事項を記載する上位計画となりました。また、この法改正で生活困窮者自立支援の方策の位置づけ、包括的な支援体制の整備に係る位置づけ、住民が身近な圏域で地域生活課題を把握し解決できる環境整備が法律としても盛り込まれています。また、調べていく中で、この地域福祉計画は自治体でつくられる総合計画と連動させ計画を立てることも盛り込まれていました。既に全国では連動させて計画をつくられている自治体もありました。

2-1であります。この計画をつくるに当たり実態調査はどのように行ったのかをお尋ねいたします。

健康福祉課長 この地域福祉計画でございますけれども、飯島町におきましては平成19年度に一度作成をしているところですが、その後の更新ができていない状況でございました。その後、社会福祉法等々の改正もありまして、今の社会福祉法第7条に基づく計画として飯島町でもこちらのほうの策定のほう、作業を進めているところでございます。この計画ですけれども、社会福祉法に基づく計画でございまして、飯島町に暮らす全ての人が地域の中で安心して暮らせるような地域社会の実現を目指した地域共生社会の実現、これを推進するために策定する計画となっております。地域福祉計画につきましては、福祉分野の個別計画や福祉に関連する計画との整合と連携を図り策定することから、飯島町の現状についての把握につきましては、上位計画である町の総合計画の住民アンケートや第5次総合計画の効果検証、また高齢者実態調査など、各分野にわたる調査など、幅広い範囲を参考にして作成を進めているところでございます。

坂本議員 今、総合計画の中で使われていた様々なアンケートを使ってやったというお話でしたけれども、この中で地域生活課題の掘り起こし、また民生児童委員の方たちは非常に地域に密着して実態をよく御存じかと思えますけれども、こういう方たちからお話を聞いたとか、そういうことはされておりますでしょうか。

健康福祉課長 この計画を策定するにあたって参考とした資料としては、今説明申し上げたとおりでございますけれども、やはり健康福祉の事業を進める中では、地域課題、生活に準じた相談ですとか、民生児童委員さんからの意見、多々出ているところも参考としていることはございます。

坂本議員 次の2-2に行きます。独り暮らし、老老介護、またはその予備軍、障害者やひきこもりを抱える世帯など、数字だけではなく、地域のどこに点在しているかを認識し、政策へつなげることをしていますかということですが、今年の3月31日の数値では、これは昨年度の行政報告書によりますけれども、3,598世帯のうちの外国人世帯が今現在197世帯ですね、町内の高齢化率は36.3%。人口は減少傾向にあり、11月1日現在の人口数は9,306人、65歳以上の独り暮らしの世帯が810世帯で、全世帯に占める割合としては22%ということですが。また、母子・父子世帯は78世帯、生活保護世帯が21世帯ということになっております。これは数字上での話ですけれども、こういった現状が町内全域の、具体的に言えば、どの自治会に数字として程度があるということ、こういうことを認識されていれば、おのずと生活支援の在り方や災害で起こる問題、それから教育支援の問題、または交通手段の問題、また買物難民の問題、また医療・保健をどうしていくかなど、細かな政策が見えてくると思うので質問しております。数字だけではなく、地域のどこに、またはこの自治会で何が大変な状況なのかを把握してこの計画をつくられたのでしょうか。

健康福祉課長 御質問の世帯が地域のどこにあるのかにつきましては、それぞれの関係部署で把握に努めているところでございます。それぞれ把握した世帯については、必要に応じた訪問ですとか、相談支援などにつなげているところでございます。昨年度には、地域の集まりに参加している方の御協力をいただきまして生活の状況に関するアンケートを実施しており、その中で地区ごとの高齢者世帯の状況の分析を行っているところでございます。地域ごとの課題を把握し、政策へつなげていくことについては、とても重要で必要なことというふうに考えております。ですので、生活基盤体制整備事業を中心といたしまして、役場内の課を越えた連携を図りながら、各地区と連携し事業を進められる体制整備を推進してまいりたいと思ひまして、地域福祉計画のほうにも今盛り込んで計画をしているところでございます。

坂本議員 今お聞きしまして、それが地域福祉計画に整備という形で盛り込まれつつあるということですが、これが現在よりもよい状況になるわけではなく、年々高齢化率は上がってきていますし、世帯の独り暮らしという方たちも増えてきております。ぜひ、これを自治会とか民生委員の方、それから、そういうところと密な交流をしていただきまして、実態を把握しつつ、具体的な政策のほうにつなげていっていただきたいと思ひます。

2-3に行きます。健康福祉課の係を超えた発想や取組が見えない。時代の変化や利用者の多様なニーズに対応するために係や課を越えた取組について検討されたのかという事です。これは、地域福祉計画の中で求められていることは、福祉の領域だけではなく、商業、サービス業、工業、農林水産業、防犯、防災、環境、まちおこし、交通、都市計画も含め、人、分野、世代を超えて、人や物やお金が、そして思いが循環して相互に支える支えられる地域共生社会の実現が望まれると厚生労働省の指針の中では言われております。例えば、うちの町に関して言えば、今回の一般質問で多くの方が言われた循環バスの問題、それからフレイル予防について、農業や商業の後継者不足の問題、またトレーラーハウス活用の中での体験メニューに関わる人材においても、この地域福祉計画にも盛り込まなければならない問題であると思っております。計画されたものは、ここまで踏み込んだ内容となっているのでしょうか。そこら辺はどうなっているのでしょうか。

健康福祉課長

現在策定しております地域福祉計画につきましては、高齢者も子どもも、障害のある人もない人も、日本人も外国人も、全ての飯島町に暮らす人が地域の中で安心して暮らせるような地域社会を目指していることがありますので、課や係を越えた中での取組が必要であるというふうに考えております。計画に策定に当たりましては、庁舎内の代表者会議を持ちまして、全ての課から代表の職員を選出していただき、各課等における事業の洗い出し作業を行っております。課を越えての検討を重ね、全ての分野からの視点にて計画の策定に取り組んでいるところでございます。

坂本議員

今、課を越えた中で作業を行ったということですが、この中には職員ではなく外部の、外部の方たちは、だから住民の方とか自治会関係者とか、そういう方たちはいらっしゃらないのでしょうか、民生児童委員とか。

健康福祉課長

まずは庁舎の中での案の作成の今作業を行っているところでございまして、これから計画の策定のための会議のほうを持っていきたいというふうに考えております。その会議の中でのお願いする委員さんの中には、町内福祉関係に関わる人をお願いして意見をいただく、そういうような形で考えております。

坂本議員

今、先に庁内で計画を立てて、それを民間の方たちも挟んだ中でやるということでしたけれども、厚生労働省の中では、策定委員会をつくって、その中でつくる方法も言われておりますけれども、うちは庁内で先につくってから、この内容をそこにまた再度かけるということですが、厚生労働省の言っている人たちの中には、やはり多くの、さっき私が言いました、農業とか言いましたけれども、そういう人たちも含まれていますね。住民とか当事者団体、自治会、一般企業、商店、民生児童委員の方たち、またボランティア団体、NPO、農業協同組合、消費者団体、社会福祉法人、社協、保健、医療、シルバー人材センターなどの方々を含め地域課題を掘り起こしというふうな文言が入ってきていますけれども、今後、どの程度の、何かこういう委員会みたいな組織をつくって、それは、その後、その中で再度政策をもむということになるのでしょうか。

健康福祉課長

計画の策定に当たりましては、既に設置をしております飯島町の健康長寿のまちづくり推進会議、こちらのほうで委員を選出させていただいて、今度、会議のほうを予定し

坂本議員 今、健康長寿のまちづくりの中でということでしたが、ぜひ、この中でつくられた福祉計画が具体化できるような、また地域課題の掘り起こしがしっかりできる形でやっていただきたいと思います。

健康福祉課長 それでは2-4に行きたいと思います。新聞報道にもありました個別支援計画は、この中に盛り込まれているのでしょうか。既に当町で作られている地域支え合いマップと私は重なると思っているのですが、これをもっと具体的に、そして自治会加入ではない人も含めた中で考えているのでしょうか。また、高齢者福祉の観点だけではなく、母子・父子家庭も含めた中で個別支援の対象として対応していくのでしょうか。その点はどうなっていますでしょうか。

坂本議員 御質問の個別支援計画でございますけれども、先日、11月中旬に新聞報道もされましたこともありまして、国でいう個別支援計画につきましては、政府が来年の通常国会で災害対策基本法を改正し、一人一人の避難方法を事前に決めておく個別計画を同法に基づく法定計画として市町村の努力義務とする方向で規定する方針を固めたという報道がございました。当町の個別支援計画の取組につきましては、現在作成しております地域福祉計画の中にも盛り込むことで進めているところでございますが、具体的な取組方法につきましては、現在も検討を行っているところでございます。災害時に配慮が必要な方の個別支援につきましては、支え合いマップ等の整備等、各地区や自治会等にも御協力をいただきまして地域全体で支えていく体制をつくっていくことが必要と思っておりますので、また各地区とも連携してまいりたいと思っております。

健康福祉課長 地域支え合いマップは、一応、これ自治会に加入している方たちが対象のような形になっておりますが、自治会に加入していない人たちはこういった形の中で個別支援計画という中に含めていくのか、その点はどうなっているのでしょうか。

坂本議員 地域支え合いマップにつきましては、各自治会に作成をお願いしているところがございまして、その内容につきましては、やはり自治会ごと様々な観点から作成がなされているものと思っております。ですので、健康福祉課といたしましては、地域全体を支えるような支え合いマップの作成に御協力をいただきたく、お願いをしてまいりたいというふうに思っております。

健康福祉課長 自治会に加入していない方というふうにも言いましたが、あと派遣とか、うちの町は先ほど言いました外国人の方もいるわけですね。だから、災害対策支援法の中に位置づけられている個別支援計画でありますけれども、そういうところも広い範囲でのどういう形になるか、支え合いマップというものが当町にあるということは、非常に今後つくっていく上ではやりやすい部分かとは思うんですね。だけれど、もう少しそれを広く広げていく必要があると思うので、その点、地元の自治会とか区とか、そういう方たち、あとは外国人、アパートのある地区なんかはちょっと気をつけていただいて、そこうまくかんでいくような形、何かあった場合にそこにすぐ災害の報道が行くような、そういう形を取っていただきたいと思いますが、その点はどうでしょうか。

坂本議員 地域の支え合いマップでございますけれども、こちらのほうは災害時にも、やはり、

まずこちらのほう、マップを作っていることっていうこと自体が災害時に大きく安心材料となる場所であると考えておりますので、こちらのほうを有効活用ができるような形で進められたらというふうに考えております。

坂本議員 今、ずっと質問をしてきましたけれども、地域福祉計画を厚労省がつくって、上位計画としてつくるということでやっておるわけですがけれども、それとは別に、それぞれ自治体には総合計画というのが盛り込まれて、つくるとなっておりますけれども、この総合計画というのは、ある意味では、日本がずっと経済発展をしてきた中で、どっちかっていうと全体の中ではハード的な部分、建物とか、土地利用とか、それから道路とかっていう、そういう部分に、あと、その地域に住む人たちの人的なソフトの部分をつくったという形の中での計画の内容となっておりますけれども、地域福祉計画の内容は、非常に地域に密着した、そして生活弱者と言われる人たちを一人も支え合いの輪からこぼれさせない、またはすくい上げるという、そして共に助け、誰もが生きがいを持って生きられる地域をつくっていくための計画となっております。ぜひ、この計画をつくった後、先ほど言われたみたいな健康長寿のまちづくりという委員の方たちに戻して、また内容を具体化するということでしたけれども、そういう中で充実した総合計画となりましてやっていただければと思います。また、地域福祉計画が総合計画とリンクするような形で、既に市、市と言われるところは人材があるのでつくっておるところも全国にはありますので、当町もそれとリンクするような形の今後の計画の在り方を考えていただきたいと思いますが、その点はいかがでしょうか。町長にお答え、できればと思います。

副町長 地域福祉計画は、長野県でも県の信州のしあわせ創造プランとリンクをしております。町も、総合計画のものを、いろいろアンケートから全部見たものについてリンクをさせるつもりで地域福祉計画をつくっておりますので、地域福祉計画につきましては、先ほど議員さんおっしゃったように高齢者から子どもまで全部の包括的なものを盛り込んだものにしていけという趣旨がございますので、その趣旨に沿って、うちもその効果が発揮できるようにつくっていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

坂本議員 以上で質問を終わります。

議長 ここで暫時休憩とします。

休憩 午前9時49分

再開 午前9時50分

議長 会議を再開します。  
2番 三浦寿美子議員。

2番 三浦議員 それでは、通告に従いまして一般質問を行いたいと思います。

最初に「新型コロナウイルス感染症対策自治会集会施設設備等設置費補助金」のあり方について」ということで質問をしたいと思います。

①です。新型コロナ感染症対策として自治会集会施設への設備費補助金の申請受付が11月30日締切りで行われました。私の自治会では、コロナの感染を心配し、本来であれば臨時総会を開催し対応を決めるところでしたが、隣組回覧で役員に任せてもらいたいという旨の通知がありました。そのときに回覧された町からの補助金の申請に関わる文書がお手元にお配りしました1枚目の資料であります。発行の日付が入っていませんが、町のホームページでは9月25日となっております。自治会長が全戸の回覧を終え、必要な書類を整え、申請するまでの工程とそのために費やした時間は大きい負担だったに違いありません。11月30日という期限があり、申請の書類を準備することに始まり、お手元の申請方法の流れのとおり日にちを迫って事業を完了し、請求書の提出を済ませて初めて補助金が振り込まれるという内容であり、12月31日までに支払いが完了することが条件となっております。申請が締め切られた翌日の12月1日の申請件数は35自治会でありました。どのような設備をするのか、自治会の財政状況や集会施設の規模など、それぞれで条件が違います。苦慮されたのではないかと思います。とにかく12月31日までに全てを終了するために大変な御苦勞をされていることには間違いありません。自治会長さんをはじめ関係者の皆さんに敬意を表するものです。さて、申請のあった事業内容の35自治会のうち29自治会がエアコン設置の申請をしております。ちなみに、私の自治会ではエアコン設置を行いました。町は申請に基づいて確定通知を自治会長に送っております。一緒に11月12日付でお手元にお配りしました2枚目の飯島町新型コロナウイルス感染症対策自治会集会施設設備費補助金で設置した設備の適切な使用についてという文書も送っております。内容は御覧のとおり「換気機能のないエアコンでは換気は行われないこと、またフィルターの性能によっては感染拡大防止に効果があまり期待できないものがある」と指摘をされており、「機器の設置のみでの感染症拡大防止は保証されません。」「使用するにあたり、窓を開けるなど、「換気」を適切に行い、3密を回避することが重要」となるというような内容であり、集会施設利用者へ感染予防について周知徹底を求めるような内容となっております。申請を受け付け、確定をしてからこのような通知を同時に送ったことに私は非常に驚き、憤りも覚えたものです。私の自治会では、自治会長から、エアコンを補助金で設置できた、感染症対策を図り、衛生環境を保ち、よりよい地域の活動拠点として使用していきたい、取付工事を含め何とか補助額に収まるよう機種を選び、取りあえず自治会の特別会計から立替え、実績報告書を提出後、補助金が入り次第、特別会計に振り込むとの報告が11月1日付で回覧がありました。ちなみに、設置したエアコンには換気機能はありません。12月6日の河川清掃の折にも安心して利用してほしいと言われておられました。11月12日以前に申請し確定、既に設置した自治会長の手元に適切な使用についての文書が届いているのかどうかも疑問に思ったところです。エアコンでの新型コロナウイルス感染症対策には無理があることは、当初から様々な形で広く知られていることです。今年の夏、エアコンをかけたがら窓を開けて換気するようと呼びかけられ、あらゆるところで皆さん体験して

いるのではないのでしょうか。にもかかわらず、感染症対策に対する検証もなく補助事業を行ったとしか思えない事態が起きています。エアコン設置の申請をした自治会のうち、申請の事業費から見ると大方の自治会が私の自治会の事業費とほぼ同じであり、換気機能がないのではないかと見受けられます。換気機能のあるエアコンを設置した集会施設は幾つあるのでしょうか。私は、明らかに町のミスリードではないかというふうに考えます。設置に関わる自治会長さんほか、関係者や集会施設を今後利用する人への負担を当然のように求めることに問題意識を持たないのかと、驚きや怒りよりも、あきれてしまったというのが私の本音です。これについてどのような認識を持っておられるかお聞きをいたします。

町 長

お答えいたします。本補助金は、新型コロナ対策として自治会集会施設の衛生管理の保持、平時における活動の感染リスクの低減を図るために、施設整備に必要な設備等の購入費の一部を補助する制度であります。エアコン設置を選択された自治会が多かったのは事実であります。非接触型の衛生機器やテレワークを想定したインターネット接続可能な事務機器等、エアコン以外の申請も頂戴しております。換気機能のあるエアコンや空気清浄機を含め、単に機器の設置だけで感染が防止できるわけではありません。先頃、冬バージョンの信州版新たな日常のすゝめが発表されましたけれども、この中でも感染防止の注意事項が示されています。これらを組み合わせて予防をしていただくことが肝要だと考えており、いずれの方法もミスリードとは考えておりません。いろいろな方法は全て万全ではありませんので、引き続き感染防止対策の周知に努めてまいります。申請の状況等、細部につきましては担当課長から申し上げます。

地域創造課長

それでは、詳細について御説明を申し上げます。自治会の皆様には大変短期間に迅速な書類の手續に御協力をいただきまして、大変感謝を申し上げているところでございますが、対象の 38 自治会のうち申請をいただきましたのは、議員からも御紹介がございましたとおり 35 の自治会で、申請を希望されない自治会が 3 か所ございました。申請率は 92.1%でございます。次に設備の内容でございますけれども、こちらは延べ数となりますけれども、まずエアコンの設置を申請されたのが 29 自治会、御紹介があったとおりでございます。そのうちエアコンのみの設置申請は 20 自治会で、エアコンとほかの機器で申請をされたのが 9 自治会、コピー機を設置されたのが 1 自治会、便座や水栓等の非接触型機器を申請されたのが 14 自治会で、エアコン以外の機器のみを申請されたのが 6 自治会でございます。換気機能を有するエアコンの申請もございましたし、エアコンと換気扇の申請をされた自治会もございました。これについて正確な数を今手元に持っておりませんが、それぞれ 1 自治会であったかなというふうに記憶をいたしております。エアコンを対象とした理由についてでございますけれども、空調というのは略さず申しますと空気調和ということだそうですが、この言葉が意味するところの温度や湿度、気流、空気の清浄度に配慮し空間の環境を保つという視点で対象としたものでございます。自治会の集会施設は、通常は地域住民の皆様のご活動拠点でございます。災害時の指定緊急避難場所ともなっておりますけれども、災害は季節を問わず発生する危険性がございます。コロナ禍における夏場の熱中症対策や冬場の暖房、

湿度対策等のため、大変多くの自治会でエアコンの申請をされたということだというふうに捉えております。エアコンが感染防止に万全でないことは、これまで報道もされておりますし、御指摘のとおりでございますので、今後も引き続き国や県から出されます情報に基づいて町の新型コロナ対策本部から出される情報を基に、課としても適切な予防対策の周知ができるようにしてまいりたいと思っております。

三浦議員

今、申請の状況についてお聞きをいたしました。私は、エアコン、ここに、この1枚目の資料、「空気清浄機やエアコンなど集会施設の空調に関する設備の購入、新設工事、修理、フィルターの交換等」「トイレなどの蛇口等の非接触機器の取り付け等」「テレワーク会議等に用いる情報機器の購入やインターネット回線の開通経費等」というふうに対象例を書いておりますけれども、このときの説明、私は、私の自治会のところの自治会長の対応の感覚で見ますと、エアコンを設置したことでコロナ対策ができたというふうに感じられたというふうに受け止めました。それは、本当に安心して利用してほしいというコメントがあったということは、そういうことかなあというふうに思うんですね。やはり最初のときにあるべきは、じゃあ、そのようなエアコンがどういう意味でここにあるのかと、今、課長のほうから説明があったような趣旨の説明をきちんと各自治会長さんが納得して持ち帰ったかどうかというところは、すごく大きな問題ではないでしょうかね。先ほども申しましたが、ついこの間の河川清掃の折に自治会長が、エアコンが設置できたので、安心してこれからは皆さん集会所を、今まではなかなか使ってもらえなかったけれども、使えるようになったので使用してほしいと、そういうコメントをして皆さんに呼びかけをされましたので、本当に、換気機能のないエアコンですけども、設置したことで安心をしたというふうな状況です。先ほど課長が申されましたように、夏の暑いときには空気を冷房を入れて冷やし、湿度は高めるとかありますけども。例えば、今回、私の自治会では、新年度予算には全く計上されていない、お金もぎりぎりのところで特別会計を取り崩して取りあえず支払ったというような状況ですので、余分な使えるお金は全く持っていない自治会ですね。この申請をするときに配った回覧の中では、何とか補助金の中に収めたいと、それ以上、補助金以上に出してしまうと困ったことになるので何とか補助金内に収まる形で申請をできればしたいと。検討の結果、無理だったら、それはやめておくというような内容の通知もついておりました。ですので、自治会の懐の具合により補助金内で収めようと思えば、今まで設置できていなかったエアコンで感染対策ができるなら、そこをぎりぎりのところでやろうということになったというふうに私は受け止めております。実際に私の自治会で設置をしましたエアコンは、本来ですと100万円が少し欠けるくらいの金額がインターネット上では出ておりました。それをこの価格で購入できたということは、皆さん、業者の皆さんのお計らいもあったのか、時節柄のことがあったのか、そこはよく分かりませんが、本当に苦渋の選択をしながらエアコンを設置したという状況です。もう、それ以上に、例えば空気清浄機を入れるとか、トイレを何とかするとかっていう余裕は全くない状況の中です。これは私の自治会の状況ですが、うちばかりではないんじゃないでしょうかねということで、本当に、今回の補助金は新型コロナ対策ということが一番のメインですので、その

対応のできるものをまずは購入をしてもらおうという、準備をしてもらおうというのが筋だったのではないかというふうには私は考えておりました、やはり、そういう意味では、きちっと説明ができていなかったとしたら、やはりミスリードではなかったかと、町長は違うと言いましたけれども、私はそういうふうには受け止めております。私は、今回の補助金は9月の定例会のときの第6号の補正の中に入っていた補助事業でして、飯島流ワークショップがあつて私は修正案に賛成したほうですけども、この自治会の集会施設の感染対策には大変大事なことと思って期待をしておりましたので、がっかりしたところです。今回、短期間に設置を求めた理由についてもお聞きをしたいなあというふうに思います。なぜかという、やはり十分に検討もできなかったですし、本当に忙しい、仕事を持ちながら、これだけの期間の間にできるだけ早く何とか対応をしたいという気持ちも働いたんじゃないかなあというふうにも思っておりますし、十分検討する機会も時間も、相談する機会もなかったんじゃないかなあというふうに思いますので、この僅かな時間の中でこれは設置をしなければならない事業であったのかどうか、その点についてお聞きしておきたいと思っております。

地域創造課長

短期間で設置をしていただいたことにつきましては、確かに時間が短かったということはあると思います。これにつきましては、ほかの6号補正でお願いをした制度、いずれもそうだと思いますけれども、補助等をしました、それから報告をして交付を受けなければいけないというタイムスケジュールの中で限定的に制約があつたというふうには受け止めております。自治会からの申請につきましては、先ほども申し上げたとおりエアコンだけをつけたということではございません。それぞれ地域で工夫をしていただいて、どんなものを選定するかということも地域で、意見交換が十分であつたかどうかというところまで十分把握ができませんけれども、対応をしていただいたものと思っております。

三浦議員

それぞれの自治会でいろんな検討をされて購入したということには間違いはないと思いますし、エアコンのみでないということも分かります。先ほど申しましたように、しかし、本当にある中で、50万円の補助金の中で対応したいというところでは、本当にエアコンを設置すればほかの準備はできなかったということも事実でありますので、そうした在り方についても今後検討を、そのたんびこれがあるとは思いませんけれども、事情も検討していただきたいなあということです。それで、私は住民の健康や感染症対策などは町の責務だというふうには考えております。今回はエアコンを設置し、ほかの設備をされたところは窓を開けて換気をしなくてもいいかもしれませんし、分かりませんが、例えば私のところの自治会ですと、集会施設ですと、エアコンは喚起機能がありませんので、暑い夏でも寒い冬でも窓を開けて感染予防のために換気をしなければならないというふうに思います。日中利用するというと、お年寄りを集めて、そこでお茶を飲んだりゲームをしたり体操をしたりというようなことをやったりしていたんですけども、とても期待をしていましたけれども、これでは寒い冬に、それはちょっと、せつかく設備はされましても利用するのはちょっと難しいかなと、暑い夏にもちょっと考えてしまうなあというような状況があります。やはり一番今考えなければならないの

は新型コロナの感染症対策が一番大きな問題で、集会施設も実際にはそのために利用がされていないというのが実態です。ですので、そのためには何が必要であったかということは大きな課題ではなかったでしょうかね。せつかくある感染症対策のための補助金が違う理由で使われたりとか、実際にはそこまでかなわない内容になってしまったということについては、やはり見直しをいただくというか、反省をしていただくというか、今後の在り方については考えていただきたいなあというふうに思うところです。本来、私は、そういう意味では全町民の関わる大きな課題ですので、例えば各集会所には空気清浄機を整備するとか、そういう感染対策は町が行うべきじゃないかというふうに……。それぞれの自治会、先ほども申しましたけど、みんなこの自治会も条件が違います。財政状況も違います。考え方も違います。結果的には、暑い夏にも窓を開け、寒い冬にも窓を開けるような状況では本来の意味がなかったんじゃないかなあというふうに思いますので、それを補完するためには、町が全ての自治会施設に、全町民が利用するところですので、感染対策としてそうした設備をするべきというふうに私は思いますが、町長の見解を伺います。

町 長

感染防止対策につきましては、いろいろな方法、機械、機具等があります。このメーカーでさえ過度な期待は禁物という情報を発信しております。多くの自治会がエアコンを選ばれたことにつきましては、総体的に考えてそれぞれ適切な御判断をなされたことと思っております。エアコン設置につきましては、先ほど申し上げたとおりミスリードとは捉えておりませんので、改めて空気清浄機を整備する考えはございません。なお、新型コロナウイルス感染対策として自治会にお願いしていることは、集会やイベントを行う際は会議前に検温、手指消毒、マスクの着用を確認いただくようお願いしております。風邪の初期症状がある方は参加を遠慮いただくことで蔓延防止に努めていただきたいと思います。先日、NHKのニュース、これはゴールデンタイムでありましたので、日本人の多くの方、少なからずの方が御覧になられたことと思いますけども、そのテーマは、コロナウイルス感染症について国民から何が最も必要な対策なのかという質問がNHKに多く届けられたということから、専門家の方が回答しておられました。説明しておりました。大切なのが2つあります。まずは、マスク着用にて飛沫感染の多くが防止できる。そして2つ目に挙げたのが部屋の換気を行うことが重要。これが防止対策の中で本当に必要な2つであるということを申されておりました。図面がこの三角形の底辺からずっと細くなっていくんですけども、この太い部分にこの2つがありました。そして細くなってきた3分の2以降、こちらのほうにいろいろの機械、機具がありまして、あればなおよいと、こういうお話でございました。その後、都内の小学校でしたか、動画が流されました。それは、授業中にエアコンを回しながら空気温度を維持し、そして窓を時々開けると、これが一番のいい方法であると、こういうお話をされておりました。納得のいくところだというふうに思います。今回、自治会の皆さんがエアコンを選択されたことは、そのような形で、冬でも夏でも、こういうウイルスがはやったときには空調を整えながら窓を開けて換気をする、これが一番大切なことだというふうに思っております。それぞれの機械もありますけれども、それぞれの欠点、利点があるのではない

かというふうに思っております。

三浦議員

町長の言われることはよく分かりますし、そのとおりでというふうに思います。ただし、お手元にお配りしました2枚目の数値、これ11月12日付で出されているんですけども、換気機能のないエアコンはって、先ほど言いましたけれども、そうした文書を出されましたよね。ということは、やはり、本来でしたら、今、町長が述べられたようなことが言われて、自治会長さん、説明のあったときに納得をしていただいて、あとは選択をしてもらうというのが筋だと思うんですけども、後追いのようにこれが確定文書と一緒に送られたということですので、説明がなかったのかと、していなかったのかなあと、今、町長の言ったようなことの説明なしにこれが行われたのかなあとという疑問が私はずっとあるんですけども、その点はどのようにされたのかお聞きをしておきます。

地域創造課長

まず、先ほどの11月12日付の通知ですけれども、これは機器の設置が済んで確定通知と一緒にお送りをさせていただいているものですが、そもそもこの制度を御案内するときに新型コロナウイルス感染症対策として設備や備品の設置工事、修理、購入等に係る費用の一部を補助しますということで、その中でコロナの感染症防止対策ということは申し上げておりますけれども、十分ではなかったという受け止めも少しあったもんですから、確定通知の中で換気が必要であるということをお知らせさせていただいた文書でございます。

三浦議員

ということですので、やはりきちっとそのことが説明されて納得して自治会長さんが持ち帰ったというふうではないというふうに受け止めました。やはり私も気持ちの中ではミスリードだと言わせていただきたいと思います。

次なんですけれども、丸の3番です。高齢者支え合い拠点施設として町が指定管理をしている施設、自治会の集会施設もあります。これは町の所有している施設でありまして、施設管理を委託はしておりますけれども、これはあれですか、自治会に補助金を出して設備投資を求めるといったことが筋なんでしょうか。ちょっと私はこのことについては疑問なんですけれども、その点の考え方についてお答えをいただきたいと思います。

副町長

高齢者の支え合い拠点施設ということで指定管理によって自治会の集会施設と兼ねている建物につきましては、町と自治会において基本協定書を交わしています。協定書では、施設の改修や新規の備品の購入については指定管理者である自治会が負担することとなっております。そのために、今回の新型コロナウイルスの感染症対策自治会集会施設の設備等の設置補助金等につきましては、その活用の関係につきましては、各自治会に各施設の設備をいただいておりますので補助とさせていただいたということですので、御理解をお願いいたします。

三浦議員

それはよく分かりました。では、自治会が負担するというので、最初からそういうことになっていたという理解でよろしいですね。では、これからもぜひ全町民の皆さんが安心して自治会の集会施設を利用できるような対策を、共によりアドバイスをしていただきながらできるようにお願いをしたいと思います。とにかく誤解をしたまんまでエアコンを回せば安心だというようなことにならないように、ぜひこれからも対応してい

ただきたいというふうに思います。

それでは、2番目の質問に移ります。特定外来生物、要注意外来生物、すみませんが、この要注意外来生物というのは、調べていくうちに、平成27年にリストが出来上がりました、そのときに要注意外来生物というのが廃止をされまして、外来生物のリストの中に載るようになったということで、そちらのほうに載っている植物がセイタカアワダチソウになっておりますので、御理解をいただきたいと思います。調べが足りなくて申し訳なかったと思います。お手元にお配りしました3枚目の資料ですけれども、写真は、これ、ウィキペディアからいただいたものです。まず最初のがアレチウリ、ちょっと小さいですけどね。隣の右側がオオキンケイギク、とても春から夏にかけてきれいに咲く花ですけれども、今、飯島町のどこにでも見受けられる花になっています。それからオオハンゴンソウ、これも大分広がっているかなあと、ちょっとキクイモの花に似ている感じなんですけれども、これが特定外来生物となっています。もう一つがセイタカアワダチソウ、これは特定外来生物とは違いますが、生態系被害防止外来種リストというのが作成されまして、その中に入っております。外来生物の植物の駆除は、生きたままの運搬が禁止をされております。抜き取りをしても、それを今度は移動することも禁じられております。枯れてしまうと特定外来生物ではなくなるということですが、まだ生きて青々として、どこかへ持って行って放置をしたら、またそこから根がつくとか、どこかに移植をすれば、そんなような持ち出しは禁止されております。法律では、特定外来生物に指定された生物を飼育、栽培、保管、運搬、販売、譲渡、輸入、野外に放つことなどが原則禁止となっております。これには罰則もあります。違反した場合、最高で個人の場合、懲役3年以下もしくは300万円以下の罰金が科せられる、法人の場合は1億円以下の罰金が科せられるとなっております。草刈りの際に花がきれいだと刈り残している例も見受けられます。栽培をしているとみなされてもおかしくない状況であります。特定外来生物法、これは、正式には特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律というふうですけれども、2005年の6月1日に施行されております。駆除の一番よい方法は抜き取りです。例えば抜き取るとか、あと除草剤をまくとかします。除草剤なんかは、その植物だけじゃなくて、外来生物だけじゃなくて、またその周辺の別の植物も、在来植物も枯らしてしまうおそれがありますので、一番は抜き取りがよい方法だというふうに言われております。移動をしてはいけないということですので、その場で乾燥させてごみ袋に入れて燃やせるごみとして出す。袋の中に入れて密閉して枯らしてから燃やせるごみに出すというのが処理の仕方というふうになっております。行政などで駆除の事業として実施する場合は少し違う対応ができるというふうになっているようです。近年、町の至るところに繁茂をしており、徹底した駆除が必要だと思います。どのように認識をしているのかお聞きをいたします。

住民税務課長

特定外来生物についての御質問にお答えをしたいと思います。外来生物につきましては、環境省と農林水産省によりまして、ただいま議員のおっしゃられました生態系被害防止外来種リストが公表されておまして、その中に御指摘の外来植物も含まれているところでございます。これらの植物が増えますことにより町の財産であります自然環境

が汚染され在来種に影響を及ぼしたり、アレルギーなど健康被害にならないよう、常に情報を収集すると同時に、住民の皆さんに情報を提供して駆除をしていくということが重要であるという認識をしております。

三浦議員  
住民税務課長

では、町では今までどのような取組をしてきたかお答えください。

毎年、特定外来生物等の周知ということといいじま未来飛行の紙面で掲載をしてきているところです。今年につきましても2回にわたり、その植物が一番増える時期を見計らいまして、植物の写真を掲載した上で駆除の方法ですとか必要性、また駆除への協力を呼びかけているところがございます。具体的な取組としましては、町の主催で各団体等からボランティアをお願いし河川美化清掃、こちらは、本年、コロナ禍で中止となりましたけれども、こういった活動などを通じて駆除作業をしているところがございます。これら外来種の撲滅につきましては、根気強く行っていくしか方法がないというふうに思っております。今後も地域の皆さんへ周知と駆除への協力をお願いしたり、引き続きボランティアの皆様の方で駆除作業を進めてまいりたいと思っております。

三浦議員  
住民税務課長

私も未来飛行とかで周知をとということで見えてはおりますけれども、実際にそれを見て自分の身の回りに生えている外来生物を駆除するという作業を住民の皆さんの中でどれだけ行われているかということについて把握をしているかどうかお聞きをいたします。

広報をしておりますけれども、実際に住民の方からこういう植物がありますよっていう情報は、ここ最近はないというふうに認識しております。こちらでも巡回をするというようなことはなかなかできない状態ですので、住民の皆さんから情報をいただけることが大きい情報源になりますので、そういった情報をいただくことも、また御協力をお願いしていきたいというふうに思っております。

三浦議員

例えばアレチウリ、結構いろんなところで見受けられます。国道を通っておりますも道端にしっかりアレチウリが生えているとかいうのも見かけます。このアレチウリ、最初は本当に小さくて、抜けば簡単に抜けるんですけども、今の時期はもう実がなっています。花が咲く頃になりますと、本当にもう細かいとげで、触ったらいっぱいとげ、細かいとげ、分からないくらい細かいとげがたくさん刺さります。とても抜き取りはできる状況ではなくなります。花が咲きますと、その花にアカバチがとても好んで寄ってきます。とても、そういう意味では、通学路とか、いろんなところに繁茂していますけれども、危険だというふうに思います。やはり芽が出始めてまだ花の咲く前に駆除することが大事ですけども、やはり町民の皆さん、知らないんだというふうに思います。生やしておいてはいけない、駆除しなければならぬ植物ですので、やはり、まず自分の家の庭先、畑、そんなようなところから出てきたり目についたら駆除するような、そんな取組をもっともときめ細かにお願いをしていくというような取組が必要だというふうに思います。それから、オオキンケイギクですけども、今年も、皆さん御存じですか、庁舎の東側の生け垣のところに2〜3本きれいな花を咲かせておりましたね。いつ気がつくかなあとと思って、私、誰かが抜き取るかなあと見ていましたけど、抜き取りはしませんで、そのうちに、草刈りをするときに刈られてしまったのか、なくなりましたけれども、皆さん、そういうことに対して疎いというか、知識がないというか、

やはり、未来飛行で知らせているといいながら、序舎の中でそういうこともあるということも問題じゃないかなあというふうに私は思いました。オオハンゴンソウ、このハンゴンソウも、昔は八重咲のやつがお盆花として私の実家にも植わっておりましたけれども、その頃は観賞用で多分植えていたんだと思うんですけども、オオハンゴンソウというのは本当にもうあちこちで繁茂していて、今の時期にとても大きな、私よりもかなり背の高い茎になりまして花が咲いています。どんどん繁茂していきますので、やはり駆除は大事だというふうに思いますし、セイタカアワダチソウは特別外来生物ではありませんけれども、リストに載っている植物です。私、20年くらい前に高知県に、四国に行ったときに、本当にもうどこへ行ってもセイタカアワダチソウだらけで、本当に驚いたんですね。でも、そういう状況が今、飯島町の中で普通だというふうになってきています。やはりこれも在来の植物を枯らせてしまうということで、抜き取りが大事だと思います。いろんなところに生えていますよね。私が抜き取っても大丈夫なようなところは抜き取ったりもしたりするときもありますけど、ととてもとても、よそのおうちの庭先のやつを私が抜くわけにもいかないというようなこともたくさんあります。そういうことで、本当に飯島中に、もう駆除をしなければならぬ植物が増えていますので、やはり共有して目についたら抜き取りをするというようなことが大事になってきます。それで、その方法なんですけれども、やはりそのものを知って一緒に駆除する一斉行動みたいな先ほど言われましたようなやり方もありますし、あとは、それぞれの住民の皆さんに協力していただいて駆除をするということになりますと、まずは、それを知っていただいて、抜き取りをしたらそのことについて評価もしてもらいたいなあというようなことを感じます。例えば、四国のどこでしたっけな、四国だか和歌山でしたっけね、どこでしたっけね、ミカンにカミキリムシがついて枯らしてしまうということで、カミキリムシの駆除をするのに子どもたちがカミキリムシを一生懸命捕って、それを農協さんに持っていくと1匹50円かなんかで引き取ってくれるというので、夢中になってカミキリムシを捕っているというテレビ報道がありましたけれども、やはり駆除をしていただいたら、そこに何かの健康ポイントみたいな、そういう形でポイントをつけて貢献したということで何かに還元できるようなことを考えると、それぞれの皆さんが関心を持って本当に自分の身の回りの外来植物を駆除する気持ちになってもらえるような方法をぜひ研究していただきたいなあというふうに思います。それと、やはりいろんなところで行政が主導して組織して、そういう機会を持って、一緒に、そういうボランティアさんと一緒に行動するとか、そういう取組をもっと、1回2回じゃなくて、もう飯島中どこでもありますから、地域、今年はどこどこか地域を決めてやるとか、何かそういう方策をきちっと立ててやるべきじゃないかというふうに思います。生やしておいていいというものではなくて、法律で決まって駆除をなさいと言われていた植物ですので、ぜひそういう取組をしていただきたいと思いますが、町長の御見解をいただいて、質問を終わりたいと思います。

町 長

自然の驚異は恐ろしいなあをつくづく感じております。絶滅することがあるんでしょうかね。世の中に不要な生命はないという教えの中からはすると、これは不要の生命だと

いうことになるんですけども、人間の力でどのように制圧できるのか、逆にビジネス的な感覚からいくと、何かに利用できないのかなあとも思ってしまうわけでございます。そういう利用がない限りにおいては、個人個人の注意をもって、身の回りに、せめて、その自然の猛威に抵抗していかなければならないなというふうに感じております。

三浦議員 質問を終わります。

議長 ここで休憩を取ります。再開時刻を10時55分といたします。休憩。

休憩 午前10時39分

再開 午前10時55分

議長 会議を再開します。一般質問を続けます。

7番 折山誠議員。

7番

折山議員 通告順に質問してまいります。

初めに質問事項1「石曽根工場用地の今後は」これについて伺ってまいります。この件につきましては、一般質問通告後にメールや電話、また行き会った際に声をかけていただいた方が数人おりました。これまで一般質問通告後にその内容について声を寄せられたことは今回が初めてでございます。石曽根工場用地の進出予定企業の撤退ということは、地元を中心に町内の大きな関心事になっているというふうに感じております。用地売買契約という社会一般的なルールを越えてまで誘致企業がなぜ町に撤退通告をするに至ったのか、この点については今後の企業誘致政策を円滑に推進するためにも内部で十分な総括をすることを求めるにとどめたいというふうに思っておりましたが、ただいま直前にもちょっとお手紙を寄せていただいた方がおりますので、誰が悪いとかいう、そういう議論はこの一般質問で行うべきでないというふうに私は考えております。建設的な部分に話を進めたい、基本的にはそう思うんですが、多くの皆さんはどこに原因があったのかを求められていると思います。これは全く私の推測の域を出ないことなんですが、また後に話を進めていくと分かるかもしれませんが、簡単に言うと、ふるさとというものに思いを寄せる創業者と企業経営というものに重点を置く会社というもののバランスが均衡を今までしていて用地契約までたどり着いたんですが、何かの理由でそのバランスが創業者の思いを越えて企業という価値観のほうにウェートがシフトしてしまったのではないかと。ですから、一言で原因を語れるような内容は、今回のことにはないのではないかと。聞くのであれば、町側の話、撤退を決めた皆さんの話、両方を均等に聞かないと難しい話で、これは混乱に輪をかけてしまいますので、今回の私の質問は、町長のオフィシャルサイトや議会でも発言をされてまいりました音楽村構想、今後どうなっていくのか、その点に重きを置いた質問を続けさせていただき所存でございます。また、この件が既に町内に広まっていることに鑑み、以降は企業の固有名詞を使って伺ってまいります。

質問要旨 1-1、初めに、誘致企業であるミヤザワフルート製造株式会社が当該地での社屋建設を断念したことを先頃町に通告したことの報告が議会にありました。その折には、なお粘り強く社屋の建設に取りかかっていたと努力をしていくというお話でございましたが、現状はいかがでしょうか。私の質問の趣意に沿った御答弁を願います。

町 長

お答えいたします。誠に残念なことでありますけれども、ミヤザワフルートさんの工場の建設が中止になったということでございます。この間、地元住民の皆さんも地域の方全体が御努力いただいて引き止めに入ったわけなんですけれども、また私たちが仲裁・調停をさせていただきました。最終的には企業判断で企業進出断念という結論が出ました。今後、飯島町としては企業誘致に専念してまいりますけれども、いろいろのことを鑑みながら進めてまいりたいと考えております。

折山議員

質問要旨 1-2、8月に生じた撤退騒動は、地元自治会、地元地区を中心にうわさが広まり、一方では、議会は最近まで何も知らされてきませんでした。議会との信頼関係構築をどのように考えるのか、この点について伺います。これまで議会は、用地買収や関係道路整備予算を議決し、町長の企業誘致や音楽村構想に期待をし、施策推進に力を注いでまいりました。以前にもこのような、数は少ないんですが、町に大きな課題が生じた際には、町長から、このような問題が生じた、現在、解決に向けて対応中であり、情報が広がり混乱が生じないように、議員の皆さんについては現時点では承知おきいただき、何かあれば協力願いたい、そのような情報提供と議会報告も数度ありました。議員も承知さえしていれば、うわさが広がり町民から質問や叱責を受けたときに、議案を議決した立場から自らの責任を持って対応が可能なわけなんですけど、今回のようにうわさが先行し、町民から議会や議員は職務怠慢と責められても、何の答弁も反論もできず、議員としての職責を果たすことはできません。私も情報が伝わった時点で前から承知していたという町民になぜ早く情報をくれなかったのかと申し上げましたら、私の周囲はみんな知っているんで当然議員は承知していると思っていた、こういったようなことでもございました。町長、町と議会は、考えや手法の是非という距離は保ちつつも、町をよくする思いと努力、結果に対する責任は両輪で負うものと理解をしております。互いに町のために切磋琢磨する関係、間柄として、議会に上程される町長提案に期待し、議案の多くを自らの責任を併せ持って採択してきたこれまでの関係をどのように考えておられるのか。町民の不利益につながる不都合を表面化するまで抑えている。悪い言葉で言えば隠し続ける。これまでの信頼関係を損なう、そのような姿勢は一議員として納得し難いものですが、風通しのよい行政をうたう町長のお考えを、その点を伺います。

町 長

今回の事案につきましては、突然の問題でございました。それも個人的な言葉、あるいは感情的なことに起因することでありましたので、これは水面下の中でしっかりと話し合えば解決できるという見込みが当初ありました。それで、地元の方々も一生懸命努力されて、いろいろの方法で再考いただく方法を取ってきました。その都度、ああ、これでいい回答がいただけたと、こういうことを期待しておりましたけれども、なかなかそれがうまくいかなかったということでもございます。そのうちに、うわさがだんだんに地元から町内全域に広がるようになってきました。町としても頂いた文書に対して再考

いただく文書をお送りしました。それでもかなわないということの中で、最終的に多くの方、6名の署名をいただく中で、企業、工場建設続行の願いをさせていただきました。その返事も待つ最終判断としたいという、幾つかのそういう期待を持った手法を取ってきたわけでございます。それが結局、最終的には建設断念ということになったんですけれども、その間、水面下ではなくて、飯島町全体にうわさが広がったわけなんですけれども、議会の皆様方にはそれをお伝えする機会を逸してしまったということでございます。今考えると、もっと早い段階で報告の区切れがあったかなというふうに思っております。そこで皆様方にも相談しながら行けば、もっといい対応ができたのではないかなとも予想されております。正式に皆様方にお伝えする機会を得なかったことについては反省しており、心よりおわびを申し上げるところでございます。

折山議員

もう少し早いと、役員決定前に議員なり、いろんな方が動いていらしたということは後からお聞きいたしました。やはり情報は早くあれば、それで、議員も皆良識人で、知り得た秘密を漏らしてならないことのルールはきちっと守れる人ばかりなんで、もう少し議会、議員っていうものを信頼して適切なタイミングでの情報提供を求め、質問要旨1-3、町ではなく、土地開発公社が用地取得したことの弊害はなかったか。この質問要旨ですが、公社理事会、議会一般質問を通じてこれまで土地開発公社の弊害、不要を訴えてきた私の強い思い込みから生じた勘違いでありまして、今回は、町が土地を取得し、造成を行い、用地売買契約まで一貫して行ってきたことに対する誤りの通告でございましたので、ここで勘違いのおわびを申し上げまして、この質問要旨については取り下げます。

さて、本題に入ります。質問要旨1-4、音楽村構想の今後はについて伺います。下平洋一オフィシャルサイトには、「リニア新時代、後継者が夢を抱いて故郷に戻れる経済基盤のある地域へ」というスローガンの中にアルプスの自然環境での生活をイメージするスローライフ、癒し、熟成をブランディングした音楽村構想を発信する事業や企業誘致を推進しますと今も掲げられております。これは町長の選挙公約そのものでしょうか。その公約に基づき今回も進められたと思うんですが、私はその発想力に引かれました。全国の多くの市町村が自然豊かなとか、自然景観を生かしたまちづくりだとか、観光戦略などと自然にちなんだやや抽象的な表現を掲げているというふうに認識しております。その中であって、音楽村という具体的な戦略を発想し、提言をされたわけでありまして。その背景には大正琴の全国組織を有し、今を時めく日本バイオリン、この創業の当町は地であり、創業者が当町出身ということで埼玉から工場移転をしていただいたミヤザワフルートさん、そのほかにも既に土地、建物を取得し、飯島町への進出を目前にしているのでしょうか、楽器製造企業があります。さらに、この6月には音楽家でフルート奏者であり作曲家の竹下正登さんが飯島町に思いをはせて制作したフルートアンサンブル組曲「飯島」、これをCD化し、町に寄贈をしてくださいました。まさに町長の目指す音楽村構想にふさわしい環境が整いつつあったわけですね。今日の現状から、町長は音楽村構想を今後どのように進められるおつもりか、その点、お伺いいたします。

町長

音楽村構想の発想は、ミヤザワフルートさんが飯島町へ新工場を建てるということ

お聞きしたことが起点であることは間違いありません。多くの期待をしておりました。そして、ほかにも、日本の楽器製造メーカーにお話する中で、昨年はファゴットの製造メーカーであるタケダバスーンさん、これも飯島町の音楽村構想に賛同していただき、また自然の中で楽器を作るということの利点を御理解いただき、飯島町に工場を造るということを決断していただき、土地も建物も確保していただきました。また、その後、楽器を作る技術について提携をしたいというお話も頂いておるところでございます。これが、楽器製造メーカーを集積して音楽村構想の核にしたいというふうに思った行動がこの行動でございます。しかし、経済的な企業をお招きするというほかに、音楽村構想は、もう一つは、やはり音楽文化を醸成していきたいという考え方が片方がございます。ミヤザワフルートの監修に携わっております竹下先生、また飯島町営業部の文化部会、そして飯島町内の音楽愛好家、この方々が協力関係を結んでいただいて幾つかのコンサートを開いていただき、おなじみになってきております。このコロナ禍でも観客を集めない音楽会を企画していただいたりしております。もちろん、町の60周年のときには、組曲「飯島」ということで飯島のテーマをすばらしい音楽に4部編成で作っていただいております。そういったことで、人とのつながり、音楽文化は深く醸成されてきているなというふうに思っております。残念ながら、ミヤザワフルート、企業としての進出はかなわない状態になりましたけれども、この音楽村構想の心の部分は、これに左右されることなく育まれていくことと思います。また、そのような状況をつくっていきたいと思います。そして、ほかの企業もしっかりと根づいていただき、そのお力をお借りしていきたいと思っております。

折山議員

この項全体のまとめに入ります。企業誘致という施策を考えたとき、町民益を第一に考えなければならない飯島町と自らの発展を優先して判断をするべき企業との間では、おのずと価値観に距離があり、誘致に際しては、その妥協点を見いだすことが要となってくるように思います。冒頭申し上げましたが、ミヤザワフルートさんが用地売買契約の締結後でありながら社屋建設の撤退を決められたことは極めて残念で悲しいものですが、その背景には、先ほど推測で申し上げましたような何らかに起因する何かがあった、そういうことで決定された、一言で言えば、この段階に至っても撤退することに企業としてのメリットがあるとフルートさんが何らかの理由をもって判断されたのであれば、ある意味やむを得ない結論ではないのか、そのようにも思うものであります。自由主義、資本主義の世の中では、そういうことが優先されていくんだろうと。しかし、当町の音楽村構想は、町内外の様々な方、音楽関係者や関連産業など、様々なジャンルの方の夢となる可能性があり、どのような状況が訪れようと、先ほど町長の語っていただきましたとおり、最後までチャレンジし続けることを強く求めるものでございます。ここで、このたびの件である町民の方から寄せられた声と、町長はもう御承知と思いますが、竹下正登先生のネット上に残されている言葉を町長にお伝えしたいと思っております。初めに町民の方の言葉でございます。ミヤザワフルート誘致がどのような結論になっても、これまで長い間、ふるさと飯島のことを思い、町の子どもたち全員にリコーダーを贈り続けてくれたミヤザワフルートの会長さんが悲しい思いをしないように、お願いします。こ

れが1人の方の声です。続いて竹下先生のネット上に残されている言葉です。町に寄贈したCDは、新型コロナウイルスの緊急事態宣言下にあった今年の大連休中に収録したものです。新型コロナで自身の音楽活動ができなくなり、何もやる気が起きず、曲も書けなくなった。そんなときに迷いながら自分と向き合う中で、まず飯島町のことが頭に浮かんだ。町の人々に会いたい、町から山を眺めたい、そんな思いが込み上げて、丸2日間没頭して組曲をレコーディングしました。そのようにつぶられておるわけです。時間をかけて培われたお互いを思いやる優しい言葉、飯島町とそこに暮らす人々に深い思いを寄せてくれる音楽家がいる、胸が熱くなります。さて、現実に戻りますと、これから飯島町は町民益を損なわないために、そしてミヤザワフルートさんは新たな企業経営、戦略のために、両者それぞれ困難な事後処理が待ち受けていると思います。しかしながら、近い将来、アルプスを背景にした大正琴の勇壮な演奏、清流の瀬音に乗せてフルートのメロディーが流れる、町内外から多くの人が集い交流をする、楽器関連や音楽プロデュース関連の産業企業が進出してくる、そんな音楽村が実現できることを願ってやみません。どうか、今後の事後処理に当たっては、お互いを思いやり、町と企業が良好な関係を維持、構築していってもらうために穏やかな解決に向かうことを強く求め、町長のまとめのお言葉をいただきたいと思います。

町長 今回、企業の判断ではありますけれども、企業を支えるのは、またリードするのは人間であります。私たち町民も人間の塊であります。大きな傷を人間同士の間に残さないような解決をしてみたいと思っております。

折山議員 質問事項2「循環バスの存続と利用増の工夫を」。

質問要旨2-1、循環バスは、真に困った人の大切な移動手段、存続と利便性の確保、利用増につながる努力を求める。このことについて伺いたいんですが、これにつきましては、試乗体験をした社会文教委員のそれぞれの皆様が既に感じたままに質問され、私の思いも代弁していただきましたので、ここでは1点だけ伺うことといたします。昨日の質問者の多くが循環バスは福祉政策であるべきではと語っておりましたが、私もそう思います。所管は総務課であっても、福祉の政策だろうと、こんなふうに思います。試乗して感じたことは、福祉政策は机上で検討しては駄目なんだなあということを感じました。循環バスについて言えば、バスがなければ通院すらままならない方の実態を目の当たりにし、自ら体験しなければ見えてこないことがたくさんあるんだというふうに感じました。極論を言えば、便がよくても悪くてもこれしかない、そんな方の利用が多かったように思います。そこで伺います。高齢者が増加し生産年齢人口が減少していく当町では、地域互助の推進とともに循環バス運行は極めて大切な福祉施策であり、今後も継続していく必要性を強く感じるものですが、その点、町長のお考えを伺います。

町長 飯島町の公共交通ということでいいちゃんバスがあるわけがございます。この運営については、いろいろの方々からいろいろの角度から御意見をいただいております。いいちゃんバスの運行が福祉で始められておりますけれども、福祉の観点からも、細部に使われやすい状況であるのかどうか、これも考えなければならぬと思っております。そのためにもっとほかの方法があるのかということもしっかり考えなければならぬと思つ

ています。そういったことを多面的に考えながら方向性を決めていただくよう総務課のほうで研究していただいております。

折山議員

循環バスの利用者が少なくて廃止っていうことも視野に入れられているお言葉かと思いますが、その場合にはきちっとした代替措置、これが伴うべきだということを申し上げて、質問事項3「未来への事業（トレーラーハウス活用のワーケーション）の投資効果の展望は」これについて伺います。

3-1、大金を投じるワーケーション用トレーラーハウス設置事業の投資効果の見通しを問う。この質問は、過日の議会でトレーラーハウスの購入と下水道つなぎ込みなどの関連予算を議決した後に、多くの町民からありや何だと聞かれたことから掲げた項目であります。私自身、補正予算に賛成したことから、本来、私自身の口から明確に説明しなければならなかったんですが、取りあえず、コロナ終息後の活力あるまちづくりのために行う先行投資で、激務に疲れた企業戦士が、つかの間、自然の中で遊び、体験し、在宅ワークをする場などであり、こうした従業員を抱える企業と連携し、そこに都市との交流を生み出し、町の活力へと踏み込んでいく、そういった構想の下に行う事業だという説明まではしたんですが、そこから先の具体的な中身に踏み込んだ説明ができませんでした。しかしながら、昨日の同僚議員に対する答弁の中で、これは町の最重点の政策であり、水力・木質バイオマスエネルギー活用、アグリノベーション2030、ワーケーションなどを循環的にリンクさせる政策だとの説明で、町長の頭の中にある壮大なまちづくりビジョンが私にもおぼろげながら全体像として見える部分がありました。答弁を伺いながら、正直すごいなあとも感じましたし、これは独創的で壮大な分、投資効果を期待するまでには時間もかかるんだろうなとも一方で感じました。これまで人口1万5,000人をはじめとする町長の意気込みや構想は伝わり、理解をしまいましたが、目標に近づいている具体的な私の体感はまだ少ないように感じるところでございます。それは、次から次へと新たな発想が広がり、その分、個別の夢や目標が薄まってしまい、進捗に対する体感度が、これは私のですが、低くなっているのかもしれない。また、このことは要所所で関連議案を議決してきた私にも当然責任のあるものでございます。ですから、そろそろ目に見えて一步近づいたなと町民の皆さんが思ってもらえるような成果が今求められているのではないか。そのためには、名称が先行するプロジェクトチーム、これや町民、民間、その力だけを頼りにするようなものではなくて、壮大な構想の一つ一つに専任スタッフ制を導入するなど、町はこれまで以上に本腰を入れてかかる必要があるのではないか、そのように思うのですが、町長のお考えを伺います。

町長

飯島町の基本的な将来設計の中でしっかりと柱を構築しなければならないというのは、私が町長になっての念願でございました。当初年は、いろいろの種をまかせていただきました。それぞれにそれぞれの名前をつけさせていただきました。今2期目を迎えて、それらのチャレンジしてきたことを線づけ、糸づけをして、それをずっと鵜飼いのように手繰り寄せてくる、今、段階だと思っております。飯島町営業部も立ち上げました。それぞれの方々が努力していただいて、5つの部会で新しい飯島の魅力を発掘していただきました。それがあって、それを受けて、観光戦略会議がそれをプログラム化

しよう。プログラムっていうのは、飯島町に訪れた方々が、そのメニューの、飯島町の観光メニューのプログラムで楽しんでいただくと、観光資源のない飯島町にとって自然が売り、そしてそこに住む人が売りと、こういうプログラムの中でそれに接していただく、こういうことにおいて地域の交流、都市との交流を行っていきたいということです。また、自然のエネルギーを自分たちの利益のために使おうよと、エネルギーの地産地消でございます。これが水力発電。また3～4年前から大手企業と折衝しまして、飯島町へぜひその事業を持ってきてほしいということも進めておりました。また、新しい農業、もうかる農業をしなきゃいけないというお話もさせていただきました。いろいろの課題、いろいろのお願いをしている中で、皆さん、今、それがぐっとまとまる方向に今来ているんです。当然この方向は4年前に描いておりました。しかし、それはなかなか言っても分からない。一つ一つ現場のことをつくりながら、それが気づいてみたら大きな形になっていると、こういうことだろうかと思います。遠くを見る者は黙して行かん、こういう形の中で、今、局所局所でお世話になってきたことが今1つにまとめられようとしております。これは、将来、10年後、リニア新時代を迎える、地方創生の中で地域間競争が激しくなる中で、飯島町が独特なまちづくりをする、そういった意味では、1つの1点では駄目だ、幅広いそういったお力をいただかなければ発信の力は弱いということでございます。環境循環ライフ構想、やっぱり、飯島流ワーケーションとか、環境循環ライフ構想とか、こういったネーミングは必要なんです。新聞に載るにしても、全国的に話をするにしても、ただのワーケーション、あるいはアグリワーケーションと言ったとしても、誰がつけても同じなんです。我々の場合には飯島流ワーケーション、これを農水省のほうに話ししております。また、アグリノベーション2030、やっぱり、これは何なんだと、こういう魅力を引くネーミングは必要なんです。これは、行政はビジネス感覚であるという、私が民間企業者から町長になった1つの特性でもあります。この特性は生かしていくことが押し上げていただいた町民に対する方法だというふうに思っております。いろいろの名前をつけるとおっしゃいましたけれども、やはりこれが必要なんです。それと、コロナ禍の中で大金を使わせていただきました。しかし、全国発信するにはある程度間口が必要なんです。今回の地方創生臨時交付金も使わせていただきました。しかし、これ、皆様方に御理解いただいて予算づけされております。ただ言葉だけで、文章だけで、政府あるいは農水省に話ししても、どこに金を使っているんだと、あんたたちの治政はどこなんだと、もちろん言われます。そのたびに、今回の臨時交付金を使わせていただきまして、まずこういうことをやりたいと思います。あのトレーラーハウス5台を並べる、ここは1つのランドマークです。今回の飯島流ワーケーションにおけるランドマークとなるところです。ここは、例えばメディアが来たときにも写真の撮れる場所になるわけです。インスタグラムが撮れる場所になるんです。そういうことも考えながら、いろいろの意味合いを持った事業。これから町民の皆様にもっと説明しなくてはならないと思っています。商工会の町政報告会、あるいは農業者のむら夢塾等にもお邪魔して、環境循環ライフ構想、飯島町の10年に向けた大きな事業の中、みんなに御協力いただくことをお話してまいりたいと思っています。これが、

折山議員 まとめて方向性をつけるのが私の任期中の仕事だと思っております。  
 大分時間を残してしまいましたけど、町長がもう少し熱く音楽村構想を語る時間って  
 いうものに随分配慮をした結果がこんなようなことになったわけです。これだけ最後に  
 申し上げたいと思うんですが、お互いに責任を持ってこの町をよくしていく立場の中で、  
 10年後か20年後に下平さんと折山さんが生きていて、どこかで顔を会わせたときに互  
 いによくやったなあと笑顔で振り返れるような今後の政策推進を求めまして、私の質問  
 を終わります。

議 長 ここで昼食のため休憩といたします。再開時刻は午後1時30分といたします。休憩。

休 憩 午前11時32分  
 再 開 午後 1時30分

議 長 会議を再開します。休憩前に引き続き一般質問を行います。  
 9番 浜田稔議員。

9番 浜田議員 それでは、通告順に質問を行います。  
 本日は2件の質問でありますけども、1件目はトレーラーハウス5台を並べる観光戦  
 略の中身についてのお尋ねであります。最初に、この質問の背景を説明いたします。本  
 定例会の初日に飯島町議会は議会基本条例の改正案を可決いたしました。この改正議会  
 基本条例の第13条は次のように記しています。「議会は、町長等が提案する政策、施策  
 及び事業について、その水準を高めるため、町長等に対して次に掲げる事項を明らかに  
 するよう求めます。」何かといいますと、「1 政策を必要とする根拠と代替案」——代  
 わりの案ですね「の検討等提案に至るまでの経緯、2 他の自治体の類似する政策等と  
 の比較検討、3 町民参加の実施の有無とその内容、4 総合計画及び関係法令、条例  
 等との整合性、5 政策の財源措置、6 将来にわたるコスト計算」こういった項目を  
 事業の採択に当たって議会はチェックするべきであるということが定められています。  
 しかしながら、町議会は事業費8,400万円余、その後の多分職員人件費等も加えれば恐  
 らくは1億円を超えるであろう事業に対して、この条例に基づく審議を尽くしたとは言  
 えない状況で可決に至ったわけであります。もちろんのことながら、慎重審議を妨げた  
 のは町側の唐突な提案と貧弱な説明資料だったということに原因があると考えています。  
 採決済みの事業ではありますけれども、条例の定めに従って、1億円規模の飯島流ワー  
 ケーションの事業の根拠をただし、町民への議会としての説明責任を果たそうとするの  
 が、この1番目の質問の趣旨であります。  
 それでは、質問の1-1に入ります。まず、この事業の中心を担うであろう観光戦略  
 会議の期ごとの人選の推移、それからトレーラーハウスを選定するに至った経過、それ  
 から先ほどの条例にも定めてありますように比較検討されたであろうほかの選択肢との  
 優劣比較の結果をお尋ねいたします。

町 長 お答えいたします。まず、観光戦略会議について説明いたします。観光戦略会議は、地域資源を生かし、観光基本計画を具体化し推進することを目的に設置されました。町長の委嘱により、有識者、各種産業や観光、交通関連等、多様な事業者、また年齢も広範囲に20名以内で構成され、1期2年で活動いただいている組織でございます。本年7月までを1期、8月からは持続性と新規性を考慮して人員を選定し、2期目のスタートを切っております。次に、活動の概要については、1期目では、町内観光候補地の現場検証などを行い、町の課題も捉えた中で、飯島町の観光の位置づけ等、活発な意見が出されました。一例を紹介しますと、農業と観光の組合せ、コテージと農地のセット、観光による関係人口を創出して角度を変えた移住・定住を促進する、これらを地域全体で取り組むことの必要性が出されました。さらには、地域の生活、文化や身近な自然を楽しんでいる地元の人々、それ自体が観光資源であるという、まさに地域の「光」を感じて「観る」という本来の観光理念を捉えた方向性も確認されました。1期目の任期終盤には、実際にお客様を招いて飯島町でのモニターツアーを実施して、現実的な課題も把握しました。また、ほかの観光要素をメニューにしたモニターツアーを計画しようとしたけれども、コロナ発生で研究を深めることはできませんでした。これを受け、2期目では、さらに多くの年間、四季を通じて滞在型のお客様に提供できる体験メニューづくりが重要な課題として引き継がれました。後ほど説明しますワーケーション事業の成否を左右する重要なポイントが、この体験メニューづくりであります。メニューの魅力の中に飯島町の独自性があり、しかも多くの町民が参画できることが必要となります。この体験メニューをしっかりと作り込むことが観光戦略会議2期目の目標の1つとなっています。次に、トレーラーハウスの選定につきまして説明いたします。農地つきトレーラーハウス5台を宿泊の拠点とする戦術は、飯島流ワーケーションの1つのツールであり、仕掛けの一部であり、本事業の象徴的な場所となるランドマークを形成するものであります。ですから、全国への発信に堪えられるある程度の物量感やステージの広さ、異空間性など、重要な要素となります。今回の根底となる飯島流ワーケーションとは、リニア新時代を迎え、将来の発展に向けた準備をする中で、今見えている幾つかの課題、すなわち地方の魅力が再認識される時代への対策、都市と農村の交流の推進、飯島町の新しい観光へのチャレンジ、移住・定住促進の新しいアプローチ、農業の新しい価値観の創出など、これらを同時に解決できる戦略としてワーケーションを考えています。このことにつきましては9月議会でも説明させていただきました。また、政府の第2次地方創生臨時交付金の案内を受け……

浜田議員 そこまで質問していません。

町 長 いろいろな説明しないと、幅の広い問題だと思っていますので。せっかく準備しましたので……

浜田議員 質問の範囲で答えてください。

町 長 質問の範囲だと思っています。

また、政府の第2次地方創生臨時交付金の案内を受け、その交付要綱にコロナ禍にあつて新しい生活様式の実践を推進する事業としてワーケーションが取り上げられていまし

た。これは、環境省、総務省、農水省が推奨しており、長野県も将来への布石と捉え、取り組もうとしています。ワーケーション事業の事業資金を100%交付金で賄うことができるのであれば、飯島町の将来に向けて懸案の課題を解決する千載一遇のチャンスであると捉え、ワーケーション事業推進を決定いたしました。ワーケーション事業決定のいきさつです。また、トレーラーハウス選定につきましては、既に飯島町が所有している2台のトレーラーハウスがお試し住宅として人気不衰という独自の魅力があることに着目したものであります。議員はトレーラーハウス5台を並べる観光戦略と単に申されましたが、本事業目的の多様性や効果の連鎖性から見て非常に狭い視点だけを切り取られた捉え方であり、本事業をイメージ的にミスリードする表現であると感じています。トレーラーハウス5台を並べただけで飯島町の魅力ある観光が全国的に発信できるとは毛頭考えておりません。トレーラーハウスのその他の利点等については担当課長から説明申し上げます。

浜田議員

必要ありません。

求めている質問にお答えにならずに違う説明をなさっているようでは一般質問の趣旨に反すると思います。まず、トレーラーハウスの言葉を切り取ったとおっしゃいますけれども、ランドマークとおっしゃったのではなかったんですか。ランドマークを私はわざわざ目立つようにしたはずなんですけど。もう一つ、答弁漏れがあります。他の方式と比較検討したのか。これについての答弁がありませんので、答弁をお願いいたします。

町長

他の方式との比較は、ほかのトレーラーハウスに代わるもので、課長に説明していただこうと思っていたものでございます。課長さん、お願いします。

地域創造課長

それではお答えを申し上げます。町長からも話がございましたけれども、まずトレーラーハウス、利点は人気があるということ、特別な感じがあるためだと思いますけれども、この特別感、あるいは非日常感というようなものは観光には必要な要素であろうというふうに思います。9月議会の折にも少し御説明を申し上げましたので重複は避けたいと思いますけれども、しゃれた外観、高級感のある内装、断熱性、標準装備品の充実度の高さはトレーラーハウスの特徴であるというふうに思います。これを同じレベルで空き家で提供しようとした場合、空き家の状態によるかとは思いますが、トレーラーハウスを購入するよりも高額な費用が見込まれるということが1つございます。それから、トレーラーハウスは移動できるということが強みでございますので、設置する場所が決定すれば、そこへ移動させて据え付けることができます。空き家は当然移動させることができません。飯島町に滞在をいただくということは、イコールすばらしい自然環境の中で過ごすということに相違ございませんけれども、そうは申しましても、やはり2つのアルプスが見える場所というのは間違いなく魅力的だというふうに思います。もし、あまり手を入れずに済む空き家があったとしても、それが必ずしもよいロケーションの場所、しかも農地の近くに立地しているというふうには限りません。いい所まで引っ張っていくというわけにはいきません。快適な居住環境というのは大切でございますので、おいでいただく方にはできるだけ飯島のよさを知っていただきたいというふうに思い、トレーラーハウスでお過ごしいただき、この地のよさを味わっていただくと

ということが意味のあることであるというふうに思います。

浜田議員

観光戦略会議が中心になっているという説明だったと思いますけども、昨日の久保島議員の一般質問に対して町長は、飯島流ワーケーションの構想は1期目の観光戦略会議からの申し送り事項に基づくものだというふうに答弁なさいました。1期目の観光戦略会議の申し送り事項というのは一体どのようなものだったのでしょうか。といいますのは、1期目の観光戦略会議の議事録がここにあります。(現物掲示)のり弁当ですがね。もう既に新しい食品事業が展開されているのかなと思わず思ってしまうわけですけども。ここに、これが最終日、前回の最後の会議、本年度の6月30日に開催されました。ここでは資料が1部出ていまして、これは、これまでの観光事業の棚卸という中身の資料が1部です。それ以外は、個々の人たちの様々な発言が出ていて、そこには申し送り事項といったような内容はございません。それどころか、冒頭の発言だけ御紹介しますと、今回の進め方について、データも提示されていないだけで、必要性、ニーズがあるなしだけで評価すべきではないと、こんなような評論がいきなりスタートから出てきたり、あるいはバーベキューをやって焼肉屋さんがそれを専門にするような取組が飯田市ではあるとか、それからインターネットにつながっていれば農業も違った形でできるけども、それとは逆にインターネットのないところで暮らしてはどうかとか、今回のワーケーションとは全く無縁の発言がずっと列記されていると、そういう話であります。だとすると、町長が昨日の答弁でお答えになった申し送り事項というのは一体実態は何なのか、これについてお尋ねしたいと思います。

町長

ワーケーションを行うということが申し送り事項ではありません。1つのアイデアとして、農地とコテージのセットとか、農地を主体にした観光とか、そういう課題の申し送りを受けて、これを解決するための方法として、今期、ワーケーションを取り入れることを決定したわけでございます。

浜田議員

少なくとも議事録にはそういう記述はないわけですから、申し送りというのは書類ですか、それとも何かの記録ですか。申し送りと言われるものの実態を説明していただきたいと思います。

町長

会議に出ていて、そういった方々の話の中にまとめがあると思います。正式の議事録の中に、そのときにそうした人がいたかどうか分かりませんが、そういった思いは、私はその中で受け継いでおるところでございます。いずれにしても農業は大事ですねと、こういう思いは大きな引継事項としてありました。

浜田議員

要するに発言のつまみ食いだったというふうにしか私には聞こえないんですが。どうしてかといいますと、ワーケーションという言葉は1回だけ出てきました。トレーラーハウスという言葉はゼロ回でした。それ以外のところは、今、農業というふうにおっしゃいましたけども、意外に発言の回数の中で多かったのは、飯島ではもっと発酵食品を中心にやったらどうだ、これは農業と離れた話ですね。それから、2つの道の駅に車上泊の人がいるから、こういう方々と接してはどうかとか、様々な文言があります。その中で町長のお気に入りのところだけを抜き取って、一般質問に対する答弁で飯島流ワーケーションの構想は第1回の観光戦略会議の申し送り事項だ、いかにも権威のある結論

であるかのように言うのは、これこそミスリードではないでしょうか。恐らく今の話で申し送り事項というのが単なる町長の思い込みだということは非常にはっきりしたというふうに思います。他の選択肢は検討しなかったのかということに関して言えば、古民家の改造は1,100万円以上かかると、こういうお話でした。それはそれで1つの計算なんでしょう。

それでは、1-2の観光戦略会議で新事業はどう立案されたかに移りたいと思います。これは、さっき冒頭に説明した議会の審査事項の中に当然含まれているわけですが、観光戦略会議で事業規模、所管組織、実施部署、収支計画などはどのように検討されたんでしょうか。お尋ねいたします。

町長 新事業の立案過程でございます。ワーケーション事業推進の決定過程は、先ほどの説明のとおりであります。前提に飯島町のリニア新時代に向けて懸案の課題が幾つか浮き彫りにされてきた時期と相まって、政府のタイムリーな支援と全国的なニーズの方向性が一致していることで事業決定いたしました。また、そもそも4年前に飯島町営業部を開設して自然部会、花部会、文化部会、食部会、アウトドア部会の5つの部会に町民120名ほどが参画いただき、飯島町の魅力資源を掘り起こし、磨き上げて、飯島町の売りを発信していこうと事業を進めてきたところでございます。各部会ごと、また町の有志にも協力いただき、各方面に少なからぬ実績や功績を残していただきました。そして、次なる課題は、これら発掘し磨かれた町の魅力をどのように発信し、これらの資源を目的にしたお客様をどのように集客してにぎわいをつくり、飯島町全域にもうかる仕掛けをつくるのが次の課題となってまいりました。観光戦略会議を設置し、その施策を検討していただき、幾つかの方向性と提案をいただいた中で、総合的に判断すると集客の有効な方法としてワーケーション事業が有力であると町が判断したところでございます。ここ数年は、拠点となる農地つきトレーラーハウスのある場所を中心に展開する農業塾や地域文化交流、地域自然交流を体験メニューとしたプログラムを試験的に実施しながら充実した魅力ある体験メニューをまとめて、本格的な稼働を目指してまいります。当初の集客拠点の整備や人員育成等は町が全面的に支援してまいりますが、自主運営につきましては、地区営農組合にも当初から実体験していただき、本格稼働に向けて準備していただきたいと思っております。事業当初は、試験的な運用機関としてある程度の事業規模を持たせるためにトレーラーハウス5台としております。

浜田議員 事業決定の経過を聞いているんです。

町長 所管は、地域創造課を中心に、関係部署が連携してまいります。収支計画は千人塚センターハウス建設と同様に、集客促進の仕掛けを町が投資し、民間企業がこれを利用しながら運営して利益を出していただきたいと思っております。ワーケーションの集客が増加すれば、町内全域にその恩恵があるものと考えています。農家民泊や町内の宿泊施設もお客様の要望により利用があるものと考えています。また、飯島体験ツアーメニューは、どこの宿泊施設でもセールスポイントとなると思っております。

浜田議員 論点をずらさないで質問にストレートに答えていただきたいと思っております。私の質問は、観光戦略会議で新事業はどのように立案されたのか、そのときに事業規模、所管組織、

実施部署、収支計画はどうなったのかということだったんですよ。今、観光戦略会議がどういうふうにしたかというお言葉は一言もなかったんです。どの会議でどのように決められたか、再度、その点だけ説明をお願いします。

町長

観光戦略会議でワーケーションをすとか、トレーラーハウスをすとか、そういう決定をいただいておりません。ワーケーションをトレーラーハウスを利用しながら行うというのは、町の決定でございます。しかし、その事業が成功するためには、先ほど申しましたとおりメニューづくりが一番大切で、そのメニューづくりに観光戦略会議の皆さんのお知恵を拝借したいと、こういうお願いをさせていただきました。今では、農業塾部門で50プログラム、文化交流体験、自然交流体験でそれぞれ50プログラム、合わせて150プログラムを、今年、第2期目の2年で作成していただく、これを飯島ツアー150選ということでブックにしていきたいと考えております。

浜田議員

観光戦略会議で決定したのではないというのは、今初めて聞きましたですね。ワーケーションのたびに観光戦略会議というのを枕言葉のように使われているので、当然そうなんだろうというふうに私は理解していましたが、どうも誤解だったようです。実は、観光戦略会議の議事録、2回目からのり弁当じゃなくなっただけで大変分かりやすくなったんですが、第2期の第1回目の会議が8月にありました。これはほとんど自己紹介に終始してしまっていて、具体的な議論には至っていなかったように思います。ただ、その冒頭に町長は観光戦略会議に対して飯島流ワーケーションの説明をなさったような記録になっています。第2回会議は既に議会議決が行われた後の10月に行われまして、ここで資料、ワーケーション事業についてというのがあります。それに対する観光戦略会議中の発言は様々でした。まず、トレーラーハウス5台を買うことが決まっているのかという質問が戦略会議のメンバーからありました。つまり、9月議会で議決されているんだけど、10月のこの会議まで伝わっていなかったんですね。そんなことであるんなら、あらかじめ会議の前に資料を配付してほしいと、こんなような議論があつて、その後、種々雑多な意見があります。ファンをつくる前にトレーラーハウスを買ってしまうような順序でいいのかとか、それから先ほど否定されましたけれども空き家や空きアパートをもっと活用してはどうかとか、それからプログラムは観光戦略会議でつくるのかと、そんな質問ですとか、それから今のそんな議論があつた挙句に、最後に会長がまとめたのはこういう言葉で結ばれています。今日は現状報告という形になりましたが、具体的な形が見えなくて申し訳ないんですが、次回以降またお話ししたいと、これが観光戦略会議の中で繰り広げられた議論であります。ですので、観光戦略に対しても、今、町長がいみじくもおっしゃったように、実は町の、もっと極端に言えば、この構想全体が町長の自作自演と言っては言い過ぎかもしれませんが、観光戦略会議の同意も得ていないような形で現在まで進められているというのが実態ではないでしょうか。それから、それを裏づけるものとして、昨日の久保島議員の質問への答弁の中で町長ははっきりこういうふうにおっしゃいました。営業部5部会が協力していただくことになりましたと。私も自然部会の部会員ですけれども、このような協力についてのお知らせも何も、いまだにありません。一体どこで飯島町営業部5部会がこのワーケーションの戦略

の下につくということが決まったんでしょうか。それほど自主的のない組織なんじゃないかな。昨日の答弁についての責任も含めて町長の見解をお尋ねいたします。

町長

先ほども申し上げましたとおり、ワーケーションとかトレーラーハウスを決定したのは戦略会議の中でではありません。戦略会議にお願いしたのは、昨年最後にプログラムメニューをつくっていただきましたけれども、一年間のプログラムメニューもつくらなければならないという志半ばで終わったわけでございます。今回のワーケーション事業の成否を握るポイントは、やはり飯島町のよさを発信するメニューにありますよということを、ワーケーションの説明の中でこういう形のワーケーションですと、ですから、この中でプログラムが必要だと、こういうお話をさせていただきました。初めての会議や初めてお集まりいただいた人の中には、いろいろの形で理解がまだまだ浅かったかと思えます。だんだんに、これは理解されていくもんだと思っています。最初から全部理解して出てスタートしていくと、みんな集まってきたわけですから、それぞれの思いもあります。しかし、この観光戦略会議はメニューづくり、これをつくるのが飯島町のワーケーションの1つの大事なことなんですと、こういうお話をさせていただきました。それで、今後はその部分で協力していただきたいというお話。さらに、飯島町営業部の皆さんにこの話をしていなかったといいますけれども、今までに実績があるんです。この部分の情報をいただきたいということで、ワーケーションに賛同してくれ、それで私たちがやりますということではなくて、この事業を成功させるためには今まで営業部の皆さんが苦勞してきた人、開発してきた人、場所、物、これについて情報提供をいただくことにおいて充実したメニューができると、こういうお話をさせていただきました。

浜田議員

ここは議会で、記録にも残ります。町民全体に対する行政の正確な報告の場であると思えます。昨日の町長の発言は、営業部5部会が協力していただくことになりました。明言されたわけですが、実態はありません。訂正していただきたいと思えます。

町長

訂正はいたしません。飯島町営業部が協力していただくことになりましたということは、情報を提供していただくということでございます。今まで培った情報を提供していただくことにおいて協力していただくという意味でございます。

浜田議員

そういう言い換えが通るんでしたら、町長の答弁の値打ちというのは下がる一方だと私は思いますよ。協力と情報提供とは全然違うじゃないですか。協力というのは、やはり手を動かして、戦略会議の方針に従って具体的に動くことじゃないですか。ただ情報を流せばいいんですか。そういう言葉の置き換えは信頼を失うもどかだと思います。つまり、先ほどから伺っている限り——もう一つ付け加えますと、農業法人の協力というふうに盛んにおっしゃいますけれども、恐らく想定しているであろう農業法人の幹部の方に聞きましたけれども、この話は一切聞いていないという答えを2度ほど聞いています。つまり、もう一回最初から言いますと、観光戦略会議はほとんどつなば棧敷に置かれていたと、その中で町長も出席されて多分先ほどのような弁舌で熱い思いを語られたんでしょう。けれども、戦略会議のメンバーは、必ずしもそれに賛同するような形でまとまった結論には至っていないと。それから、営業部についても、情報提供ですか、今日はっきり聞きましたけど、そういう話でも、勝手に解釈されているのかもしれないけれど

も、少なくとも営業部の中にそういった流れはできていない。農業法人についてもわかりだと思えます。少なくとも、これが全町民の協働を期待するのであれば、裸の王様にならないようなやり方で進められることを求めて、これ以上は無駄だと思えますので、質問1については……

町 長 議長。

浜田議員 終わります。

町 長 議長。

議 長 発言中ですので。

浜田議員 求めていませんので、質問ですから、質問のない答弁は要らないと思えます。

町 長 大きな誤解があります。

浜田議員 2番目に新型コロナの感染症の対策はどこまで進んだかを質問いたします。感染症の危険性をどう捉えているのか。それから町内への感染症波及のリスクをどう予測しているのか。ワクチンと予防手段の町内適用はいつ頃になると見通しているのか。この点についてお尋ねいたします。

総務課長 新型コロナウイルス感染症につきましては、持病のある方や高齢者の方が感染しますと重症化する危険があること、また、中には無症状の方もおり、普通に生活してしまうと感染が拡大するなど、非常に危険で厄介や病気と捉えております。また、上伊那地域の発生状況を見ましても、多くが陽性者との濃厚接触者が感染ということで、またその接触者も発症するなど、次から次へと感染が拡大している事例も報道されております。先ほど申し上げましたが、症状のない感染者が当町に訪れ、町内で感染が広がる危険性もあるわけで、感染リスクの予測、これはなかなか難しいわけですが、いつ当町から感染者が出てもおかしくない状況ではないかというふうに判断しております。したがって、大切なのは今自分たちのできることをきちんと実行していくこと、こういうことだと思っております。特に御高齢の方や持病をお持ちの方は御注意をいただきたいなあというふうに思っております。なお、ワクチンにつきましてはですが、先日、予防接種法の一部を改正する法律が可決されたという報道がありました。国は来年前半までに国民分のワクチンを確保する方針を示しましたが、これは安全性など心配な部分もまだまだあるというふうに思っております。また、予防接種の実施主体を市町村というようにしておるようですが、開始時期や接種の方法など、詳細はこれから示されるような段階でございますので、しっかりと注視してまいりたいというのが今のスタンスでございます。

浜田議員 これも盛りだくさんの質問を準備したんですけれども、時間も押してきましたので、ごく簡単に幾つかの質問をまとめてお尋ねしたいと思っております。お手元に資料をお配りしてあると思えますけれども、カラー刷りで裏表、4ページになります。できるだけ精度が高いと思われる情報を幾つか拾ってきました。ちょっと簡単に最初に説明しておきますけれども、1ページ目の「新型コロナとインフルエンザ」というのは、これはかなり驚くべきデータで、冬になるとインフルエンザが増えるわけです。ちょうど夏が、日本の夏は南半球の冬だったわけですから、そこで何が起こったのかっていうのを調べ

たデータなんです、一番上が南米、アルゼンチン、チリ、パラグアイ、ウルグアイ、毎年冬になると、このオレンジ色のカーブが毎週1,250人ぐらい発生するというのが今までの常だった。ところが、今年の初めにロックダウンが行われて以降、ほとんどインフルエンザの感染者はゼロになってしまったと。同じような結果が2番目のグラフになりますけども、これはオセアニア、オーストラリア、ニュージーランド等々、ここでも毎年、毎週1,000人以上の感染者が出ていたのが、同じくロックダウンと同時にほぼゼロになってしまったと。北半球はどうかということなんです、もちろん夏なんで正確なデータはないんですけども、実は、冬の割に、ケベック州がロックダウンを行ったという時期とほぼ符合する形でインフルエンザの感染者がゼロになってしまった、こういう結果であります。もちろん専門家も過去20年間聞いたことがないというのが、これはメイヨー・クリニックって、アメリカで多分第1級ですね、大統領や外国の元首もかかるような病院の方が驚いているというぐらいの状況です。この意味するところも正確には分かっていませんけども、恐らくはマスクや3密の回避といったことをやれば、実はインフルエンザは防げるのではないかと。逆の言い方をしますと、インフルエンザと違って、コロナウイルスはインフルエンザが収まる程度の対策では防ぐことができないような危険な蔓延症だということをこのグラフは示しているのではないかとこのように思います。ですので、日本の死者数が少ないからといって決して侮れないのではないかっていうのが1つ目です。それから、1枚おめくりいただきまして、これは幾つかのデータをつなぎ合わせましたけれども、一番上のグラフは、首都圏とそれ以外、首都圏といいますのは東京と3県、神奈川、埼玉、千葉、この3県の累積の死者数の推移です。この状況は極めて深刻だというふうに私は思っております。赤い部分が東京圏の死者、灰色の部分がそれ以外のところの死者ですけれども、コロナが発生して8月ぐらいまでは首都圏のほうが6割ぐらい、死者の6割ぐらいが首都圏に集中していました。ところが、10月以降はむしろ地方に死者数が増えている。しかも急増しているということで、東京から地方に非常に深刻な事態が拡大しているということでもあります。じゃあ、その地方の一部である長野県はどうかというのが、下のグラフに2つ示しておりますけども、これは皆さんもよく新聞等で御覧のように、発生からその後の感染者数の推移です。問題は、その下です。長野県のPCR検査数。これが、新規感染者の発生者に比べてはるかに遅れているということは、このグラフで一目瞭然だというふうに思います。そこで、改めてお尋ねしますが、このグラフを見ると、本来であれば長野県は、県外からの流入に対して、GoToキャンペーンとかに対して積極的に反対をすべきではなかったのか、飯島町も含めてですよ。それと同時に、長野県のPCR検査等の防護対策の遅れに対して飯島町は積極的にこの危険性を言うべきではなかったのか、それが町を守る行政の立場ではなかったのかといふに私はこのグラフを見て思うんですけれども、これに対する見解をお尋ねします。

町 長

ただいまのグラフは、説明されてもあまりよく分かりませんでした。それで、ただいまの見解は、浜田さんの独特な見解であろうかなあと。いろいろの見解を述べられて、政府も専門家がそれに従って事業を実施しているわけですから、長野県にも伊那保健所

にもそういう専門家の方がおられて分析しておるんだと思っています。それについて反対だという浜田さんの御意見もあろうかと思えます。しかし、我々は政府の指示に従ってやるほかありません。

浜田議員 政府の見解というふうにおっしゃいますけれども、分科会の見解は違いますよね。Go Toキャンペーンはやめるべきだということをおっしゃっているわけです。知事によっては反対されているところも相当数ありますよね。ですので、政府の見解、それから地方の見解、それぞれにあると思います。それから町も独自の見解を持って当然だというふうに思いますが、町長はそういうふうにはお考えにならないのでしょうか。

町長 政府も分科会の見解と違いますし、県もそれぞれいろいろの見解がある中で、どれが正しい見解なのかということとは分かりません。飯島町にそれを判断する専門的知識がないので、この伊那管轄の上伊那地方事務所、あるいは伊那保健所の中の専門家の指示に従うことが賢明だと思っております。

浜田議員 私はもっと事態は切迫していると思っています。さっき私ページ数間違えましたけれども、青いグラフのほうを御覧いただきたいと思えます。これは、町長がおっしゃるでしょうけれども、政府の見解ではありません。政府の見解ではなくて、出どころはグーグルの感染予測です。グーグルはアメリカの各州ごとの感染予測をずっと展開していき、先月からでしたかね、日本の各都道府県に対しても予測を始めました。その中の長野県に対する予測です。これはグーグル社が勝手にやっているかということなんですけれども、一応政府もヒアリングをしたことになってはいますが、その結果は公表されていません。ですので、これはあくまでも参考データです。ただし、計算方法やなにかについては全て公開されているので、結果との照合は可能ですし、いずれは評価が定まるものだと思います。目下のところ、これ以上予測について語っているデータはないので、これを御参考までに示したということですが、この予測の中には今年いっぱいまでの長野県内の患者がこうなるだろうという予測が示されています。上のグラフは日ごとの入院者数及び療養者数がどうなっていくかということなんですけれども、11月に入ってから急増していき、かなりのベッドの占有率を占めているということになっています。この予測によれば、これが年末まで続くであろうという予測です。それから、死者の予測も出ています。現在、長野県内では6人の方が亡くなっているわけなんですけれども、この恐ろしい予測によれば、今後3週間余りの間にさらに3人の方が亡くなるであろうと、そういう予測です。それから、感染者の累計も予測されていき、今の勢いが年末まで止まることはないだろうというふうに予測されています。この予測を信じるか信じないかは別にしまして、しかしながら、そうはいつでも政府が数字を出していない中では、それなりに着目すべき数字だと思いますけれども、これも御覧にならない、あるいは検討の対象になさらないのでしょうか。このことをお尋ねして質問を終わります。

町長 いろいろの方がいろいろの見解を申し上げておられます。どれが正しいかなんていう判断は、私にはできません。ですから、上伊那地方事務所、伊那保健所の方々の御指導が適切だと思っております。行政はやはりそういった方々の見解に頼ることも、飯島町長が独自の見解を出すなんていうことは誰が信じてくれるのでしょうか、そのように思っ

ています。

浜田議員 終わります。

議長 6番 好村拓洋議員。

6番 好村議員 それでは、非常に何か緊張した空気の中、ちょっと空気を変えて、換気したほうがいいんじゃないかなっていう感じですけども、最後の質問者ですので、通告順に一般質問を始めます。今回の質問は、第三者承継マッチング事業と、過去行った質問から、その後の経過について伺っていきたいと思います。

1番目、第三者承継者事業の考えについて伺っていきます。先月開催された全員協議会で報告がありました。その後、新聞報道もされましたが、説明のあった図によると地域おこし協力隊がメインになるような絵になっておりました。しかし、昨日、本多議員に対する答弁の中では地元の方が理想という御説明がありました。それ自体は公平性の面からもよかったと私は評価しております。誤解がないように、私も先に言うておきますけれども、誤解がない答弁をお願いしたいんですが、私はこれに賛成、評価しておりますので、そういった立場で質問していきます。この事業ですが、2017年6月に永続したまちづくりの考えについて町長へ質問をしました。廃業する事業者の方や意欲ある人材に長野県後継者バンクの取組や日本一創業しやすい県づくり事業で県が取り組んでいることを一般質問の中で紹介をさせていただきました。詳しくは紹介していませんけれども、そういったことを取り組んでいるのでやったらどうかっていうことを申し上げました。その後、先月の報告があるまで音沙汰がなかったのかなあというふうに思っております。協力隊制度も含め活用しながらやるということで、どのような検討がされ今回の発表になったのか、まず最初に伺いたいと思います。

町長 お答えいたします。町では、後継者支援として商工業の経営を継いだ方に申請により後継者支援助成金10万円を支給しています。御提案いただいた取組もありますけれども、町としても支援策を模索していました。親族承継や従業員承継が難しいとの声をお聞きし、事業者の皆さんに第三者への承継を視野に入れていただくことで事業承継を支援していきたいと考えております。地域おこし協力隊制度の活用は移住・定住の側面からも期待しているところでございます。

好村議員 町でも取り組むということなんですけれども、県の取組だったりとか県の窓口で、こういった町で新たにやっていきたいんだけどってというような相談とかはされたんでしょうか。その点を伺います。

産業振興課長 お答えいたします。先月、御説明を申し上げる前でございますけれども、県のほうにも御相談させていただいて取組を進めてきているところでございます。具体的には、やっぱりケースが出てきたところで、また県の皆さんや関係機関の皆さんとも具体的に連携をしながらやってまいりたいと考えているところでございます。

好村議員 一応、再度の確認になりますけれども、協力隊だけではなく、地元の方が声を上げてほしいという認識で間違いないでしょうか。そこだけ、もう一度、再度確認させてくだ

さい。

産業振興課長

継ぐ候補者の方、こちらにつきましては、今お話ありましたとおり、町民の方でもしやりたいという方がいらっしゃれば、それはすごくうれしいことだと思っております。協力隊につきましては、そのうちの1つの手法ということで考えているところでございます。

好村議員

確認できました。ありがとうございます。そういうことですので、ぜひ私もいろんな方に手を挙げていただいて取組が進むことを願っています。実際、これ、取り組むに当たっていろいろと心配になる点も出てくるわけですが、幾つかこの取組について伺っていきたいと思います。まず、この事業承継にかかる期間中は、承継する側の人、どういう扱いになるのでしょうか。例えば雇用なのかどうかという点です。例えば、地元の方であろうと、移住者、協力隊含むですけれども、承継にかかる期間の生活資金だったりとか、非常に重要になってくるかなと思います。ここであれなんですけど、M&Aみたいな企業買収とかでは早いのかなあと思うんですけれども、一般的には、事業承継には、私の調べたところでは5年～10年ぐらいは見ておいたほうがいいよというふうなことが独立行政法人中小企業基盤整備機構の事業承継ポータルサイトに載っておりました。最速で2か月という事例もあるんですけれども、それは地元の方が名乗り出て、顔見知りで創業者の思いを知っている知人の方の事例でした。その辺の承継にかかる期間の支援はどのように考えているのか、その点について伺います。

産業振興課長

今、議員おっしゃりますとおり、承継につきましては、そのケースによりまして個々対応がかなり求められるというふうに思っております。引き継ぎ方とか期間につきましても個々のケースによる部分はかなり大きいというふうに思っておりますので、これにつきましては、具体的なケースを捉えながら、その中で対応してまいるというふうに考えておりますが、例えば、引き継ぎたくて、その店舗さんに就職をしながら引き継いでいくということになれば、その店舗さんでの対応というような形になろうかと思っておりますので、そこもまたケースによりながら対応を考えていくといったところでございます。

好村議員

ケース・バイ・ケースという感じなのは理解できるんですけれども、例えば協力隊だった場合に、3年間は国からの交付金、総務省ですね、あると思うので、しばらく生活はできるとは思うんですけれども、私も生活していたので、ぎりぎりでしたけど。公平性の面、ある意味、一企業に協力隊を配置するような、そういった法律的な面とか、公正面についての検討はされましたでしょうか。お伺いします。

産業振興課長

今おっしゃられたところも本当に課題だと思っておりますが、後継者をマッチングしまして、確かに協力隊が入ったところは、協力隊の活動費なり報酬なり、それは協力隊の経費のほうで出るというようなことがございます。ただ、今回広く事業者の皆さんを募集させていただいておりますので、そういった意味では、そういった将来的に事業承継をお考えの方もぜひ今回応募いただきまして、そういった、何ていうんですかね、個別な対応ということではなく、広く募集をかけた中での平等性を持った中での対応をさせていただきたいというふうに思っておりますので、そこら辺は御理解いただきたいと思

います。

好村議員 ちょっと課題はあるということなんですけれども、前に進んでいただいていることは評価したいと思います。あと、端的にお聞きしますけれども、この事業、町の関わり方はどこまでを、今現在の状況で構いませんので、想定しているのでしょうか。事業承継の取引成立までのフォローまでか、例えば中小企業庁が行っている税制支援、金融支援、平成 25 年 5 月に成立した経営承継円滑化法における県知事の認定まで町がフォローしていくのか、その点について伺います。

産業振興課長 こちらにつきましては、ちょっと個々のケース、どこまでやればいいのかっていうのもあるかとも思いますけれども、できる限り事業承継がスムーズに成功できるような形で町としては支援していきたいというふうに考えております。

好村議員 できる限りの支援をやってあげてほしいなあというふうに個人的には思います。あと、もう一つなんですけれども、事業承継の、当然、事業者の方、引き継ぐ方、2者いると思うんですけれども、昨日の本多議員の質問の中では、協力隊であれば1年から1年半くらいかけてマッチングをして、その後やっていくということになるかと思うんですけれども、後継認定、これは誰がいつやるのかっていうのは、昨日の答弁だと3年なのかなと勝手に私は思っていますけれども、その点についての考えは今のところありますかでしょうか。

産業振興課長 協力隊の方につきましては、昨日も申し上げましたように1年から1年半くらいの中で後継候補になる事業主さんを見つけていただきたいというふうに考えて今のところしております。決定につきましては、当然、引き継ぐ側の事業主さんの考え方は当然大事になってまいりますので、そこら辺のところも加味しながら決定してまいりたいというふうに思っているところでございます。

好村議員 1-2の質問に移って行きたいと思います。この事業、これから検討ということで、プラットフォームづくりからだと思えますけれども、今までの検討経過の中で課題は何と考えているのか。これは、できたら町長に答弁を求めたいと思います。

町 長 事業承継は、飯島町だけでなく、日本社会における喫緊の課題です。中小企業や小規模事業者は、経営者の高齢化が進み、今後10年で70歳を超える経営者が245万人に達すると試算されています。事業者ごとに様々な事情があり、課題も多々あるものと考えております。スムーズな事業承継ができるよう関係機関と連携しながら取り組んでまいります。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。

産業振興課長 その前の質問でも課題を捉えてお話しさせていただいてきておりますけれども、資産や知的財産などをどのように引き継いでいくのかとか、店舗兼住宅の場合には店舗のみを引き継ぐことができるのかなど、具体的に言っていけば課題はたくさんあるかと思ひまして、そういうことも想定しているところでございます。これも、先ほど申し上げましたとおり、個々のケースによって違うものが出てくるだろうということで、そのときの対応が必要だろうというふうに思っているところでございます。地域おこし協力隊制度を活用した事業承継につきましても、任期の3年間の中でできるかっていうと、そういったケースのほうが少ないだろうというふうに思っております、それ以上に時間が

かかるものというふうに捉えております。そういった部分も含めまして、事業者回りを  
するマッチング期間を設けて、しっかり面接や相談を含めてしていく中で、両者にとっ  
てよりメリットの多い方法でマッチングできますように、長野県の事業承継ネットワ  
ークや商工会、それから金融機関などと連携させていただきまして取り組んでまいりたい  
と考えております。

好村議員 難しいケースも出てくるであろうという課長からの御答弁いただきましたけれども、  
そういった場合に、町長にお伺いしたんですけれども、その期間に間に合わなかった場  
合、何か支援を考えていただく余地はあるのでしょうか。その点、伺います。

町 長 いろいろ仮定の問題を心配したら大変なんですけども、できるだけ、これはお見合い  
ですからね。やっぱり心情的なもの、あるいは法的なもの、いろいろなものがかみ合わ  
さると思います。それぞれ、ケース・バイ・ケース、いろいろと問題点が浮上してくる  
かと思えます。期間内にできるだけ解決できるような形を取っていきたいと思えます。  
いろいろのことが生じたら、そのときにまた考えていきたいと思っています。

好村議員 いろいろな課題がある中で、そのときに考えるということで、あれなんですけれども、  
課長の答弁にもありましたけど、私なりに調べた中で、ポイント、3つあるのかなあと  
思います。先ほど課長も言っていましたけど、取引先、製造技術などの引継条件をどう  
するのか。あと金額、事業承継のときの、譲るときの金額、つまり事業価値の公平性の  
担保をどうするのか。3つ目は、今、町長おっしゃられた権利関係の問題もあろうかと  
思います。理由は、当たり前ですけれども権利関係の利害者が複数人に及んでいること  
です。現在事業をやられている方、起業や後継者になりたい方の2者、その2人だけの  
話だったらそんなに問題は起こらないのかなあと考えておりますけれども、事業の譲渡  
となると、先ほど技術や著作権、知的財産の話も出ましたけれども、推定相続人の同意  
まで必要なのかなあと、私は、これ、思っております。心配し過ぎだよってという部分も  
あるかと思えますけれども、これ、町が発表して取り組んでいく事業なんです。心配  
し過ぎて困ることはないかなあと思えますので、ここまで踏み込んで町がしっかりと仲  
介、マッチングしないと実現できないかなあとというふうに思っております。これらの取  
りまとめといいますか、マッチングに対して、町長の今の、私が申し上げたところも含  
めて何かお考えがあれば、それはもうお互い当事者の話だつていうのか、それともそう  
ならないように対策を打っていくとか、そういったところの今のところの考えをお伺い  
したいと思います。

町 長 いろいろの問題が最終的に残る可能性があります。その問題について、やっぱり対処  
していくということだと思います。そういったことが問題に最終的になるのかというこ  
とは、ちょっと分かりません、今。今後いろいろの場合を想定する中で、産業振興課の  
窓口において専門的に考えていただきたいなというふうに思っております。

好村議員 この問題、すごい非常に、絶対にやらなきゃいけない事業なんですけれども非常に難  
しい事業でもありますので、町の責任にならないように言ったら変なんですけども、  
しっかりとそこはいろんなパターンを研究していただきたいと思えます。その取組を求  
めて、2番目の質問に行きます。

空き家対策と観光、ワーケーションの結びつけはという質問です。

2-1、本年9月議会で空き家対策の一般質問を行いました。その中で昨年度の成約は29件あったということで、大変高く評価しております。そのときに高知県の梶原町の取組を紹介し、その中で、町長答弁では、実質持ち出しゼロ、町の持ち出しはゼロだっというのは気に入ったと、勉強していかなければいけないねという前向きな答弁がいただけたのかなと私は思っております。空き家対策と観光、9月に質問したときは、一体的に私は取り組むべきだと申し上げたんですけれども、現段階で空き家問題と新たに出てきたワーケーションを結びつける町長のお考えを伺います。

町長

ここ数年、町の空き家対策が進み、賃貸や売り物件が増え、空き家の需要も高まっていると感じております。近年の空き家の成約件数の伸びは、共に空き家対策に取り組んでいただいている伊南不動産組合の皆様のお力も大きいことと思っております。心より感謝しているところでございます。ワーケーション事業は、トレーラーハウスを拠点に企業を主にターゲットとして町なかから離れたモデル地区でスタートしますけれども、事業が走り出すころにはワクチン等の開発も今より進んでいることが期待され、家族や個人を対象として町内全域での事業展開もできるのではないかと考えています。当然、空き家での事業提供にも取り組んでいく時期が来るのかと思っております。空き家対策には補助金を含めた町のサポート体制を充実していく必要がありますので、国の補助事業などを活用した取組も検討していきたいと考えております。細部につきましては担当課長より説明申し上げます。

地域創造課長

9月議会で好村議員から御教授をいただきました高知県梶原町の事業につきまして、あの後、先方の担当者に電話で状況をお聞きしました。梶原町の事業に充てられております補助金は、国の空き家対策総合支援事業という補助率50%のものと、高知県によります住宅耐震化促進事業補助金の交付要綱の中で南海トラフ地震に備えて県内の市町村が行う耐震対策となる各種の事業に対しまして県が空き家活用費補助事業というのを提供しているということで、その25%の補助率を組み合わせ提供をされているということをお聞きしました。それで梶原町の負担は事業費の4分の1ということになるんだそうですけれども、長野県には住宅耐震化促進事業補助金はあるんです。あるんですが、この中に空き家活用に使えそうなメニューがないということで、町でこの事業を使って実施をしようと思いますと国の補助のみの50%というのが補助事業の現状ということになっております。これにつきましては、過日、県に対しましてアクションを起こして、建設事務所から様子の聞き取りもいただきました。制度を創設していただくということになりますといろいろなハードルがあると思っておりますので、引き続き要望、お願いをしていきたいというふうに思っております。

好村議員

早速いろいろ問い合わせさせていただいたみたいで、調べてもいただいてありがとうございますという感じなんですけれども、梶原町の取組、私、賃貸料1軒当たり1万5,000円っていうお話もさせていただきました。そのときの私から申し上げたやつは、不動産組合の賃貸の今アパート経営されている方とか、そういったところに迷惑かかっていけないですし、その点、逆に1万5,000円で同じように貸すのであれば、県の25%、高

知県はそうなんですけれども、逆にこちら辺のアパートとか賃貸の賃料とほぼ同額で一軒家、田舎暮らし、スローライフ、町長の言う熟成ですかね、そういった生活ができるのであれば、別に3万円でも私はいいと思うんですけれども、今の答弁の感じでいうと県が補助をやるまではやらないということの認識でよろしいのでしょうか。

地域創造課長

断定的にやらないということではないと思います。いろいろなことを研究して、よりよい空き家対策を打ってまいりたいというふうに思います。

好村議員

この空き家対策もなんですけれども、本当に頑張ってくれています。ただ、空き家が、前回の話ですと181件空き家があって、4割が賃貸または利活用されたいという意向がある中で、進めば進むほど、これ、下水道のつなぎ込み率と一緒に、もう厳しくなってくるんですよ、空き家の対策。どうしても、やっぱり多少改修すれば住める空き家と、だんだん難しくなってくる空き家のほうがやっぱり利活用に行かないと思いますので、何かしらやっぱり取組は、私は必要だと思います。町長も、ワーケーションの話もそうなんですけれども、昨日の答弁、非常に雄弁に語っていただきました。新しい生活様式で間口を広げる取組だと。農水省でしたっけ、事務次官かなにかとお会いして、モデルケースだと。であるならば、間口を広げるのであれば、これの出口戦略といいますか、この場合は最終的にいずれ定住していただくことになろうかと思えますけれども、その取組も同時に進めなければ意味がないとまでは言いませんけれども、ワーケーションはかなりの巨費を投じてやる事業になりますので、非常にもったいない。間口を広げるけど対策は現状維持だということは、私はもったいないなあとというふうに思うんですけれども、町長の考えはいかがでしょうか。

町長

ワーケーション事業における空き家の活用につきましては、滞在施設とするだけではなく、交流人口から生まれる二地域居住や移住者のための住宅としても活用していきたいと考えております。当面の取組としては、現在、町が把握している空き家178件をさらに調査し、改修して利用できる物件と取り壊して跡地利用ができる物件に分け、リスト化して情報提供できるよう整備してまいります。ワーケーション事業は、スタートして、今、好村議員がいろいろの御期待をいただいていることに感謝を申し上げます。いろいろの効果が波及してくるものだと思っております。やはり飯島町に人の交流があること、そして、その中で空き家を発見し、そこに住む、やっぱりこれは時間がかかる話です。ワーケーションも人がどんどんどんどん来るようになるには、やはり時間がかかります。しかし、そういう状況で人が移るようになったときには、空き家というのは、十分、それは大きなツールになってくるのかなというふうに思っております。以上です。

好村議員

ワーケーションが悪いと言っているわけではないので、今の町長の認識でいいんですけれども、ワーケーションも時間がかかると、空き家対策も今からやらないと、私は、間に合わないというか、タイミングを逸すると思うんですよ。その点についてしっかり取り組んでいただきたいなと思っております。

次の最後の質問にもう行ってしまいますけれども、2-2です。町広報、未来飛行でワーケーションに絡め期待できる効果として空き家の減少をうたっています。これ、8番目にうたっているんですかね。最初がたしか、サテライトオフィスだの何だのいろいろ

る載っておりますけれども、ワーケーション事業で新たな産業の創出、その8番目に空き家の減少が載っております。この11月の未来飛行ですけれども、文字だけの説明で、私にはちょっと響かなかったところです。言葉は悪いですけれども、個人的に未来飛行の1ページは非常に残念でした。イメージ写真と文字だらけで、一瞬呪文のように見えて、あれで分かる方がいるのかなあとというふうな心配も受けました。もっと大々的に取組の体系図みたいなのも欲しかったかなあと個人的には思います。その中で、ワーケーションから空き家につなぐための取組としてプロジェクトチームのような考え、そういったことを私は提案したいと思うんですけれども、それについて町長の考えはいかがでしょうか。

町長 幾つもある空き家を改修して受入れ体制を取っていくというのは、やはりこれは需要と供給のバランスの中でスピード感が出てくるものだと思っております。そのようなことが必要になったときを捉えてプロジェクトチームも必要かなというふうに想定できます。

好村議員 需要と供給のバランスを見て必要があればということだったんですけれども、ちょっと先ほどの質問の中に戻ってしまう部分もあるかと思うんですけれども、需要が、じゃあ、あるってなった場合には、長野県が補助しない25%がなくても、家賃でうまく実質ゼロになるように、それでも今民間アパートを経営されている方の事業の邪魔にはならない値段になると思いますので、すぐ取り組んでいただけるっていうことでよろしいでしょうか。

町長 そのときの状況によって判断したいと思います。

好村議員 状況等、検討がやっぱり多いのかなあと、両方、今回の質問2つ、難しい問題も含んでいるのでケース・バイ・ケースだったり状況を見てっていうこともあるかと思うんですけれども。基本的に、町長のキャッチフレーズですかね、いろんなキャッチフレーズありますけれども、それ自体は、私はすごいことだなあと思っています。ただし、やっぱり一つ一つの事業、目標の可視化といいますか、じゃあ、どこがゴールといいますか、ベスト、ベター、それとも最悪なケース、そういったことをやっぱりしっかり想定して、行政ですので、石橋たたいてじゃないですけれども、そういったことを今後もう一度、再度検討して、頭の片隅に入れていただいて取り組んでいただきたいということを求めて、質問を終わります。

議長 以上で本日の日程は終了しました。これをもって散会とします。御苦労さまでした。

散会 午後2時52分

令和2年12月飯島町議会定例会議事日程（第4号）

令和2年12月15日 午前9時10分 開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第1 諸般の報告

日程第2 第8号議案 令和2年度飯島町一般会計補正予算（第8号）

日程第3 第9号議案 令和2年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

日程第4 第10号議案 令和2年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）

日程第5 第11号議案 令和2年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第4号）

日程第6 第12号議案 令和2年度飯島町下水道事業会計補正予算（第3号）

日程第7 請願・陳情等の処理について

日程第8 議会閉会中の委員会継続調査について

令和2年12月飯島町議会定例会議事日程（追加日程第1号）

令和2年12月15日

追加日程第1 発議第17号 「安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書」の提出について

追加日程第2 発議第18号 「すべての医療機関・介護事業所への緊急財政支援を求める意見書」の提出について

追加日程第3 発議第19号 「国土強靱化対策の推進を求める意見書」の提出について

1 町長挨拶

1 閉会宣言

○出席議員（12名）

1番	滝本登喜子	2番	三浦寿美子
3番	久保島 巖	4番	中村 明美
5番	橋場みどり	6番	好村 拓洋
7番	折山 誠	8番	坂本 紀子
9番	浜田 稔	10番	本多 昇
11番	竹沢 秀幸	12番	堀内 克美

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者																		
<p>飯島町長 下平 洋一</p>	<table border="0"> <tr> <td>副 町 長</td> <td>宮下 寛</td> </tr> <tr> <td>総 務 課 長</td> <td>久保田浩克</td> </tr> <tr> <td>企画政策課長</td> <td>堀越 康寛</td> </tr> <tr> <td>住民税務課長</td> <td>大島 朋子</td> </tr> <tr> <td>健康福祉課長</td> <td>藤木真由美</td> </tr> <tr> <td>産業振興課長</td> <td>座光寺満輝</td> </tr> <tr> <td>建設水道課長</td> <td>那須野一郎</td> </tr> <tr> <td>地域創造課長</td> <td>松澤 京子</td> </tr> <tr> <td>会計管理者</td> <td>松村 和夫</td> </tr> </table>	副 町 長	宮下 寛	総 務 課 長	久保田浩克	企画政策課長	堀越 康寛	住民税務課長	大島 朋子	健康福祉課長	藤木真由美	産業振興課長	座光寺満輝	建設水道課長	那須野一郎	地域創造課長	松澤 京子	会計管理者	松村 和夫
副 町 長	宮下 寛																		
総 務 課 長	久保田浩克																		
企画政策課長	堀越 康寛																		
住民税務課長	大島 朋子																		
健康福祉課長	藤木真由美																		
産業振興課長	座光寺満輝																		
建設水道課長	那須野一郎																		
地域創造課長	松澤 京子																		
会計管理者	松村 和夫																		
<p>飯島町教育委員会 教育長 澤井 淳</p>	<p>教 育 次 長 片桐 雅之</p>																		

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	林 潤
議会事務局書記	吉澤 知子

## 本会議再開

開 議	令和2年12月15日 午前9時10分
議 長	<p>おはようございます。町当局並びに議員各位には、大変御苦労さまです。</p> <p>本日をもって今定例会も最終日となりましたが、会期中はそれぞれ本会議をはじめ各委員会において付託案件につきまして大変御熱心な審査に当たられ、感謝を申し上げます。</p> <p>去る12月3日の本会議において各委員会へ付託しました補正予算案件5件、請願・陳情案件5件、また9月定例会において継続審査としました陳情案件1件について、所管の委員長よりお手元に配付のとおり委員会審査報告書並びに請願・陳情審査報告書が提出されております。各案件につきまして、議事運営の諸ルールにのっとり慎重に御審議の上、適切な議決をされるようお願いをいたします。</p> <p>それでは、これから本日の会議を開きます。</p> <p>本日の議事日程については、お手元に配付のとおりです。</p>
議 長	日程第1 諸般の報告はありません。
議 長	日程第2 第8号議案 令和2年度飯島町一般会計補正予算(第8号) 日程第3 第9号議案 令和2年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算(第4号) 日程第4 第10号議案 令和2年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号) 日程第5 第11号議案 令和2年度飯島町介護保険特別会計補正予算(第4号) 日程第6 第12号議案 令和2年度飯島町下水道事業会計補正予算(第3号)
予算特別委員長	<p>以上、第8号議案から第12号議案までの補正予算5議案を一括議題といたします。本案につきましては、予算特別委員会に審査を付託してありますので、委員長から一括してそれぞれの議案に対する審査報告を求めます。</p> <p>委員会の審査報告を申し上げます。</p> <p>去る12月3日の本会議において本委員会に付託された第8号議案 令和2年度飯島町一般会計補正予算(第8号)、第9号議案 令和2年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)、第10号議案 令和2年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)、第11号議案 令和2年度飯島町介護保険特別会計補正予算(第4号)、第12号議案 令和2年度飯島町下水道事業会計補正予算(第3号)については、12月9日に分科会を開き、説明員として関係所管職員の出席を求め、内容を慎重審議いたしました。12月11日には分科会の主査報告と質疑、また理事者の出席を求め総括質疑を行い、結果、お手元の報告書のとおり全て可決すべきものと決定しましたので報告いたします。</p> <p>なお、審査の過程において出された第8号議案の主な質疑について申し上げます。問</p>

い「くらし復興券は県の補助により財源組替えとなり一般財源を使わないこととなったが、使う予定であったものを有効にコロナ対策など他の使い道を考えているか。」答え「1次2次のまとめをしている最中であるが、3次もあると思うので今後考える。」、問い「成人式は当初の予定の8月が延期となり1月と決定したが、また延期となった。他市町村ではPCR検査の補助をして実施をするところがある。経過と考え方は。」答え「成人式実行委員会の要望で5月となり、それが難しければ8月に2年分をする予定であるが、基本的に実行委員会の意見を聴き行う。PCR検査の補助は、帰省の関係もあり他市町村の状況を把握しているところで、今後お示ししたい。」、問い「町内の店がコロナウイルス感染により休業した場合、見舞金の支給を提案するが、どうか。」答え「国の今後の補正を見て適切に行うが、町独自のものも検討したい。」、問い「医療・介護施設従事者のPCR検査補助を提案するが。」答え「次の国の補正を見て検討する。」、問い「小規模児童遊園地に遊具の設置補助があるが、一般の自治会の遊具も対象になるか。」答え「新設の場合の補助は2分の1で上限20万円であるが、修理などは対象外である。」、問い「高齢者施設や医療施設の利用者だけでなく、事業者にも補助が必要になると思うが、どうか。」答え「その状況になったときに検討する。」。質疑は以上です。

討論ですが、第8号議案の討論です。「就学援助費給付は年2回であったのを随時にと改善したことを評価し、賛成とする。」9号議案から第12号議案の討論はありませんでした。

以上です。

議長 これから委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑はありませんか。――ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。滝本委員長、自席へお戻りください。以上で補正予算関係5議案に関わる委員長報告及びこれに対する質疑を終わります。これから議案ごとに討論、採決をいたします。

初めに第8号議案 令和2年度飯島町一般会計補正予算（第8号）に対する討論を行います。

初めに反対討論はありませんか。

(なしの声)

議長 賛成討論はありませんか。

11番

竹沢議員

一般会計第8号補正予算の関係について賛成の立場で討論に参加したいと思えます。

総務費、事業コード1174元気なまちづくり事業の中で印刷製本費17万円、委託料30万円、補助金80万円の総額127万円の補正でございますけれども、これは過去に中止となりました飯島町のお陣屋まつり、またあんどん市に代わる新しい飯島町のイベントの費用でございます。町内の若者を中心に実行委員会を立ち上げ、来る3月27日にプレイベントを開催する費用、予算等でありまして、8月には本イベントが開催されることに

なっております。実行委員の皆さんは、子どもから大人まで大勢の町民の皆さんが参画するイベントとして企画、実行いたすものでございます。コロナ禍を払拭いたしまして、飯島町の後方支援はもとより、多くの町民の皆さんの参加による長続きするイベントとなることを心から期待申し上げ、本予算案に賛成いたします。

議長 ほかにも討論はありませんか。

2番

三浦議員 それでは賛成の立場で討論をいたします。

就学援助金の申請を通年できるようにしたことについて、コロナ禍の迅速な対応として評価をするものです。

住民の暮らしに目を向けた対応が、今、求められていると思います。住民生活や営業、収益の減少と感染防止に取り組んでいる医療機関や介護・福祉施設の実情、特に感染防止のために日々生活を制限せざるを得ない従事者の皆さんには、感謝の気持ちでいっぱいです。

町の施策の重点は、日々不安を抱えて暮らしている住民、事業者が大きなダメージなくコロナ禍を乗り切ることができるよう支援することだと思います。何よりも優先し迅速できめの細かい対応を求めて賛成とするものです。

議長 ほかにも討論はありませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから第8号議案 令和2年度飯島町一般会計補正予算(第8号)を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。したがって、第8号議案は原案のとおり可決されました。

次に第9号議案 令和2年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから第9号議案 令和2年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。したがって、第9号議案は原案のとおり可決されました。

次に第10号議案 令和2年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)に対する討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから第10号議案 令和2年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。したがって、第10号議案は原案のとおり可決されました。

次に第11号議案 令和2年度飯島町介護保険特別会計補正予算(第4号)に対する討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから第11号議案 令和2年度飯島町介護保険特別会計補正予算(第4号)を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。したがって、第11号議案は原案のとおり可決されました。

次に第12号議案 令和2年度飯島町下水道事業会計補正予算(第3号)に対する討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから第12号議案 令和2年度飯島町下水道事業会計補正予算(第3号)を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。したがって、第12号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第7 請願・陳情等の処理についてを議題とします。

去る12月3日の本会議におきまして各常任委員会へ審査を付託しました案件5件、また9月定例会におきまして継続審査となりました案件1件について、お手元に配付のとおり各委員長から請願・陳情審査報告書が提出されております。

各請願、陳情等の審議については、一括して委員長より委員会審査報告を求め、これに対する一括質疑の後、案件ごとに討論、採決を行います。

これから委員長報告を求めます。橋場総務産業委員長。

総務産業委員長 総務産業委員会から陳情審査について御報告いたします。

本会議初日12月3日、総務産業委員会に付託されました陳情、一般社団法人長野建築士事務所協会、会長 土屋長命氏、同上伊那支部長 宮下治氏から提出されました2陳情第13号 最低制限価格の設定に関する陳情書、2陳情第14号 国土交通省告示第98

号の履行に関する陳情書、2陳情第15号 耐震診断・耐震改修に関する陳情書を、12月9日午後1時30分より委員会を開催し、慎重審議の結果、お手元の報告書のとおり採択すべきものと決定いたしました。

参考人には宮下治氏を招致し、一括で説明を受け、質疑を行いました。審査で出された主な質疑には、問い「最低価格制限導入は、規模の小さいところではやっていない。宮田村、高森町は確認しているが、伊那谷の現状はどうか。」答え「把握はしていないが、駒ヶ根市、伊那市には制度がある。飯島町にはない。」、問い「大手企業には社内の設計士を抱えるようになってきている。その人たちも協会に入っているのか。」答え「入っている人もいる。日当が少ないので事務所開設者が少なくなっているし、成り手がいない。」、問い「毎回資料配布のみだったが、今回陳情となった趣旨は何か。」答え「協会の活動不足で、やることは増え、報酬が減っており、制度が変わったことへの周知がされなかった。」、問い「総事業費の何%の算定と標準時間の算定では、どちらにメリットがあるか。」答え「実態が違うが、時間どおりであれば報酬は増える。ゼネコンは、この計算になると中の設計士は一般労働者と同じだ。携われる人が少なくなっている。」、問い「魅力ある仕事でなくなっているということか。」答え「そのとおりだ。」、問い「県、市町村と下に来れば歩切りがあるのか。」答え「ケースによってある。住宅は、今、規格品が多く、創造者という魅力が少なく、地域らしさを発揮できなくなっている。」、問い「建築士と公務員は月10万円ぐらい差があり、賃金が低い。高くなれば成り手は増えるのか。」答え「そのとおりだ。競争も激しくなるが、個性のあるまちづくりができ、よい傾向になる。SDGsの取組も必要になる。後戻りのないようになんげ改善していきたい。」

2陳情第13号 最低制限価格の設定に関する陳情書の討論では、反対討論はございませんでした。賛成討論では、「最低制限が町にはないので、あったほうがよい。基準の中で行われたほうがよいので賛成。」「設計は地域の形そのものを決める文化的営みであると感じた。設計は文化的なこと。地域、環境など一切のことにリーダーシップを取ってほしいということに賛成。」

次に2陳情第14号 国土交通省告示第98号の履行に関する陳情書の討論では、反対討論はございませんでした。賛成討論では、「長期的には、信頼できるものを設計してもらうことが後々のためである。大きい都市には公契約条例があるが、そこまで町が行かなくても、この方向に向かっていくことが大事で、賛成。」「後継者が育ち、地域のアイデンティティーを持った建物ができるようなことが望ましいので賛成。」

次に2陳情第15号 耐震診断・耐震改修に関する陳情書の討論では、反対討論はございませんでした。賛成討論では、「耐震診断・改修は早期になされるべきで、必要である。東日本大震災などで法改正された。底上げされた基準に基づくことは必要。」という討論がなされました。

以上の経過によりまして、お手元の報告書のとおり採択すべきものと決定いたしましたので御報告いたします。

議長

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。  
(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。橋場委員長、自席へお戻りください。次に社会文教委員長から報告を求めます。折山社会文教委員長。

社会文教委員長

社会文教委員会のほうへ付託になりました陳情案件2件について御報告を申し上げます。

去る12月9日に委員会を開催し、審査をいたしました。

まず、付託案件、2陳情第11号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情書について、参考人として長野県医療労働組合連合会の伊壺一輝氏に同席いただき審査を行いました。

お手元に配付のとおり不採択すべきものと決しました。

意見が分かれたので、経過について申し上げます。

参考人に対する質疑といたしまして、「身近に感じられる事例があれば紹介を。」ということで、答え「マスク不足で使い回し、不足資材の高騰などに苦労している事例が多い。」ということでした。問い「コロナ患者受入医療機関では、医師、看護師が一般病棟と感染病棟を掛け持つことができないと思われるが、そのような負担の実態は。」ということで、答えとして「公立では感染症の隔離病棟を保有しているところがあるが、一般病棟で受け入れる場合は病棟そのものを隔離病棟としなければならず、1室1人の病床となり、従来4人部屋5室の病院が受け入れる場合、入院病床数20床がいきなり5床となり、一般患者の治療遅延や受診控えによる外来患者数減少に伴う収入減、1床当たりの国の支援が低いことなどにより病院経営は圧迫されている。患者に対する周知、広報などの手間も増え、クレームの増につながり苦慮している。」こういった実態が浮き彫りになりました。問い「今回の陳情は、記の1から4までのコロナに関わる医療・介護・福祉・保健行政にのしかかっている喫緊の対処が必要な課題と、5に掲げた社会保障に関わる国民負担の軽減は、社会保障財源確保など、国民間でさえ議論が2分している課題を同一陳情に掲げた理由は何か。」これに対しましては「今回8団体の連名ということで、分野が広がった感はある。しかし、現場で見ている限り、賃金が上がらない、物価が上昇し生活が困難な町民がいる中で、窓口負担困難者であっても必要な医療、介護、福祉などは提供されなければならないという強い思いがあったもの。」という答えでございました。

討論。反対討論が「項目1～4は国に大きな財政出動を求めるもの。一方、項目5は負担軽減を求めるもの。どちらも財源は国民の税金である。今は、痛みを分かち合い、弱者を助け合うということが求められている。その中で負担軽減のみを求めるこの陳情に賛同できない。」。もう一つ反対討論。「今、医療体制を改善しようとするこの陳情は、時間的に間に合わない。この状況はいつまでも続くわけではない。人口の減少で公立病院の統廃合がやむを得ない時期に来ている。今、コロナ禍の現状をもって医療体制の拡充を求めることは難しいと考える。負担軽減については、財源の確保にまで言及するなら現実味を帯びるが、自分が負担するのは嫌で国に求めるのは納得できない。8団体合同の陳情に無理がある。団体ごと一本一本の陳情であるべきでは。」ということでした。

賛成討論。「医療等関係者の犠牲の上に成り立っている今日の現状、具合が悪く受診したくとも窓口負担ができず受診を控えていた結果、手後れで亡くなっている人がいる事例を考えると、現場の皆さんの多くの患者を救いたいという気持ちが理解でき、賛同をする。」こういった内容でございました。

続きまして、2陳情第12号 国に対して「すべての医療機関・介護事業所への緊急財政支援を求める意見書」の提出を求める陳情書について。

参考人として上伊那社会保障推進協議会事務局長 唐澤一夫氏に同席をいただき審査をした結果は、お手元に配付のとおり不採択すべきものと決しました。

これも意見が分かれたので申し上げますと、質疑「国会で緊急財政支援の方向性が出されたと聞いているが、内容は承知しているか。」答え「昨日以来の報道を通じて承知している内容は、医療機関等への直接支援ではなく、福祉機構への原資拠出の予算であり、融資の拡大支援だというふうに承知をしている。」。

これにつきまして動議が出まして、採決までの経過も併せて申し上げます。

趣旨採択を選択肢に加える動議が出されました。さらに、趣旨採択動議の理解を深めるために休憩を求める動議が出されました。

休憩を求める動議を全会一致で採択をいたしまして、休憩中に協議会を開催し、理解を深める中で再開をいたしました。再開後、趣旨採択を選択肢に加える動議につきましては否決をされました。

したがって、賛否の2択で討論を行いまして、賛成討論「身近な昭和伊南総合・伊那中央病院は、コロナ禍で患者が減少し、収入が減少し、厳しい環境下での経営を余儀なくされている。医療機関や介護福祉事業所を守っていくためには直接的な財政支援が必要であり、本陳情に賛成するもの。」。反対の討論はございませんでした。

以上です。

議長 これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。  
(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。折山社会文教委員長、自席へお戻りください。

議会運営委員長 次に議会運営委員長からの報告を求めます。浜田議会運営委員長。

議会運営委員長 それでは、9月定例会初日に議会運営委員会へ付託された飯島町四区連絡協議会の陳情、飯島町議会改革についての審査結果を報告いたします。

9月15日に参考人として代表提案者 野原七久保区長、上山飯島区長、土村田切区長、伊藤本郷区長、事務局の上原氏の5名に出席をいただき、趣旨説明と質疑の後、委員会審査を行いました。

まず陳情の要旨は、陳情書に記載のとおり、1 町議会の活性化、2 議員定数の10名への削減、3 削減の原資の範囲ではありますけれども25歳～55歳への議員の報酬増額の3点であります。

議会運営委員会の審査においては、議員定数と報酬に関して、議会機能そのものと町民の選挙権、被選挙権に関わる内容であり、9月議会中に結論を出すいとまがないため

に継続審査といたしました。その後、過去の経過や議会規則類の調査を踏まえて審査を行った結果、配付資料のとおり全員一致で趣旨採択すべきものとの結果になったものがあります。

まず、前回、平成17年選挙での定数削減に際しては、早くから議会の中で定数削減に関する様々な動きが続いた後、平成16年3月に小委員会が編成されて公式の検討が始まり、6月議会で16名から12名への削減を議決、さらに9か月の周知期間を経て翌年3月の選挙に至ったと、こういう1年以上にわたる経過を経たわけであります。

それから、もう一つ確認した面でありますけれども、手続面では、仮に審査を継続して前回同様の検討を進めたとしまして、来年3月の町議会改選をまたいで審査が引き継がれることはルール上ないということであります。

それからまた、議会基本条例では、議員定数と報酬に関して、町政、町の現状の課題、将来予測と展望、行財政改革の視点、さらに議員の果たすべき役割などを十分に考慮するように定めております。

こうしたことを念頭に討論を行った結果、陳情にある議会改革の趣旨は十分に理解できる、議員定数と報酬についても議会基本条例にのっとり町民の声を聴きながら検討を進めたい、一方、現議会で結論に至るのは困難であり、趣旨採択として改選後の議会に申し送りたいとの意見で全員が賛同する結果になりました。

以上、審査報告といたします。

議長 これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。  
(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。浜田委員長、自席へお戻りください。  
以上で請願、陳情等の処理に係る委員長報告及びこれに対する質疑を終わります。  
これから案件ごとに順次討論、採決を行います。

初めに2陳情第11号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情書について討論を行います。本陳情についての委員会審査報告は不採択ですので、初めに原案賛成討論を求めます。討論はありませんか。

2番

三浦議員 それでは、安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情に対して賛成の立場で討論をいたします。

この陳情は、8つの団体が共通の思いで一致をした内容が陳情として今項目で求められているというふうに思います。これは大変に重い内容ではないでしょうか。陳情内容については、私は賛同するものでありまして、本陳情採択をすべきということで賛成をいたします。

議長 次に原案に反対討論はありませんか。

7番

折山議員 それでは、ちょっと委員長っていう立場で、個人の討論できる機会はここの場しかないんで参加をさせていただきます。

項目の1から4までは、もう喫緊の課題で、まさしくそのとおりだなという理解が示

せるものですが、5番目に掲げました、やはり負担の軽減っていうのは、今日も今日ずっとその議論が、安定的な社会保障全般の中で、例えば健康保険組合が高齢者の医療負担分について値上げ値上げを繰り返したんですが、もう耐えられずに解散まで余儀なくされているという社会的な実態、若い人たちの負担増がかなり増えている中で、どうしたら安定的な社会保障制度ができるかというのは、今、国を挙げて議論しているさなかです。一元的な結論をここで要望すべきではないという判断の中で、全体としては不採択すべきものということ意見を意見として申し上げます。

議長  
9番  
浜田議員

次に賛成討論はありませんか。

この陳情に賛成の立場から討論いたします。

特に1番から4番までは非常に具体的な問題でございまして、今、様々な報道を見ても医療機関の負担の重さが、とりわけコロナ感染下の中で深刻な問題になっていることはどなたも否定できないことではないかと思えます。とりわけ長野県、上伊那が医療に対しては非常に後進的な地域であるということは、我々、特に強調する必要があると思っております。その中で、公立病院の統合などが一方的に行われることは、医療体制そのものの全体的な弱体化を招くのではないかというふうに思っています。したがって、地域の声としても、この点については殊さら強調していく必要がある項目だと思えます。そういった意味でこの陳情に賛成するものであります。

議長  
3番  
久保島議員

次に反対討論はありませんか。

コロナ禍において、このパニックを利用して医療体制の充実を図るということは非常に解せないというふうに思っています。コロナの対応については、今ここで医療体制を整えても、到底間に合うものではありません。違う方法があるはずでございまして。例えば行き来を止めるとか、例えばPCR検査を全適用するとか、何とかの方法があつて対応すべきもので、コロナ禍を利用して医療体制1～4について議論をしようということについては誠に不適切であるというふうに思ひまして、反対でございまして。

また、5については、折山議員のおっしゃるとおりでございまして、これについても反対するというので、この陳情については不採択が適当であるというふうに考えております。

議長

そのほかに討論はありませんか。

(なしの声)

議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから2陳情第11号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情書について採決します。

お諮りします。本陳情に対する委員長の報告は不採択です。ここで念のため申し上げます。委員長の報告は不採択であります。議事の整理上、本陳情の採択について採決を取ります。この採決は起立によって行います。本陳情は原案を採択することに賛成の方は御起立ください。

議長 [賛成者起立]  
 ありがとうございます。起立少数です。したがって、2陳情第11号は不採択とすることに決定しました。

次に2陳情第12号 国に対して「すべての医療機関・介護事業所への緊急財政支援を求める意見書」の提出を求める陳情書について討論を行います。本陳情についての委員会審査報告は不採択ですので、初めに原案に賛成討論を求めます。討論ありませんか。

7番 折山議員  
 やはり、ちょっと自分の意思を申し上げる機会を得させていただくために発言をさせていただきます。

本陳情に賛成する立場の討論を申し上げます。

もう御案内のとおり、医療機関がそれぞれ窮地に立っているというのは連日の報道で御承知のとおりであります。また、今日の信濃毎日新聞、長野県の医療でさえ逼迫をしてきていて、現在のほぼ倍のコロナの入院患者数になると、もう一般外来、一般入院者、この皆さんの医療、治療にまで影響を及ぼすということを専門家が忠告を始めております。

こうした中で、医療機関等への直接支援、これは、もう国民の多くが望んでいることだと思うわけであります。そのことを地方から声を上げていく、当然の陳情であり、賛成の討論といたします。

議長  
 4番 中村議員  
 次に原案に反対討論はありませんか。——ありませんか。

それでは、今陳情に反対の立場で討論を申し上げます。

去る国の閣議決定の中でもこの拡充が決まっております。また、報道の中では、総理も医療機関、介護事業所等々、医療機関へのそれぞれの状況に応じた給付内容等を言われておりました。既に国もこういう方向で対応をし始めているというふうに感じております。

それと、この陳情の中には「すべての医療機関」というふうにあるんですけども、「すべて」ということをちょっと私は考えてしまったんですけども、やはりそれぞれの影響を受けている医療・介護機関というところに支援をしていくということが必要であって、「すべて」という文言にちょっと違和感を持ったわけでございます。財源もどこまでもあるわけではありませぬので、借金をすれば、それだけまた将来の若者たちに負担をかけるわけでございます。国はやはり正しい判断でしていくということで、よって、「すべての医療機関」ということに私は疑問を感じ、不採択といたします。

議長  
 8番 坂本議員  
 次に原案に賛成討論はありませんか。

賛成の立場で討論いたします。

先ほど「すべて」ということに疑問を感じるとおっしゃいましたが、しかし、現状の状況では、公共的な病院、それから大きな病院のしわ寄せが、やはり大小の病院関係、開業医のほうにもコロナの影響はやってきております。患者の方々も、逆に言えば、大

きな病院に行くのはかかる可能性が高いということで小さな病院とか小さな開業医のほうに一般的な治療に行かれる方も多くなってきております。そういう現状を考えれば、この「すべて」ということは大事だと思いますので、この文言に対して、このように書いてある内容に賛成といたします。

議長 次に原案に反対討論はありませんか。  
(なしの声)

議長 2番  
そのほか討論はありませんか。

三浦議員 私は、国に対して「すべての医療機関・介護事業所への緊急財政支援を求める意見書」の提出を求める陳情書に対して賛成の立場で討論をしたいと思います。

特に、この内容については、直接の財政支援について、超党派の国会議員、また各種医療団体、知事会でも国に対して要請が出されているところです。我が飯島町議会としてもこの意見書を国に対して上げるべきと考え、賛成といたします。

議長 ほかに討論はありませんか。  
(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから2陳情第12号 国に対して「すべての医療機関・介護事業所への緊急財政支援を求める意見書」の提出を求める陳情書について採決します。

お諮りします。本陳情に対する委員長報告は不採択です。ここで念のため申し上げます。委員長報告は不採択であります。議事の整理上、本陳情の採択について採決を取ります。この採決は起立によって行います。本陳情は原案を採択することに賛成の方は御起立ください。

[賛成者起立]

議長 お座りください。起立多数です。したがって、2陳情第12号は採択とすることに決定しました。

次に2陳情第13号 最低制限価格の設定に関する陳情書について討論を行います。本陳情についての委員会審査報告は採択ですので、初めに原案に反対討論はありませんか。  
(なしの声)

議長 9番  
次に原案に賛成討論はありませんか。

浜田議員 この陳情に賛成の立場から討論いたします。

これまで建設業の皆様の陳情っていうのは、それなりに検討した経過があったと思いますがけれども、設計関係については今回が私にとっては初めてでございました。その中で、やはり設計士さんたちが、一方ではゼネコンの一部の中に、いってみればサラリーマン的に組み込まれ、孤立の事務所が非常に厳しくなっているという実情がつぶさに明らかになったと思っております。このことは、そういった業界全体が縮小していくということを意味するものでもありますし、それから、ある意味ではそれぞれの建物というのが町の姿そのものを決めていく大きな文化的な営みでもあるというふうに思います。

そういう業界は、やはりきちんとしたルールによって保護されるべきではないかというふうを考えまして、賛成とするものであります。

議長 ほかにも討論はありませんか。  
(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これから2陳情第13号 最低制限価格の設定に関する陳情書について採決します。  
お諮りします。本陳情に対する委員長の報告は採択です。本陳情を委員長報告のとおり採択とすることに御異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。したがって、2陳情第13号は採択することに決定しました。  
次に2陳情第14号 国土交通省告示第98号の履行に関する陳情書について討論を行います。本陳情についての委員会審査報告は採択ですので、初めに原案に反対討論はありませんか。  
(なしの声)

議長 次に原案に賛成討論はありませんか。  
(なしの声)

議長 ほかにも討論はありませんか。  
(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これから2陳情第14号 国土交通省告示第98号の履行に関する陳情書について採決します。  
お諮りします。本陳情に対する委員長の報告は採択です。本陳情を委員長報告のとおり採択とすることに御異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。したがって、2陳情第14号は採択することに決定しました。  
次に2陳情第15号 耐震診断・耐震改修に関する陳情書について討論を行います。本陳情についての委員会審査報告は採択ですので、初めに原案に反対討論はありませんか。  
(なしの声)

議長 原案に賛成討論はありませんか。

9番

浜田議員 この陳情に賛成する立場から討論いたします。  
これまで耐震診断は建物のサイズに応じた報酬ということで、ほとんど手弁当だったというふうに聞いております。それが今回は中身に応じて報酬が支払われるようになったということで、耐震診断は非常に大事なことでありますので、そういうことの作業に対して適正な対価が支払われるようになるということが重要だと思っておりますので、賛成といたします。

議長 ほかにも討論はありませんか。  
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これから2陳情第15号 耐震診断・耐震改修に関する陳情書について採決します。  
お諮りします。本陳情に対する委員長の報告は採択です。本陳情を委員長報告のとおり採択とすることに御異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。したがって、2陳情第15号は採択することに決定しました。  
次に2陳情第7号 飯島町議会改革について討論を行います。  
本陳情についての委員会審査報告は趣旨採択です。ついては、今後の議事の進め方について事務局長から説明をさせます。  
(審議方法説明)

事務局長

議 長 ただいま説明がありました。  
お諮りします。今後の議事運営については事務局長説明のとおりとしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
それでは討論を行います。初めに原案を採択することに賛成の討論はありませんか。  
(なしの声)

議 長 次に原案を採択すること及び原案を趣旨採択することに反対の討論はありませんか。  
(なしの声)

議 長 次に原案を採択することに賛成の討論はありませんか。  
(なしの声)

議 長 次に原案を趣旨採択することに賛成の討論はありませんか。

8番  
坂本議員 原案に対して趣旨採択の討論をいたします。  
この内容は、非常に、もう少し広く住民の意見を聴くということと、議員間・内でももう少しもんで話をしていかないとすぐには決定できない内容となっておりますので、趣旨採択に賛成といたします。

議 長 ほかに討論はありませんか。  
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これから2陳情第7号 飯島町議会改革についてを採決します。この採決は起立によって行います。初めに本陳情を趣旨採択とすることに賛成の方は御起立ください。  
〔賛成者起立〕

議 長 お座りください。起立全員です。したがって、2陳情第7号は趣旨採択とすることに決定しました。

議 長 日程第8 議会閉会中の委員会継続調査について議題といたします。  
会議規則第72条の規定によりお手元に配付のとおり議会閉会中の継続調査について

各委員長から申出があります。

お諮りします。申出の事件について議会閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。したがって、本件については各委員長から申出のとおり継続調査といたします。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前10時05分

再開 午前10時08分

議長 会議を再開いたします。

ただいまお手元へお配りしましたとおり三浦議員から2件、好村議員から1件、計3件の議案が提出されました。

お諮りします。本案を日程に追加し、追加日程第1から第3として議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。したがって、議案3件を日程に追加して議題とすることに決定しました。

議長 追加日程第1 発議第17号 「安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書」の提出について

を議題とします。

事務局長に議案を朗読させます。

事務局長 (議案朗読)

議長 本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。

2番

三浦議員 それでは、お手元にお配りしました安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書の提出の趣旨について御説明いたします。

新型コロナウイルスの感染は、日本国内でも全国に広がり第3波が起きている事態となっております。新型コロナ患者の受入態勢が逼迫している状況が連日報道されております。特に医療機関の感染症病床や集中治療室の大幅な不足や医師、看護師、介護職の人員不足、保健所の不足が深刻と言われております。特に、中心的な役割を公立・公的病院が果たしており、その重要性がよく分かる状況です。

飯島町でも感染者が出るなど、他人ごとではない状況が上伊那地域でも起きています。

背景には1990年代後半から続いてきた医療、福祉、介護など社会保障費の抑制策にあると考えています。新型コロナウイルス感染症にとどまらず、新たな感染症への対応も求められています。新型コロナウイルス感染症対策をしっかりと行い、新たな感染症拡

大や自然災害などの事態に対応できる医療・介護・福祉・公衆衛生施策の拡充は喫緊の課題と考えます。

国に対し4項目について要請する意見書を提出したいと考えます。全員の皆さんの御賛同をよろしくお願いいたします。

議長 3番  
久保島議員 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

2番  
三浦議員 三浦議員の陳情書の意見書の案について拝見させていただきました。前回、陳情の審査をした中で、国民の負担を減らすべきという第5項目があったわけですが、それをカットした理由についてお伺いします。

ただいま久保島議員から質問がありましたが、審査の中で様々な議員の皆さんの考え方があるということがよく分かりました。確かに、先ほど折山議員が発言されましたけれども、やはり社会保障については、大きな課題であって、なかなか一致できるところではないというふうにも思いましたが、喫緊の課題として、国に対して私はこの機会に意見書を国に上げたいということで、社会保障の部分については外して意見書を上げたいというふうに皆さんの御賛同を求めるものです。以上です。

議長 ほかに質疑はありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。提出者は自席へお戻りください。

これから討論を行います。討論はありませんか。

7番

折山議員 賛成の討論で参加をいたしますが、もう、ここに掲げられた4つは紛れもない国民の悲鳴であり思いであります。もう、この部分についていちいち申しませんが、2つだけちょっと申しますと、医療関係者、特にウイルスの専門家の中には、新型コロナに相当するウイルスとの闘いってというのは、これから10年サイクルで、もう覚悟しなければならないという、そういう発言をする方もいらっしゃるわけです。もう一方、前の橋下大阪府知事は、自分の政策の中で唯一失敗したと自分が認識しているのは、保健所の統廃合を進めてしまった結果、今日の保健行政機構の停滞を招いてしまった、このことについては私の政策失敗だったというふうに明言をテレビのあちこちでされております。それくらい、保健行政っていうものの統廃合も10年サイクルで起こり得る新たな病原との闘いっていうことを想定した、そうでないと国民の命は守り切れないうようなことの中で、本陳情を不採択にするような議会であってはならない、こういった思いを持って賛成討論といたします。

議長 ほかに討論はありませんか。

3番

久保島議員 私は、この意見書については不採択とさせていただきたいというふうに考えております。

まず、新型コロナ感染症と今後の医療機関、保健所等への対応、これについては全く

別の話だというふうに思っています。今すぐに医療体制が拡充できるわけでもなく、保健所が新設されるわけでもない、新型コロナ対策っていうことであれば別の方法があるっていうふうに思っています。この機に便乗してというような形がどうしても見えてしまうということで、この意見書については提出すべきではないというふうに考えています。

議長  
9番

ほかに討論ありませんか。

浜田議員

この意見書に賛成する立場から討論いたします。

世界最大発行部数を誇る科学技術誌の中に論文がございまして、世界のエイズ対策をリードした方の論文でありました。この方は今、アメリカで非常に有名になっているCDCのファウチ所長、この方を育て、その第一人者というふうに指導してこられた方があります。この方の論文の中に非常に重要なことが書いてございまして、MER SとかSARSとかいう鳥インフルエンザ系の感染症が起こったにもかかわらず、日本を含めて世界の各国が感染症対策の予算を減らしてしまった。もしそのまま研究を継続していれば今日ほどの感染拡大はなかったんだろうというのが重要な記述でありました。今、新型コロナウイルスは目の前の問題に追われておりますけれども、もっと根の深い問題であるっていうふうに多くの感染症学者は考えているっていうことであります。先ほどの折山議員は日本の国内の全体のことを申し上げましたけど、これは本当に世界的なテーマであるというふうに考えますし、それから、今回も発熱外来が設備として別になかったということは大きな問題を引き起こしているというふうに考えています。そういった意味で、医療体制全体の強化は一時的なものではないというふうに考えますので、そういったことも含めるこの意見書に賛成するものであります。

議長

ほかに討論はありませんか。

(なしの声)

議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第17号 「安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書」の提出についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は御起立ください。

[賛成者起立]

議長

お座りください。起立多数です。したがって、発議第17号は原案のとおり可決されました。

議長

追加日程第2 発議第18号 「すべての医療機関・介護事業所への緊急財政支援を求める意見書」の提出についてを議題とします。

事務局長に議案を朗読させます。

事務局長

(議案朗読)

議長

本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。

2番

三浦議員

それでは、ただいまお配りいたしましたすべての医療機関・介護事業所への緊急財政支援を求める意見書について提出の趣旨説明を行います。

新型コロナウイルス感染症の拡大が続く中、医療・介護従事者は自らの感染リスクと闘いながら住民の命と健康を守るために日々休むことなく奮闘をされています。

医療機関では、入院、外来とも患者の著しい減少が見られ、介護事業所では利用控えなどが増加している状況があります。一方で、感染防止・予防のための経費は増加し、大幅な減収となり、利益率の悪化が3月以降継続しています。町内の医療機関、介護事業所においても、そのような状況にあるとお聞きをしております。とりわけ重症者を受け入れている医療機関における逼迫した状況が深刻な状況と報道で取り上げられております。

コロナ感染症への治療に対する報酬は手厚くなったものの、各医療関係団体などから減収への財政支援が求められております。このままでは、平時に戻ったとしても自助努力ではコロナ下での減収分を取り戻すことは不可能であると言われております。医療機関への緊急融資は一時しのぎであり、返済すべきものであります。経営が破綻すれば、私たちが医療、介護を受けるにも大変な状況になり、危機的な事態が生まれてくるというふうに思われます。

国の責任で迅速で大規模な財政支援策を行うよう求めるものです。全員の皆様の賛同を求めるものです。よろしく願いいたします。

議長

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。提出者は自席へお戻りください。

これから討論を行います。討論はありませんか。

4番

中村議員

私は、この意見書の提出に反対の立場で討論を申し上げます。

個人的に思うことですが、このコロナ禍、いろんなところで事業が逼迫しております。どうしたら終息できるのかと考えると、やはり原因は、3密を避けるとか、マスクをすとか、手洗いをするというふうな、医学的にもそういうことを頻繁に言われているわけであって、医療機関をやっぱりなるべく、これ以上患者数を減らすためには国民一人一人の意識を本当に高めることのほうが一番介護現場や医療機関を救うことになるのかなあと思っているわけなんですけれども、医療機関や介護事業所へ大幅な緊急財源支援とありますが、現場の中では、問題はお金だけではないんだというふうにも言われてもおります。

医療機関は本当に命に直結したところで、従事者の皆さんには、本当に頭が下がる、感謝し切れない部分であります。しかしながら、ほかの製造業であったり商業であったり、または塾であったり学校であったり、皆さんいろいろコロナ禍の中で大変な状況になっております。それで、先ほど陳情内容にもありましたけれども、私は、「すべての医療機関・介護事業所」、この「すべて」というところではなくして、国民全員が今この中

で痛みを分かち合い、そして本当に困窮しているところにまずは支援をしていくという、そういう内容であってほしいというふうに思うわけです。したがって、「すべての医療機関」というこの文言に対して私は賛成できないため、この意見書に対して反対といたします。

議長 ほかにも討論ありませんか。  
(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第18号 「すべての医療機関・介護事業所への緊急財政支援を求める意見書」の提出についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立ください。

[賛成者起立]

議長 お座りください。起立多数です。したがって、発議第18号は原案のとおり可決されました。

議長 追加日程第3 発議第19号 「国土強靱化対策の推進を求める意見書」の提出について

を議題といたします。

事務局長に議案を朗読させます。

事務局長 (議案朗読)

議長 本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。

6番

好村議員 それでは、国土強靱化対策の推進を求める意見書について提案理由の説明を申し上げます。

近年の気候変動の影響などにより気象の急激な変化や自然災害の頻発化、激甚化に我が国はさらされております。このような自然災害に事前から備え、国民の生命、財産を守る防災・減災となる国土強靱化は、より一層重要性が増しており、課題となっております。

国は、国土強靱化基本計画に基づき平成30年より3か年緊急対策として事業を推進しましたが、本年度末をもって終了します。こちらについては、先日11日に5か年加速化対策が閣議決定されております。

飯島町も町民の生命と財産を守ることを最優先に大規模自然災害への備えを効果的に推進するため、令和2年3月に飯島町国土強靱化地域計画を策定しました。町は、強靱化計画の推進と老朽化が進むインフラ等の防災対策を実施していく上で十分な予算を安定的かつ継続的に確保する必要があります。このことから、国に対し継続して計画推進に必要な予算の確保や拡充、補助事業の拡大、社会資本整備総合交付金等の財源確保を求めるものです。

詳細については意見書を御覧いただき、議員全員の御賛同をよろしくお願いいたします。

- 議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。  
(なしの声)
- 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。提出者は自席へお戻りください。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
(なしの声)
- 議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これから発議第19号 「国土強靱化対策の推進を求める意見書」の提出についてを採決いたします。  
お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。  
(異議なしの声)
- 議 長 異議なしと認めます。したがって、発議第19号は原案のとおり可決されました。  
以上で本日の日程は全部終了しましたので、会議を閉じます。  
ここで町長から議会閉会の挨拶をいただきます。
- 町 長 12月議会定例会の閉会に当たりまして御挨拶を申し上げます。  
去る12月3日から本日まで13日間の会期をもって開催されました12月議会定例会ですが、議員各位におかれましては、慎重審議をいただき、上程いたしました案件の全てを原案のとおり議決いただきまして、誠にありがとうございました。  
併せて、議案審議や一般質問を通じていただきました貴重な御意見や御提案などを心に留め置き、今後の町政運営に全力で努めてまいりたいと思います。  
さて、年末年始を控え、帰省する方々も、また迎える方も、新型コロナウイルスの感染を心配され、判断に迷っておられることと思います。町では、安心してふるさと飯島町にお帰りいただけるよう、検査費用の負担について現在検討を進めております。できるだけ飯島カラーを出せるよう、対象の範囲もできるだけ広くできたらと思っております。また、新型コロナウイルスに感染された方へのお見舞金なども交付条件を検討した上で制度化できればと思っております。ほかにも支援を必要としている皆様もおいでになると思いますので、町としましても、その実態を把握した中で、できる限りの施策を考えてまいります。  
さて、今年も余すところ2週間余りとなりました。昨日、今年の漢字が発表され、流行語大賞に選ばれた「3密」の「密」という字になりました。多くの方がコロナ感染拡大を受け「密」を意識し、日常生活にも大きな影響を与えたことなどにより選ばれたようでございますけれども、今年一年を象徴した1字であると思っております。  
さらに、一年を振り返ってみますと、年の初めは、干支が「ねずみ」ということで、経済も繁栄する年とされ、オリンピックもあり、大きな期待を持ってスタートした年でした。しかし、新型コロナウイルスの蔓延により人々の生活は一変し、経済も停滞するなど、過去にない経験をした年となりました。  
来年のえとは「うし」です。株の相場の格言ではつまずきだということで、経済面であまりよいことのない年と言われているようですけれども、その一方で、今年、労働者の報酬は減となったものの、国の給付金の受給や消費の急減により貯蓄率が上昇してお

り、来年はワクチンの普及も予定されていることから、消費が回復するのではないかとの見方もあるようでございます。

いずれにしましても、国民一人一人の努力で病気も経済も好転させ、この難局をみんなで乗り越える、そんな年にしなければならないと思っております。

現在、令和3年度の予算編成に入っております。町税の減税が見込まれることなど、大変厳しい状況ではありますが、来年は第6次総合計画がスタートする年となりますので、新たな目標に向かって町民の皆様が誇りの持てるまちづくりを進めるよう全力で取り組んでまいるところでございます。

議員各位におかれましては、今年一年間の御苦勞、御協力に対しまして心から御礼申し上げますとともに、御健勝でよい年を迎えられ、飯島町の発展のため一層の御活躍を心からお祈り申し上げます、12月議会定例会閉会の御挨拶といたします。

誠にありがとうございました。

議長 以上をもって令和2年12月飯島町議会定例会を閉会といたします。御苦勞さまでした。

閉会 午前10時43分

上記の議事録は事務局長 林潤の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

飯島町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員